

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																																																
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～45 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>45-2 下部端末回線</td> <td>端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等のものであって、光信号により伝送を行う区間を含まないものに限ります。）のうち、端末設備等とき線点近傍の電柱等に他事業者が設置する端子盤との間の部分（電話重畳しないものに限ります。）</td> </tr> <tr> <td>45-3～94-2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>94-3 特別収容局ルータ</td> <td>収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有しないもの</td> </tr> <tr> <td>94-4～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-2 IP通信網県間区間伝送路</td> <td>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域をまたがるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準的な接続箇所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(1)-3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1)-4 き線点近傍の電柱等に設置される端子盤</td> <td>当社の下部端末回線と接続するために他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側コネクタ</td> </tr> <tr> <td>(2)～(2)-2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2)-3 ISM交換機の端末回線側</td> <td>ISM交換機に收容する端末回線に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するISM折返し機能を提供するISM交換機を設置する通信用建物に設置するものに限ります。）の当社側コネクタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務) 第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外の</p>	用語	意味	1～45 (略)	(略)	45-2 下部端末回線	端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等のものであって、光信号により伝送を行う区間を含まないものに限ります。）のうち、端末設備等とき線点近傍の電柱等に他事業者が設置する端子盤との間の部分（電話重畳しないものに限ります。）	45-3～94-2 (略)	(略)	94-3 特別収容局ルータ	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有しないもの	94-4～99 (略)	(略)	99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域をまたがるもの	標準的な接続箇所	内容	(1)～(1)-3 (略)	(略)	(1)-4 き線点近傍の電柱等に設置される端子盤	当社の下部端末回線と接続するために他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側コネクタ	(2)～(2)-2 (略)	(略)	(2)-3 ISM交換機の端末回線側	ISM交換機に收容する端末回線に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するISM折返し機能を提供するISM交換機を設置する通信用建物に設置するものに限ります。）の当社側コネクタ	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～45 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>45-2 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45-3～94-2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>94-3 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>94-4～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-2 IP通信網県間区間伝送路</td> <td>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域（イに規定する都道府県の区域については以下「東日本」、ウに規定する府県の区域については以下「西日本」といいます。）をまたがるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準的な接続箇所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(1)-3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1)-4 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)～(2)-2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2)-3 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第10章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務) 第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外の</p>	用語	意味	1～45 (略)	(略)	45-2 削除		45-3～94-2 (略)	(略)	94-3 削除		94-4～99 (略)	(略)	99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域（イに規定する都道府県の区域については以下「東日本」、ウに規定する府県の区域については以下「西日本」といいます。）をまたがるもの	標準的な接続箇所	内容	(1)～(1)-3 (略)	(略)	(1)-4 削除		(2)～(2)-2 (略)	(略)	(2)-3 削除	
用語	意味																																																
1～45 (略)	(略)																																																
45-2 下部端末回線	端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等のものであって、光信号により伝送を行う区間を含まないものに限ります。）のうち、端末設備等とき線点近傍の電柱等に他事業者が設置する端子盤との間の部分（電話重畳しないものに限ります。）																																																
45-3～94-2 (略)	(略)																																																
94-3 特別収容局ルータ	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有しないもの																																																
94-4～99 (略)	(略)																																																
99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域をまたがるもの																																																
標準的な接続箇所	内容																																																
(1)～(1)-3 (略)	(略)																																																
(1)-4 き線点近傍の電柱等に設置される端子盤	当社の下部端末回線と接続するために他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側コネクタ																																																
(2)～(2)-2 (略)	(略)																																																
(2)-3 ISM交換機の端末回線側	ISM交換機に收容する端末回線に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するISM折返し機能を提供するISM交換機を設置する通信用建物に設置するものに限ります。）の当社側コネクタ																																																
用語	意味																																																
1～45 (略)	(略)																																																
45-2 削除																																																	
45-3～94-2 (略)	(略)																																																
94-3 削除																																																	
94-4～99 (略)	(略)																																																
99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域（イに規定する都道府県の区域については以下「東日本」、ウに規定する府県の区域については以下「西日本」といいます。）をまたがるもの																																																
標準的な接続箇所	内容																																																
(1)～(1)-3 (略)	(略)																																																
(1)-4 削除																																																	
(2)～(2)-2 (略)	(略)																																																
(2)-3 削除																																																	

ものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要する電気通信事業者は、第54条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表2第4表(従量制網使用料支払事業者)に規定するところによります。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、優先接続機能、リルーティング通信機能及びリダイレクション網使用機能については、この限りではありません。

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(17) (略)

(18) 当社が、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに基づき、当社の加入者交換機に優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号(番号規則別表第10号に規定する電気通信番号をいいます。以下、優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号を「優先接続番号」といいます。)の登録を行ったとき。

第4節 料金の計算及び支払い

(手続費の実績に基づく精算)

第74条の2 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費(1件ごとの料金額に限り、)を、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数(以下「当年度実績」といいます。)を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

(工事費及び手続費等の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費(1件ごとの料金額に限り、)、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第16章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第98条 当社は、協定事業者(番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者)に限り、以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書

ものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要する電気通信事業者は、第54条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表2第4表(従量制網使用料支払事業者)に規定するところによります。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、リルーティング通信機能及びリダイレクション網使用機能については、この限りではありません。

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(17) (略)

(18) 削除

第4節 料金の計算及び支払い

(手続費の実績に基づく精算)

第74条の2 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費(1件ごとの料金額に限り、)、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数(以下「当年度実績」といいます。)を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

(工事費及び手続費等の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費(1件ごとの料金額に限り、)、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第16章 雑則

第98条 当社は、協定事業者(番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者)に限り、以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書

の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報（異動事由及び異動年月日を含みます（その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。）。以下第 99 条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第 3 項において同じとします。）をお客様情報照会書により回答します。

(1) ～ (3) (略)

(4) その協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守しないおそれがないこと。

ア～エ (略)

オ その他、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」等の法令及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号）」（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）を遵守すること。

（優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供）

第98条の2 当社は、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに基づき、当社の契約者から、優先接続番号の指定（変更及び廃止を含みます。）があったときは、第1号及び第2号のいずれにも該当する場合に限り、その契約者に係る第3号に規定する契約者情報を優先接続機能の提供を受ける協定事業者に提供します。

(1) その協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守しないおそれがないこと。

ア 利用者からの故障の問い合わせ等に迅速に対応する目的又はその協定事業者の電気通信サービスに係る不要な利用者料金の支払いを防止する目的等特に業務遂行上必要な目的のためだけに、提供された契約者情報を利用し、営業活動に利用しないこと。

イ 提供された契約者情報を自ら（他者に業務を委託する場合を含みます。）利用し、他者に二次提供しないこと。

ウ 目的達成後は遅滞なくその契約者情報を消去すること。

エ 対象契約者の権利利益を不当に害しないこと。

オ その他、個人情報保護ガイドライン等を遵守すること。

(2) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。

(3) 提供する契約者情報

ア 契約者回線番号等（追加番号を除きます。）

イ 契約者氏名又は名称

ウ 申込者連絡先電話番号、氏名又は名称及び住所

エ 通話区分

オ 優先接続の区分

カ 登録工事実施日（予定日を含みます。）

キ 廃止工事実施日

2 第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第2項及び第4項から第7項の規定は、前項の場合に準用します。この場合において、同条第2項に「前項」とあるのは「第98条の2（優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供）第1項」と、「前項第3号又は第4号」とあるのは「第98条の2第1項第1号」と、「第3項から第5項」とあるのは「第98条の2第2項の規定により読み替えて準用する第98条第4項及び第5項」と、同条第4項及び第5項に「第1項第4号」とあるのは「第98条の2第1項第1号」と、同条第5項に「前2項の場合において、協定事業者から対象契約者の同意を得たことを証する

の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報（異動事由及び異動年月日を含みます（その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。）。以下第 99 条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第 3 項において同じとします。）をお客様情報照会書により回答します。

(1) ～ (3) (略)

(4) その協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守しないおそれがないこと。

ア～エ (略)

オ その他、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」等の法令及び「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号）」（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）を遵守すること。

第98条の2 削除

書面が提出されるまでの間、又は」とあるのは「第98条の2第2項の規定により読み替えて準用する第98条第4項の場合において、」と読み替えるものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)~(3)-2 (略)	(略)
(4) 公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1 第1欄に規定する機能については、2-10-1 に掲げる料金額に、2-10-2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-10-2 に掲げる料金額の算定にあたっては、前年度の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績(公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。)を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単備(事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」といいます。))において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単備であって平成18年総務省告示第429号の規定により算定した合算番号単備(修正合算番号単備を含みます。)をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第27条第3項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単備を合算したものをいいます。以下同じとします。)を用いて料金額を再算定(2-10-1 に掲げる料金額を変更するときに行うものとします。)してその事業年度の4月1日に溯及して適用するものとし、各事業年度の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単備にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。
(5)~(8)-2 (略)	(略)
(8)-3 優先接続機能に係る料金の適用	優先接続機能に係る料金については、当該機能を利用して接続する協定事業者のうち、優先接続番号を有する協定事業者が支払うものとします。
(8)-4~(31) (略)	(略)
(32) 閉門系ルータ交換機能に係る料金の適用	閉門系ルータ交換機能(IPOE方式で接続する場合に限りです。)イ欄に係る料金については、2 (料金額) 2-4 第4欄に掲げる令和5年4月1日時点のIP通信網終端装置(IPOE方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。)の設置場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、IPOE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和5年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)			
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの(1 0bit/sタイプ又は100bit/sタイプのもの)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,341円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,341円
		③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,381円
	(4) (略)		

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)~(3)-2 (略)	(略)
(4) 公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1 第1欄に規定する機能については、2-10-1 に掲げる料金額に、2-10-2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(5)~(8)-2 (略)	(略)
(8)-3 削除	
(8)-4~(31) (略)	(略)
(32) 閉門系ルータ交換機能に係る料金の適用	閉門系ルータ交換機能(IPOE方式で接続する場合に限りです。)イ欄に係る料金については、2 (料金額) 2-4 第4欄に掲げる令和5年4月1日時点(ただし、同欄イ(7)②欄については当該IP通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。)のIP通信網終端装置(IPOE方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。)の設置場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、IPOE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和5年4月1日(ただし、同欄イ(7)②欄については当該IP通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。)以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)			
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの(1 0bit/sタイプ又は100bit/sタイプのもの)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,372円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,372円
		③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,413円
	(4) (略)		

(3)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,483円	
				(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,483円	
				(7) (4)以外のもの	1回線ごとに	1,527円	
			イ 4線式のもの		1回線ごとに	3,055円	
			ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
					② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
					③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額
				(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
					② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
					③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額
				(7) (4)以外のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額
					② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額
					③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額
			エ 2芯式のもの	(7) (4)以外のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,139円
					② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,145円
③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,110円					

(3)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,625円		
				(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,625円		
				(7) (4)以外のもの	1回線ごとに	1,674円		
			イ 4線式のもの		1回線ごとに	3,348円		
			ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
					② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
					(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
				(7) (4)以外のもの	② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額	
					① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
				(7) (4)以外のもの	② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
					エ 2芯式のもの	(7) (4)以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
				② 令和7年4月1日以降に適用する料金			1回線ごとに	4,110円

(4)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (4)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,525円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,525円
					③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,571円
			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	60円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	60円	

(4)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (4)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,671円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,671円
					③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,721円
			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	64円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	64円	

イ	(7) (イ)以外の 場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,737円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,737円
		③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,783円
	(4) 電話重畳する 場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	272円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	272円

(4)-2~(5) (略)

ア	(7) 光回線接続モジュール(光回線設備を成る装置であつて、配線に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,009円
			B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,012円
			C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,009円
			B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,012円
			C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円
		③ ①②以外のもの	A 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,069円
			B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,072円
			C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,055円

イ	(7) (イ)以外の 場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,920円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,920円
		③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,970円
	(4) 電話重畳する 場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	313円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	313円

(4)-2~(5) (略)

ア	(7) 光回線接続モジュール(光回線設備を成る装置であつて、配線に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円
			B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円
			C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円
			B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円
			C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円
		③ ①②以外のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円
			B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,055円
			C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,055円

(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,009円	
		B	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,012円	
		C	令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円	
	② 保守の区別がタイプ2のもの	A	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,009円	
		B	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,012円	
		C	令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円	
	③ ①②以外のもの	A	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,069円	
		B	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,072円	
		C	令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,055円	
	イ 光信号主端末回線（光局外スリットを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	①	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,779円
			②	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,774円
			③	令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,746円
(4) 保守の区別がタイプ2のもの		①	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,779円	
		②	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,774円	
		③	令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,746円	
(7) (4) 以外のもの		①	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,829円	
		②	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,824円	
		③	令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,795円	
(7)～(8) (略)						

(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円	
		B	令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円	
	② 保守の区別がタイプ2のもの	A	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円	
		B	令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円	
	③ ①②以外のもの	A	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円	
		B	令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,055円	
	イ 光信号主端末回線（光局外スリットを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	①	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,812円
			②	令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,746円
		(4) 保守の区別がタイプ2のもの	①	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,812円
②			令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,746円	
(7) (4) 以外のもの	①	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,863円		
	②	令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,795円		
(7)～(8) (略)						

(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,868円	—
		イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,404円	
		ウ 2Gbit/sから400Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,470円	

(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,913円	—
		イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,449円	
		ウ 2Gbit/sから400Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,515円	

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) 光信号も主端回線(光局外スタックを含むもの)により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	(7) 令和6年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金 1回線ごとに 1,612円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 146円 を加算した料金額 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
	(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
		1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
	(6) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)④欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) 光信号も主端回線(光局外スタックを含むもの)により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金 1回線ごとに 1,654円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
	(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
		1回線ごとに 令和8年4月1日以降に適用する2-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 160円 を加算した料金額 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる

イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,612円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額に、 146円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(7) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)③欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,654円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)欄に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(7) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(4)欄に規定する料金額に、 160円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

ウ アイ以外のもの	(7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,657円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、 151円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 151円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、 125円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 125円 のうち、 123円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、 174円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 174円 のうち、 172円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,701円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、 125円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 125円 のうち、 123円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、 174円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 174円 のうち、 172円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、 164円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 164円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

区分		単位	料金額		備考			
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	151円		—			
	イ 1芯式のもの	(7) (4)以外のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	(4)①欄に規定する料金額				
			② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	(4)②欄に規定する料金額				
			③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	(4)③欄に規定する料金額				
	(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	153円				
		② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	153円				
		③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	153円				
	ウ (略)							
	(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置されるものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	328円	64円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	328円	64円
③ ①②以外のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	338円	66円		
(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置されるものに限ります。)を利用しないもの		① 当社が設置した光信号分岐端末回線取容キャビネット等その光信号分岐端末回線が容れられるもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	333円	64円		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	333円	64円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	343円	66円		

区分		単位	料金額		備考			
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	165円		—			
	イ 1芯式のもの	(7) (4)以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	(4)①欄に規定する料金額				
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	(4)②欄に規定する料金額				
	(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	156円				
		② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	153円				
	ウ (略)							
	(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置されるものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	367円	72円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	367円	72円
				③ ①②以外のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	378円	74円
(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置されるものに限ります。)を利用しないもの		① 当社が設置した光信号分岐端末回線取容キャビネット等その光信号分岐端末回線が容れられるもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	372円	72円		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	372円	72円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	383円	74円		

		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	327円	64円	
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	327円	64円	
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	337円	66円	
イ 光信号主 端末回線に係る加算料	(7) 保守の別がタイプ1-1のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,779円			
		② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,774円			
		③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,746円			
	(4) 保守の別がタイプ1-2のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,779円			
		② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,774円			
		③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,746円			
	(7) (4) 以外のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,829円			
		② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,824円			
		③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,795円			
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	330円				
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0,956円				

		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	367円	72円	
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	367円	72円	
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	378円	74円	
イ 光信号主 端末回線に係る加算料	(7) 保守の別がタイプ1-1のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,812円			
		② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,746円			
		(4) 保守の別がタイプ1-2のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,812円		
	(4) 保守の別がタイプ1-2のもの	② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,746円			
		(7) (4) 以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,863円		
	(7) (4) 以外のもの	② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号主 端末回線ごとに	1,795円			
		(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	403円		
	(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0,916円			

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分	単位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 1,612円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 146円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>146円</u> のうち、 <u>144円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>122円</u> のうち、 <u>120円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>169円</u> のうち、 <u>167円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>169円</u> のうち、 <u>167円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに 令和8年4月1日以降に適用する料金	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>160円</u> のうち、 <u>158円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分	単位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 1,654円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>122円</u> のうち、 <u>120円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>169円</u> のうち、 <u>167円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに 令和8年4月1日以降に適用する料金	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>160円</u> のうち、 <u>158円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する料金	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>160円</u> のうち、 <u>158円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	(7) 令和5年 4月1日 から令和 6年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端未回 線ごとに	1,612円	接続開始日から、1年未満の 場合に適用します。
		1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上2 年未満の場合に適用します。
		1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)①欄に規 定する料金額 に、 146円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上3 年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算す るものとします。
(4) 令和6年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上2 年未満の場合に適用します。	
	1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)②欄に規 定する料金額 に、 122円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上3 年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算す るものとします。	
(7) 令和7年 4月1日 以降に適 用する料 金	1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)③欄に規 定する料金額 に、 169円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上3 年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算す るものとします。	

イ 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	(7) 令和6年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端未回 線ごとに	1,654円	接続開始日から、1年未満の 場合に適用します。
		1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上2 年未満の場合に適用します。
		1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)①欄に規 定する料金額 に、 122円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上3 年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算す るものとします。
(4) 令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上2 年未満の場合に適用します。	
	1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)②欄に規 定する料金額 に、 169円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上3 年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算す るものとします。	
(7) 令和8年 4月1日 以降に適 用する料 金	1 光信号 主端未回 線ごとに	令和8年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(4)欄に 規定する料金 額に、 160円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上3 年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算す るものとします。	

ウ	アイ以外のもの	(7)	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	1,657円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、 151円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 151円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(4)	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、 125円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 125円 のうち、 123円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
(ウ)	令和7年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、 174円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 174円 のうち、 172円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

ウ	アイ以外のもの	(7)	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	1,701円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、 125円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 125円 のうち、 123円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(4)	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、 174円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 174円 のうち、 172円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
(ウ)	令和8年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、 164円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 164円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1)	(略)	—	—
(2)	当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	—
		イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 184円
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの 189円	
(ウ) (7) (4) 以外のもの 196円			

2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1)	(略)	—	—
(2)	当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	—
		イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 190円
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの 196円	
(ウ) (7) (4) 以外のもの 203円			

2-1の2 (略)

2-1の3 光信号電気信号変換機能

		1回線ごとに月額			
区分		料金	備考		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	579円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	579円	
			ウ アイ以外のもの	596円	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,561円	—	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,561円		
		ウ アイ以外のもの	1,608円		

2-1の2 (略)

2-1の3 光信号電気信号変換機能

		1回線ごとに月額			
区分		料金	備考		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	681円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	681円	
			ウ アイ以外のもの	701円	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,826円	—	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,826円		
		ウ アイ以外のもの	1,881円		

2-1の4 光信号多重分離機能

		月額				
区分		料金	備考			
光信号多重分離機能	光局内スプレッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線の光信号の多重分離を行う機能	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	144円	—	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	144円		
			③ ①②以外のもの	148円		
	(4) 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	185円	—		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	185円			
		③ ①②以外のもの	191円			
	イ(略)					

2-1の4 光信号多重分離機能

		月額				
区分		料金	備考			
光信号多重分離機能	光局内スプレッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号主端末回線の光信号の多重分離を行う機能	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	159円	—	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	159円		
			③ ①②以外のもの	164円		
	(4) 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	308円	—		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	308円			
		③ ①②以外のもの	317円			
	イ(略)					

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金	備考	
(1) (略)					
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機能において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0,1129円		
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機能において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別する機能	1通信ごとに	0,1476円		
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機能において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,333,333円		
(5) (略)					
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用料金を当社が回収する場合において、当該利用料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0,00005552円	—
		イ〜ウ (略)			
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0,00006940円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0,00008272円	

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金	備考	
(1) (略)					
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機能において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0,1469円		
(3) 削除					
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機能において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	10,416,667円		
(5) (略)					
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用料金を当社が回収する場合において、当該利用料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0,00006281円	—
		イ〜ウ (略)			
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0,00007851円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0,00009547円	

(7)~(10) (略)				
-----------------	--	--	--	--

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区分			単位	料金額	備考	
(1)~(3) (略)						
(4) 開門系 ルータ 交換機 能	開門系 ルータ で接続 する場 合にお ける当 該開門 系ルタ により 通信交 換を行 う機能	ア (略)				
		イ 第5条 (標準的 な接続 箇所)第 1項の表 中第7欄 で接続 するもの のうちI PoE方式 で接続 する場合	(7) 東京都内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ トあ たり月 額	143,982円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(4) 千葉県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ トあ たり月 額	220,325円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(5) 埼玉県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ トあ たり月 額	212,595円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(1) 神奈川県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ トあ たり月 額	177,242円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(7) 茨城県内 及び 栃木県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ トあ たり月 額	568,889円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(8) 北海道内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ トあ たり月 額	256,657円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(7) 宮城県内 及び 山形県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ トあ たり月 額	197,104円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(7) 群馬県内 及び 山梨県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ トあ たり月 額	232,022円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(7) 茨城県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ トあ たり月 額	381,917円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。

(7)~(10) (略)				
-----------------	--	--	--	--

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区分			単位	料金額	備考	
(1)~(3) (略)						
(4) 開門系 ルータ 交換機 能	開門系 ルータ で接続 する場 合にお ける当 該開門 系ルタ により 通信交 換を行 う機能	ア (略)				
		イ 第5条 (標準的 な接続 箇所)第 1項の表 中第7欄 で接続 するもの のうちI PoE方式 で接続 する場合	(7) 東京都 内の設 置場所 におい て接続 する場 合	1ポ トあ たり月 額	159,922円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
				1ポ トあ たり月 額	273,495円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(4) 千葉県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ トあ たり月 額	208,207円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(5) 埼玉県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ トあ たり月 額	195,907円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(1) 神奈川県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ トあ たり月 額	173,414円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(7) 茨城県内 及び 栃木県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ トあ たり月 額	824,208円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(8) 北海道内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ トあ たり月 額	252,197円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(7) 宮城県内 及び 山形県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ トあ たり月 額	195,089円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
			(7) 群馬県内 及び 山梨県内 の設置場 所におい て接続 する場合	1ポ トあ たり月 額	234,639円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
	(7) 茨城県内の 設置場所 において接 続する場 合	1ポ トあ たり月 額	337,050円	I PoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。		

		(a) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	517,883円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ～エ (略)			

		(a) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	418,060円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ～エ (略)			

2-4の2 (略)

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5 中継伝送機能

2-5-1～2-5-2の2 (略)

2-5-1～2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分		料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	0,956円	
	光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	0,956円	

区分		料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	0,916円	
	光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0,916円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

2-5-3-3 加算料

月額

月額

区分	単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	330円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	0,956円	

区分	単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	403円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	0,916円	

2-8 番号案内機能等

	区分	単位	料金額	備考
(1)	番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに 360円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(1)	-2 番号案内サービス接続機能(一般中継ルータ接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線設備又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに 356円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2)	削除			
(2)	-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに 156.96円	特定端末系事業者に適用します。
(3)	番号データベース接続機能	ア(略)		
	イ	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに 51.48円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ(略)			

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

	区分	単位	料金額	備考
(1)	公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに 3.0723円	
(2)	(略)			

2-10-2 加算料

	区分	単位	料金額	備考
(1)	2-10-1第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1秒ごとに 会算番号単価に公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び12を乗じて得た額を公衆電話発信機能に係る算定対象需要実績で除して得た額	
(2)	(略)			

2-8 番号案内機能等

	区分	単位	料金額	備考
(1)	番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに 323円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(1)	-2 番号案内サービス接続機能(一般中継ルータ接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線設備又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに 319円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2)	削除			
(2)	-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに 148.88円	特定端末系事業者に適用します。
(3)	番号データベース接続機能	ア(略)		
	イ	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに 19.07円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ(略)			

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

	区分	単位	料金額	備考
(1)	公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに 4.1057円	
(2)	(略)			

2-10-2 加算料

	区分	単位	料金額	備考
(1)	2-10-1第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1秒ごとに 0.00109698円	
(2)	(略)			

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(11) (略)				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	85円
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	32円
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	41円
(14) (略)				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	37円
(16) IP通信回線管理機能	協定事業者のIP通信回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	32円
(17)~(17)-2 (略)				
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	37円
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	330円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.956円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	37円
(21)~(25) (略)				
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能		1回線ごとに月額	281円

2-1-2~2-1-3 (略)

2-1-4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	32,336円	

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(11) (略)				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	149円
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	46円
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	33円
(14) (略)				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	43円
(16) IP通信回線管理機能	協定事業者のIP通信回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	46円
(17)~(17)-2 (略)				
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	43円
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	403円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.916円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	43円
(21)~(25) (略)				
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能		1回線ごとに月額	243円

2-1-2~2-1-3 (略)

2-1-4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	38,206円	

第2 網改造料

1 (略)

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.266
	電力設備	0.919
	伝送機械設備	0.159
	無線機械設備	(略)
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.066
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.034

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分			内容
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.048
		中継系交換機能	0.041
		中継伝送機能	0.042
		通信料対応設備合計	0.047
		データ系設備合計	0.110
		(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能
	端末系交換機能	0.045	
	中継系交換機能	0.040	
	中継伝送機能	0.037	
	通信料対応設備合計	0.044	
	データ系設備合計	0.107	
	繰延資産比率		0.0111
	投資等比率		0.0023
貯蔵品比率		0.0094	
他人資本比率		0.247	
自己資本比率		0.753	
他人資本利率		0.0019	
自己資本利益率		0.0004	
有利子負債以外の負債の比率		0.194	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0005	
利益対応税率		(略)	
貸倒率		(略)	

第2 網改造料

1 (略)

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.273
	電力設備	0.949
	伝送機械設備	0.161
	無線機械設備	(略)
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.089
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.052

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分			内容
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.051
		中継系交換機能	0.042
		中継伝送機能	0.043
		通信料対応設備合計	0.050
		データ系設備合計	0.118
		(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能
	端末系交換機能	0.048	
	中継系交換機能	0.041	
	中継伝送機能	0.039	
	通信料対応設備合計	0.046	
	データ系設備合計	0.116	
	繰延資産比率		0.0121
	投資等比率		0.0029
貯蔵品比率		0.0132	
他人資本比率		0.252	
自己資本比率		0.748	
他人資本利率		0.0021	
自己資本利益率		0.0014	
有利子負債以外の負債の比率		0.181	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0010	
利益対応税率		(略)	
貸倒率		(略)	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

(1)~(9) (略)	区分	単位	工事費の額	備考			
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,675円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。			
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,331円				
(11)~(14) (略)							
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,822円	特定中継事業者に適用します。			
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,229円	特定中継事業者に適用します。			
(17) (略)							
(18) メンバースサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間 4,331円	特定中継事業者に適用します。		
			平日夜間 4,967円				
			平日深夜 5,695円				
			土日祝日昼夜間 5,150円				
			土日祝日深夜 5,877円				
			1回線ごとに	平日昼間 3,420円			
	廃止の場合	平日夜間 3,923円					
		平日深夜 4,497円					
		土日祝日昼夜間 4,067円					
		土日祝日深夜 4,641円					
		(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		783円	特定中継事業者に適用します。
		(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		185円	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	7,165円	特定端末系事業者に適用します。			
(22)~(23) (略)							
(24) 端末回線伝送機能提供工事費	第5条(標準的な接続箇所)の表中第(2)~(3)欄で接続するときの端末回線を設置する工事に要する費用			総合デジタル通信サービス契約約款に規定する工事費に相当する額			

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

(1)~(9) (略)	区分	単位	工事費の額	備考			
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,706円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。			
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,370円				
(11)~(14) (略)							
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,843円	特定中継事業者に適用します。			
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,255円	特定中継事業者に適用します。			
(17) (略)							
(18) メンバースサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間 5,020円	特定中継事業者に適用します。		
			平日夜間 5,020円				
			平日深夜 5,751円				
			土日祝日昼夜間 5,205円				
			土日祝日深夜 5,934円				
			1回線ごとに	平日昼間 3,460円			
	廃止の場合	平日夜間 3,965円					
		平日深夜 4,542円					
		土日祝日昼夜間 4,110円					
		土日祝日深夜 4,686円					
		(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		793円	特定中継事業者に適用します。
		(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		187円	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	7,250円	特定端末系事業者に適用します。			
(22)~(23) (略)							
(24) 削除							

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,166円	移転先事業者に適用します。		
					平日夜間	1,337円			
					平日深夜	1,533円			
					土日祝日昼夜間	1,386円			
					土日祝日深夜	1,582円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	726円
								平日夜間	833円
								平日深夜	955円
								土日祝日昼夜間	863円
								土日祝日深夜	985円
イ 加算額	(7) (略)	—							
		(4) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1件ごとに		1,592円				
	1電気通信番号ごとに		1,592円						
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,179円	移転先事業者に適用します。		
					平日夜間	1,351円			
					平日深夜	1,548円			
					土日祝日昼夜間	1,401円			
					土日祝日深夜	1,597円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	735円
								平日夜間	842円
								平日深夜	964円
								土日祝日昼夜間	873円
								土日祝日深夜	995円
イ 加算額	(7) (略)	—							
		(4) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1件ごとに		1,611円				
	1電気通信番号ごとに		1,611円						
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,166円	—		
					平日夜間	1,337円			
					平日深夜	1,533円			
					土日祝日昼夜間	1,386円			
					土日祝日深夜	1,582円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	637円
								平日夜間	731円
								平日深夜	838円
								土日祝日昼夜間	757円
								土日祝日深夜	864円
イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (4)以外の場合	—							
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に		1,306円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
	平日夜間		1,498円						
			平日深夜	1,717円					
			土日祝日昼夜間	1,552円					
			土日祝日深夜	1,772円					
			平日昼間	637円					
			平日夜間	731円					
			平日深夜	838円					
			土日祝日昼夜間	757円					
			土日祝日深夜	864円					
(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,331円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		
					平日夜間	2,674円			
					平日深夜	3,065円			
					土日祝日昼夜間	2,772円			
					土日祝日深夜	3,163円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,191円
								平日夜間	1,366円
								平日深夜	1,566円
								土日祝日昼夜間	1,416円
								土日祝日深夜	1,616円
イ 基本額	(7) (4)以外の場合	—							
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		2,359円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
	平日夜間		2,702円						
			平日深夜	3,096円					
			土日祝日昼夜間	2,801円					
			土日祝日深夜	3,194円					
			平日昼間	1,205円					
			平日夜間	1,381円					
			平日深夜	1,582円					
			土日祝日昼夜間	1,431円					
			土日祝日深夜	1,632円					

(27) (略)	イ (略)							
(27) (略)								
(27) -2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	14,556円			
				平日夜間	16,381円			
				平日深夜	18,467円			
				土日祝日昼間	16,903円			
				土日祝日夜間	16,903円			
				土日祝日深夜	18,990円			
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間	11,254円	
				平日夜間		12,908円		
				平日深夜		14,799円		
	土日祝日昼間	13,381円						
	土日祝日夜間	13,381円						
	土日祝日深夜	15,272円						
	ウ 既に設置された当社光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1 工事ごとに	1,055円	利用者宅内の光屋内配線の開通試験は協定業者に実施していただきます。		
					② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	平日昼間	5,940円	
						平日夜間	6,658円	
						平日深夜	7,479円	
						土日祝日昼間	6,863円	
						土日祝日夜間	6,863円	
土日祝日深夜			7,684円					
(4) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合			1 工事ごとに	平日昼間	4,901円			
				平日夜間	5,463円			
				平日深夜	6,105円			
				土日祝日昼間	5,624円			
				土日祝日夜間	5,624円			
	土日祝日深夜	6,266円						
(28) (略)								

(27) (略)	イ (略)							
(27) (略)								
(27) -2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	14,882円			
				平日夜間	16,713円			
				平日深夜	18,809円			
				土日祝日昼間	17,241円			
				土日祝日夜間	17,241円			
				土日祝日深夜	19,334円			
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間	11,387円	
				平日夜間		13,046円		
				平日深夜		14,945円		
	土日祝日昼間	13,525円						
	土日祝日夜間	13,525円						
	土日祝日深夜	15,421円						
	ウ 既に設置された当社光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1 工事ごとに	933円	利用者宅内の光屋内配線の開通試験は協定業者に実施していただきます。		
					② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	平日昼間	5,876円	
						平日夜間	6,596円	
						平日深夜	7,420円	
						土日祝日昼間	6,804円	
						土日祝日夜間	6,804円	
土日祝日深夜			7,627円					
(4) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合			1 工事ごとに	平日昼間	4,840円			
				平日夜間	5,404円			
				平日深夜	6,049円			
				土日祝日昼間	5,566円			
				土日祝日夜間	5,566円			
	土日祝日深夜	6,210円						
(28) (略)								

(29) 光回線設備取 替工事費	当社が別に 定める伝送 品質を満た している場 合において、 協定事業 者の要望に より光回線 設備の芯線 を芯線毎に 切替する工 事に要する 費用	ア 光信号端末回 線（光局外ス プリッタを含 まないもの に限ります。） の場合	(7) 基本 額	1 工事ごとに	7,216円	—			
			(4) 加算 額	1 工事ごとに	8,490円	—			
		イ 一般光信号中 継回線の場合	(7) 基本 額	1 工事ごとに	1,484円	—			
			(4) 加算 額	1 工事ごとに	8,171円	—			
(30) 光回線設備接 続モジュール 取替工事費	光回線設備 の提供開始 後において、 協定事業 者の要望に より光回線 設備接続モ ジュールを取 替する工事に 要する費用	ア 光信号端末回 線の場合	(7) 基本 額	1 工事ごとに	7,216円	—			
			(4) 加算 額	1 工事ごとに	12,732円	—			
		イ 一般光信号中 継回線の場合	(7) 基本 額	1 工事ごとに	1,484円	—			
			(4) 加算 額	1 工事ごとに	10,827円	—			
(31) (略)									
(32) 光信号電気信 号変換装置 データ設定変 更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の 設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	9,133円	—			
(33) (略)									
(34) 光信号分岐端 末回線接続工 事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接 続する工事に要する費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日昼間		4,708円	—			
			平日夜間		5,384円				
			平日深夜		6,156円				
			土日祝日 昼間		5,577円				
			土日祝日 夜間		5,577円				
			土日祝日 深夜		6,349円				
			(35) 光信号分岐端 末回線取容 キャビネット 等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号 分岐端末回線取容キャビネット等を設置（既 設未利用のものを新たに利用する場合を含み ます。）する工事に要する費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に		平日昼間	1,280円	—
			平日夜間	1,413円					
平日深夜	1,565円								
土日祝日 昼間	1,451円								
土日祝日 夜間	1,451円								
土日祝日 深夜	1,603円								
(36) 光信号分岐端 末回線設置等 加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日 昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日夜間	1,652円	—				
			平日深夜	3,541円					
			土日祝日 昼間	2,126円					
			土日祝日 夜間	2,126円					
			土日祝日 深夜	4,014円					
(37) 融着接続工事 費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含ま ないものに限ります。）との接続を申込み場 合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着 接続工事（光ファイバケーブル同士を融着し て接続する工事をいい、単芯により構成され る光ファイバケーブルについて工事を行う場 合に限ります。）により接続する場合に要す る費用	1 回線 ごとに	平日昼間	3,471円	—				
			土日祝日 昼間	4,127円					

(29) 光回線設備取 替工事費	当社が別に 定める伝送 品質を満た している場 合において、 協定事業 者の要望に より光回線 設備の芯線 を芯線毎に 切替する工 事に要する 費用	ア 光信号端末回 線（光局外ス プリッタを含 まないもの に限ります。） の場合	(7) 基本 額	1 工事ごとに	7,301円	—			
			(4) 加算 額	1 工事ごとに	8,590円	—			
		イ 一般光信号中 継回線の場合	(7) 基本 額	1 工事ごとに	1,501円	—			
			(4) 加算 額	1 工事ごとに	8,268円	—			
(30) 光回線設備接 続モジュール 取替工事費	光回線設備 の提供開始 後において、 協定事業 者の要望に より光回線 設備接続モ ジュールを取 替する工事に 要する費用	ア 光信号端末回 線の場合	(7) 基本 額	1 工事ごとに	7,301円	—			
			(4) 加算 額	1 工事ごとに	12,882円	—			
		イ 一般光信号中 継回線の場合	(7) 基本 額	1 工事ごとに	1,501円	—			
			(4) 加算 額	1 工事ごとに	10,955円	—			
(31) (略)									
(32) 光信号電気信 号変換装置 データ設定変 更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の 設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	9,241円	—			
(33) (略)									
(34) 光信号分岐端 末回線接続工 事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接 続する工事に要する費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日昼間		4,885円	—			
			平日夜間		5,580円				
			平日深夜		6,376円				
			土日祝日 昼間		5,781円				
			土日祝日 夜間		5,781円				
			土日祝日 深夜		6,576円				
			(35) 光信号分岐端 末回線取容 キャビネット 等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号 分岐端末回線取容キャビネット等を設置（既 設未利用のものを新たに利用する場合を含み ます。）する工事に要する費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に		平日昼間	1,326円	—
							平日夜間	1,463円	
平日深夜	1,619円								
土日祝日 昼間	1,502円								
土日祝日 夜間	1,502円								
土日祝日 深夜	1,658円								
(36) 光信号分岐端 末回線設置等 加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日 昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に				平日夜間	1,703円	—	
						平日深夜	3,654円		
			土日祝日 昼間	2,194円					
			土日祝日 夜間	2,194円					
			土日祝日 深夜	4,142円					
(37) 融着接続工事 費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含ま ないものに限ります。）との接続を申込み場 合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着 接続工事（光ファイバケーブル同士を融着し て接続する工事をいい、単芯により構成され る光ファイバケーブルについて工事を行う場 合に限ります。）により接続する場合に要す る費用	1 回線 ごとに	平日昼間	3,512円	—				
			土日祝日 昼間	4,171円					

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,369円</u>
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,305円</u>
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,375円</u>
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,573円</u>
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,643円</u>

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,444円</u>
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,383円</u>
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,458円</u>
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,654円</u>
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,727円</u>

第2 手続費
1 適用

区分	内容
(1)~(3) (略)	(略)
(4) 優先接続受付手続費の適用	〔手続費の額〕 2-1 第14欄に掲げる手続費については、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する通話区分ごとに、優先接続の区分及び優先接続番号を変更（登録を含みます。以下、この欄と2（手続費の額）2-1 第14欄において同じとします。）したものを1変更として、変更後の優先接続番号を有する協定事業者がその支払いを要します。

2 手続費の額
2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考	
(1) (略)				
(2) 料金回収手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	1 内訳項目ごとに	15.77円	特定中継事業者に適用します。
		月額	当社が請求する利用者料金額の 0.01% に相当する額	
	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに	16.28円	携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者に適用します。
		月額	当社が請求する利用者料金額の 5.1% に相当する額	
	(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1 通信ごとに	0.11円	当社が請求する利用者料金額の 0.01% に相当する額
		1 内訳項目ごとに	16.28円	
(6) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1 通信ごとに	0.11円	当社が請求する利用者料金額の 0.01% に相当する額	
	1 内訳項目ごとに	16.28円		
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	1 発行ごとに1掲載あたり	200円	
(4) (略)				
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1 件ごとに	236円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1 件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。

第2 手続費
1 適用

区分	内容
(1)~(3) (略)	(略)
(4) 削除	

2 手続費の額
2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考	
(1) (略)				
(2) 料金回収手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	1 通信ごとに	0.12円	当社が請求する利用者料金額の 0.08% に相当する額
		1 内訳項目ごとに	17.63円	
	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1 通信ごとに	0.12円	当社が請求する利用者料金額の 0.08% に相当する額
		1 内訳項目ごとに	17.63円	
	(4) 削除	1 通信ごとに	0.12円	当社が請求する利用者料金額の 0.08% に相当する額
		1 内訳項目ごとに	17.63円	
(6) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1 通信ごとに	0.12円	当社が請求する利用者料金額の 0.08% に相当する額	
	1 内訳項目ごとに	17.63円		
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	1 発行ごとに1掲載あたり	243円	
(4) (略)				
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1 件ごとに	236円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1 件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。

(7) 債権譲受 手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受け、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	15.77円	特定中継事業者に適用します。	
			(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信回線のデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	0.01円に相当する額	無線呼出し事業者に適用します。	
イ（略）							
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供 手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用	イ（略）		1照会ごとに 平日 昼間	8,599円	みなし契約事業者に適用します。	
				土日 祝日 昼夜間	10,224円		
1件ごとに				31,202円			
(9) 料金請求 回収代行 手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、回収する場合に要する費用	ア	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	27.16円		
			(4) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	13.26円		
イ（略）							
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア（略）	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空調調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに 平日昼間	11,229円		
				平日夜間	12,879円		
				平日深夜	14,765円		
				土日祝日 昼夜間	13,351円		
				土日祝日 深夜	15,238円		
		ウ	(7) (イ) 以外の場合	1回ごとに 平日昼間	12,273円		
				平日夜間	14,077円		
				平日深夜	16,139円		
				土日祝日 昼夜間	14,593円		
				土日祝日 深夜	16,655円		
			(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに 平日昼間	8,738円		
				平日夜間	10,022円		
				平日深夜	11,491円		
				土日祝日 昼夜間	10,390円		
				土日祝日 深夜	11,858円		
(7) 債権譲受 手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受け、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	17.63円		特定中継事業者に適用します。
			(4) 削除	月額	0.08円に相当する額		
イ（略）							
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供 手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用	イ（略）		1照会ごとに 平日 昼間	8,699円	みなし契約事業者に適用します。	
				土日 祝日 昼夜間	10,333円		
1件ごとに				19,011円			
(9) 料金請求 回収代行 手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、回収する場合に要する費用	ア	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	28.61円		
			(4) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	14.53円		
イ（略）							
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア（略）	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空調調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに 平日昼間	11,361円		
				平日夜間	13,016円		
				平日深夜	14,911円		
				土日祝日 昼夜間	13,494円		
				土日祝日 深夜	15,386円		
		ウ	(7) (イ) 以外の場合	1回ごとに 平日昼間	12,418円		
				平日夜間	14,227円		
				平日深夜	16,299円		
				土日祝日 昼夜間	14,749円		
				土日祝日 深夜	16,817円		
			(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに 平日昼間	8,841円		
				平日夜間	10,129円		
				平日深夜	11,604円		
				土日祝日 昼夜間	10,501円		
				土日祝日 深夜	11,973円		

		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	10,082円			
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1回線ごとに	1,064円			
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1回線ごとに	669円			
(13) (略)							
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	726円			
		イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	987円	申告事業者に適用します。		
(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	732円			
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用		1変更ごとに	105円			
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が備の線路条件の情報提供を行う場合に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はハルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,471円	
				② 通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	745円	
		(4) 加算額	伝送損失又はハルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	847円		
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,701円			
	ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額			1番号ごとの1成功検索ごとに	4,050円	
			(4) 光信号端末回線（光局外スリッパを含むものに限ります。以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	424円	
		② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	814円			

		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	10,201円			
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1回線ごとに	1,076円			
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1回線ごとに	677円			
(13) (略)							
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	735円			
		イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	999円	申告事業者に適用します。		
(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	741円			
(14) 削除							
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が備の線路条件の情報提供を行う場合に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はハルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,547円	
				② 通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	754円	
		(4) 加算額	伝送損失又はハルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	857円		
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,721円			
	ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額			1番号ごとの1成功検索ごとに	693,750円	
			(4) 光信号端末回線（光局外スリッパを含むものに限ります。以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	73,900円	
		② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	141,800円			

			(イ) 複数のキャビネットトラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,834円		
		ウ	接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,898円	
			(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	3,185円		
		エ	接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	5,840円		
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	16,892円		
		イ	第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	27,653円		
		ウ	第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	1,938円		
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	21,538円		
		イ	第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	27,606円		
		ウ	第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	1,935円		
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) (イ)以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1件ごとに	5,942円
					② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1電気通信番号ごとに	318円
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) (イ)以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1件ごとに	6,012円
					② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1電気通信番号ごとに	322円

			③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	(略)	
			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	(略)	
		イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	175円	
(27)	同一番号移転可否情報調査費	ア	イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	664円	
		イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	319円	
(28)	き線点情報調査費		第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用	1通信用建物ごとに	26,973円	
(29)	き線点換算線路長調査費		第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用	1電柱ごとに	732円	
(30)	メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	ア	机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,191円	
		イ	現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,700円	

			③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	(略)	
			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	(略)	
		イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	194円	
(27)	同一番号移転可否情報調査費	ア	イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	675円	
		イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	340円	
(28)	き線点情報調査費		第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用	1通信用建物ごとに	26,927円	
(29)	き線点換算線路長調査費		第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用	1電柱ごとに	741円	
(30)	メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	ア	机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,205円	
		イ	現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,826円	

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	8,140円	—
			平日夜間	14,705円	—
			平日深夜	22,939円	—
			土日祝日昼間	9,678円	—
			土日祝日夜間	15,244円	—
			土日祝日深夜	23,673円	—
			月額	1,301,000円	—
(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	1,301,000円	—	
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用 (協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリフトに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,337円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,866円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリフトに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,057円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,592円	—
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリフトに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,057円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,165円	—
	エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリフトに組み合わせるもの	1区間ごとに	3,821円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,350円	—
	オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリフトに組み合わせるもの	1区間ごとに	3,821円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,350円	—
カ(略)		—	—	—	
(34) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	918,666円	—	
(35) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込みの場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	平日昼間	7,643円	—
		土日祝日昼間	9,088円	—	

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	8,235円	—
			平日夜間	14,862円	—
			平日深夜	23,166円	—
			土日祝日昼間	9,782円	—
			土日祝日夜間	15,408円	—
			土日祝日深夜	23,903円	—
			月額	1,913,000円	—
(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	1,913,000円	—	
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用 (協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリフトに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,365円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,900円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリフトに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,081円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,623円	—
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリフトに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,081円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,203円	—
	エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリフトに組み合わせるもの	1区間ごとに	3,866円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,401円	—
	オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリフトに組み合わせるもの	1区間ごとに	3,866円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,401円	—
カ(略)		—	—	—	
(34) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	774,757円	—	
(35) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込みの場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	平日昼間	7,733円	—
		土日祝日昼間	9,185円	—	

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.109

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.305
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.312
	発電設備	0.352
	電源設備及び蓄電池設備	0.909
	空気調整設備	1.507
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.013
自己資本利益率		0.044

(3) (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.105

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.324
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.379
	発電設備	1.671
	電源設備及び蓄電池設備	0.918
	空気調整設備	1.538
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.016
自己資本利益率		0.0439

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

- 2-1 (略)
- 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区 域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	2,137円	28,085円
	札幌南	1,534円	30,856円
	札幌1外	9,201円	50,615円
	新琴似	1,016円	22,292円
	篠路	689円	39,516円
	札幌東	995円	83,190円
	丘珠	1,129円	20,570円
	東苗穂	48円	26,257円
	札幌白石	1,597円	30,129円
	札幌北郷	587円	15,038円
	札幌豊平	1,446円	23,462円
	札幌月寒	2,180円	23,423円
	清田	684円	33,323円
	真駒内	1,957円	30,210円
	発寒	1,606円	15,678円
	厚別	975円	18,944円
	もみじ台	653円	20,001円
	手稲	775円	13,543円
	函館	317円	51,301円
	函館松陰	759円	28,025円
	函館北	514円	21,356円
	桔梗	112円	12,288円
	函館千歳	(略)	26,039円
	小樽2	(略)	15,364円
	旭川	255円	21,094円
	旭川東光	345円	15,861円
	春光	347円	12,455円
	東鷹栖	177円	60,440円
	永山	252円	17,609円
	東旭川	245円	22,855円
	旭川市外	255円	20,965円
	旭川神楽	249円	19,159円
	室蘭	202円	25,945円
	新室西	152円	53,319円
	釧路	318円	24,366円
	釧路鳥取	239円	17,182円
	釧路南	250円	18,981円
	釧路武佐	171円	14,917円
	愛国	328円	15,842円
	帯広稲田	333円	16,686円
	西帯広	295円	25,431円
	白樺通り	433円	36,526円
	帯広東	282円	23,651円
	北海道北見	257円	11,137円
	岩見沢	177円	22,749円
	網走	168円	13,361円
	留萌	29円	20,652円
	苫小牧	186円	49,206円
	苫小牧東	130円	31,372円
	苫小牧西	237円	16,941円
	勇払	75円	59,882円
	稚内	142円	16,880円
	稚内南	129円	17,530円
	美唄	88円	25,143円
	芦別	96円	15,560円
	江別	515円	9,630円
	札幌大麻	202円	22,434円
	紋別	84円	24,952円
	士別	93円	44,721円
	名寄	161円	19,661円
	根室	152円	20,351円
	千歳	433円	35,073円
	泉沢	221円	54,327円
	滝川	115円	32,885円
	砂川	104円	37,045円
	石狩深川	113円	16,676円
	富良野	200円	47,326円
	恵庭	373円	19,155円
	島松	236円	18,023円
	北海道伊達	388円	15,865円
	石狩広島	386円	10,414円
	輪厚	1,448円	29,789円
	石狩	21円	71,282円
	当別	76円	41,872円
	倶知安	786円	18,764円
	岩内	94円	13,777円
	余市	125円	19,882円
	北海道栗山	109円	28,522円
	門別富川	74円	40,840円
	静内	85円	38,505円
	浦河	128円	17,194円
	木野	415円	23,636円
	士幌	42円	60,626円
	鹿追	42円	65,649円
	新得	94円	45,623円

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

- 2-1 (略)
- 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区 域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	2,619円	33,311円
	札幌南	1,906円	45,165円
	札幌1外	10,667円	60,951円
	新琴似	1,225円	24,161円
	篠路	700円	41,441円
	札幌東	1,002円	83,737円
	丘珠	1,446円	22,311円
	東苗穂	49円	28,801円
	札幌白石	1,886円	28,877円
	札幌北郷	774円	16,093円
	札幌豊平	1,693円	25,890円
	札幌月寒	2,684円	25,368円
	清田	698円	36,500円
	真駒内	2,301円	31,891円
	発寒	1,957円	17,701円
	厚別	984円	20,555円
	もみじ台	682円	22,222円
	手稲	882円	18,622円
	函館	334円	80,445円
	函館松陰	787円	59,213円
	函館北	521円	23,377円
	桔梗	115円	13,326円
	函館千歳	(略)	31,814円
	小樽2	(略)	15,206円
	旭川	274円	35,252円
	旭川東光	385円	17,154円
	春光	376円	13,202円
	東鷹栖	185円	40,438円
	永山	284円	36,296円
	東旭川	252円	53,018円
	旭川市外	271円	31,219円
	旭川神楽	251円	22,483円
	室蘭	209円	28,052円
	新室西	164円	59,030円
	釧路	334円	27,930円
	釧路鳥取	250円	18,639円
	釧路南	266円	31,933円
	釧路武佐	181円	15,897円
	愛国	366円	16,979円
	帯広稲田	342円	18,308円
	西帯広	300円	28,053円
	白樺通り	532円	40,218円
	帯広東	288円	33,286円
	北海道北見	269円	20,798円
	岩見沢	187円	25,049円
	網走	173円	14,212円
	留萌	60円	18,534円
	苫小牧	215円	37,279円
	苫小牧東	146円	35,586円
	苫小牧西	243円	19,947円
	勇払	97円	66,807円
	稚内	145円	18,394円
	稚内南	145円	18,845円
	美唄	104円	20,797円
	芦別	102円	14,860円
	江別	727円	10,320円
	札幌大麻	206円	24,940円
	紋別	89円	27,874円
	士別	89円	32,138円
	名寄	163円	60,788円
	根室	156円	21,622円
	千歳	440円	33,305円
	泉沢	247円	59,979円
	滝川	125円	40,617円
	砂川	112円	41,599円
	石狩深川	174円	17,818円
	富良野	209円	39,031円
	恵庭	492円	20,520円
	島松	247円	19,762円
	北海道伊達	410円	35,498円
	石狩広島	400円	11,164円
	輪厚	2,089円	32,730円
	石狩	26円	74,798円
	当別	84円	29,051円
	倶知安	715円	20,849円
	岩内	119円	14,829円
	余市	116円	21,216円
	北海道栗山	119円	31,517円
	門別富川	94円	34,076円
	静内	84円	30,706円
	浦河	135円	17,145円
	木野	430円	25,856円
	士幌	48円	41,707円
	鹿追	47円	46,521円
	新得	100円	50,671円

大樹	69円	44,226円
本別	178円	15,976円
足寄	112円	11,026円
釧路白糠	115円	24,379円
中標津	122円	29,082円
根室標津	52円	22,266円
札幌石山	524円	13,154円
川沿	742円	15,960円
東相の内	157円	44,037円
遠軽	179円	12,333円
幕別	(略)	26,284円
南幌	89円	17,341円
釧路	99円	16,968円
虻田	105円	11,975円
錦岡	300円	30,178円
美幌	153円	39,154円
岩見沢幌向	13円	16,491円
湯の川	347円	20,967円
神楽岡	311円	12,725円
本輪西	260円	10,222円
白鳥台	172円	26,831円
七重浜	372円	15,070円
上磯	288円	35,536円
函館大野	225円	25,120円
森	134円	28,070円
北海道八雲	204円	18,559円
苫小牧萩野	72円	12,279円
知内	290円	23,501円
長万部	91円	12,445円
旭川東川	302円	30,339円
音更	223円	83,510円
蘭越	64円	17,302円
鹿越	140円	34,343円
桜ヶ岡	127円	15,054円
木古内	132円	73,132円
今金	143円	30,724円
白老	(略)	12,398円
赤平	62円	22,050円
東神楽	92円	16,292円
美瑛	146円	33,348円
奈井江	73円	15,970円
上富良野	109円	18,314円
十勝池田	106円	17,901円
大森毛	93円	21,115円
浦幌	66円	52,855円
西の里	1,636円	15,003円
石狩高岡	8円	16,151円
江差	176円	20,406円
旭岡	112円	16,779円
銭亀	50円	43,212円
羽幌	74円	57,482円
厚岸	100円	18,466円
北海道松前	501円	16,983円
鶴川	91円	52,685円
十勝清水	86円	33,314円
歌志内	24円	73,838円
花畔	281円	12,524円
松前福島	(略)	10,340円
上の国	180円	40,324円
北檜山	(略)	33,069円
古平	46円	42,923円
上砂川	50円	18,661円
上川	34円	11,372円
中富良野	122円	22,232円
増毛	(略)	25,127円
早来	78円	18,572円
新冠	(略)	28,072円
庶路	62円	67,478円
稀府	116円	19,317円
茂辺地	192円	21,977円
上士幌	149円	17,010円
定山溪	145円	194,294円
ニセコ	329円	21,928円
音別	95円	19,783円
空知太	108円	24,918円
喜茂別	107円	48,054円
京極	190円	28,237円
比布	(略)	32,654円
伊達豊浦	255円	13,676円
絵鞆	99円	17,644円
登別	183円	49,533円
遠矢	108円	11,410円
女満別	191円	16,613円
熊石	133円	8,868円
瀬棚	142円	23,166円
中湧別	97円	11,748円
興部	39円	18,349円
えりも	250円	32,360円
西神楽	101円	16,821円
山部	84円	24,750円
大沼	175円	31,056円

大樹	79円	49,178円
本別	171円	16,722円
足寄	122円	17,192円
釧路白糠	128円	32,497円
中標津	148円	31,385円
根室標津	59円	28,365円
札幌石山	529円	14,100円
川沿	882円	20,828円
東相の内	190円	48,868円
遠軽	189円	13,156円
幕別	(略)	28,795円
南幌	86円	20,442円
釧路	95円	18,482円
虻田	104円	12,979円
錦岡	366円	33,793円
美幌	160円	27,110円
岩見沢幌向	29円	17,476円
湯の川	368円	21,942円
神楽岡	321円	21,045円
本輪西	269円	11,575円
白鳥台	163円	29,691円
七重浜	381円	16,872円
上磯	297円	39,212円
函館大野	229円	27,819円
森	178円	31,006円
北海道八雲	203円	18,257円
苫小牧萩野	79円	13,197円
知内	308円	28,790円
長万部	90円	14,452円
旭川東川	311円	35,029円
音更	245円	65,270円
蘭越	164円	20,384円
鹿越	143円	38,027円
桜ヶ岡	131円	21,599円
木古内	137円	46,885円
今金	144円	32,297円
白老	(略)	14,263円
赤平	65円	24,247円
東神楽	103円	19,221円
美瑛	148円	36,796円
奈井江	77円	17,281円
上富良野	118円	19,895円
十勝池田	102円	19,522円
大森毛	103円	22,781円
浦幌	73円	58,765円
西の里	2,381円	19,095円
石狩高岡	18円	18,126円
江差	180円	21,523円
旭岡	126円	18,234円
銭亀	51円	48,015円
羽幌	75円	36,665円
厚岸	110円	21,175円
北海道松前	457円	22,509円
鶴川	98円	40,733円
十勝清水	92円	32,691円
歌志内	28円	82,466円
花畔	407円	48,188円
松前福島	(略)	11,331円
上の国	176円	44,615円
北檜山	(略)	36,309円
古平	54円	47,384円
上砂川	55円	21,679円
上川	39円	12,024円
中富良野	144円	25,785円
増毛	(略)	27,515円
早来	83円	19,851円
新冠	(略)	109,119円
庶路	67円	46,088円
稀府	114円	22,665円
茂辺地	195円	24,563円
上士幌	200円	18,542円
定山溪	162円	217,301円
ニセコ	338円	25,097円
音別	94円	22,822円
空知太	120円	26,992円
喜茂別	95円	53,167円
京極	192円	32,181円
比布	(略)	36,083円
伊達豊浦	223円	14,800円
絵鞆	129円	19,070円
登別	188円	34,330円
遠矢	123円	12,059円
女満別	188円	17,994円
熊石	128円	9,446円
瀬棚	139円	25,003円
中湧別	98円	12,704円
興部	47円	55,084円
えりも	238円	45,635円
西神楽	114円	19,823円
山部	100円	27,937円
大沼	168円	34,118円

江差乙部	228円	17,737円
久遠	87円	30,587円
仁木	265円	23,859円
妹背牛	140円	48,433円
深川沼田	166円	26,745円
幾黄	60円	26,721円
遠別	133円	29,770円
津別	155円	11,910円
小清水	163円	62,007円
訓子府	162円	16,271円
佐呂間	141円	24,645円
常呂	96円	12,696円
滝上	51円	11,533円
雄武	50円	22,863円
早来追分	85円	13,633円
平取	83円	15,308円
厚賀	139円	21,010円
あいの里	248円	94,256円
弟子屈	93円	59,712円
茶志内	21円	47,841円
日高町	80円	26,375円
稚内豊富	216円	21,319円
留辺蕊	85円	11,018円
朝里	449円	21,548円
銭函	204円	20,705円
オタモイ	107円	12,575円
岩見沢三笠	47円	25,414円
江部乙	28円	55,133円
香江	32円	16,274円
鷲別	238円	24,760円
登別東	106円	25,453円
七飯	(略)	24,103円
南茅部	140円	9,177円
由仁	103円	22,822円
栗山長沼	112円	15,139円
新十津川	90円	19,406円
当麻	205円	21,800円
美深	25円	12,971円
北見枝幸	178円	17,525円
端野	409円	21,657円
虎杖浜	56円	21,228円
芽室	214円	40,347円
札内	245円	12,628円
阿寒	145円	18,141円
岩内前田	115円	74,582円
卯原内	37円	155,183円
生田原	53円	45,041円
登別温泉	114円	15,057円
夕張	27円	36,041円
花咲	28円	61,861円
有珠	59円	20,658円
栗沢	85円	18,605円
風連	71円	19,519円
広尾	(略)	11,150円
霧多布	140円	25,215円
蘭島	66円	23,240円
月形	38円	71,498円
斜里	121円	24,687円
別海	235円	22,157円
和寒	123円	35,993円
香深	134円	32,677円
船泊	73円	50,241円
清水沢	36円	23,763円
浜頓別	47円	11,169円
更別	189円	64,958円
砂原	207円	26,509円
寿都	239円	16,957円
天塩	166円	20,777円
斜里清里	108円	20,747円
陸別	91円	24,992円
頼城	6円	15,077円
歯舞	42円	30,125円
静狩	41円	43,948円
奥尻	179円	33,665円
黒松内	78円	27,513円
昆布	13円	40,367円
剣淵	87円	30,537円
美深中川	82円	35,580円
標茶	89円	18,377円
川湯	61円	22,528円
羅臼	215円	27,936円
青森県		
松森	515円	25,397円
沖館	544円	26,577円
青森荒川	389円	12,394円
野内	287円	26,933円
青森新城	118円	29,433円
四ツ石	199円	36,980円
東野内	140円	20,854円
弘前	323円	18,094円
弘前南	475円	24,643円
弘前城東	171円	16,068円

江差乙部	220円	19,397円
久遠	86円	33,663円
仁木	261円	29,852円
妹背牛	134円	54,023円
深川沼田	156円	30,969円
幾黄	67円	29,143円
遠別	132円	32,887円
津別	162円	12,915円
小清水	172円	44,542円
訓子府	163円	17,775円
佐呂間	138円	27,669円
常呂	155円	13,697円
滝上	63円	12,298円
雄武	56円	24,575円
早来追分	181円	14,811円
平取	89円	17,708円
厚賀	143円	23,998円
あいの里	293円	104,768円
弟子屈	119円	41,952円
茶志内	36円	52,446円
日高町	86円	35,124円
稚内豊富	222円	23,630円
留辺蕊	99円	12,737円
朝里	458円	23,414円
銭函	214円	22,681円
オタモイ	122円	13,274円
岩見沢三笠	46円	28,007円
江部乙	32円	61,456円
香江	43円	19,221円
鷲別	248円	27,721円
登別東	116円	27,852円
七飯	(略)	26,151円
南茅部	115円	9,893円
由仁	113円	24,638円
栗山長沼	118円	16,293円
新十津川	100円	21,376円
当麻	203円	23,943円
美深	27円	13,789円
北見枝幸	184円	18,841円
端野	363円	23,741円
虎杖浜	71円	23,139円
芽室	225円	44,649円
札内	258円	13,687円
阿寒	174円	20,354円
岩内前田	129円	82,368円
卯原内	54円	110,803円
生田原	63円	49,130円
登別温泉	93円	16,370円
夕張	64円	39,874円
花咲	46円	67,930円
有珠	63円	22,630円
栗沢	84円	20,236円
風連	76円	21,365円
広尾	(略)	12,143円
霧多布	152円	27,373円
蘭島	79円	25,068円
月形	81円	79,444円
斜里	124円	27,085円
別海	245円	23,890円
和寒	133円	39,848円
香深	144円	35,713円
船泊	83円	56,645円
清水沢	42円	27,238円
浜頓別	52円	11,305円
更別	208円	71,119円
砂原	212円	26,483円
寿都	273円	17,025円
天塩	149円	21,086円
斜里清里	120円	20,369円
陸別	94円	24,687円
頼城	8円	14,860円
歯舞	45円	30,168円
静狩	52円	43,278円
奥尻	194円	34,173円
黒松内	85円	26,718円
昆布	15円	38,559円
剣淵	96円	29,955円
美深中川	92円	36,156円
標茶	92円	18,334円
川湯	64円	21,646円
羅臼	219円	27,358円
青森県		
松森	530円	28,626円
沖館	542円	30,566円
青森荒川	384円	13,455円
野内	293円	29,634円
青森新城	125円	33,091円
四ツ石	189円	38,465円
東野内	166円	23,080円
弘前	312円	20,729円
弘前南	499円	22,502円
弘前城東	217円	17,342円

青森八戸	775円	25,359円
八戸高館	563円	13,738円
八戸港	250円	14,802円
是川	233円	11,535円
新尻内	320円	23,270円
八戸NW3棟	530円	25,627円
黒石	216円	20,799円
五所川原	261円	23,631円
十和田	206円	22,758円
八戸三沢	(略)	22,444円
むつ	103円	20,057円
青森大湊	33円	17,925円
青森小湊	104円	21,563円
蟹田	74円	19,863円
鯨ヶ沢	169円	21,474円
浪岡	104円	10,706円
野辺地	118円	18,542円
七戸	99円	55,080円
六ヶ所	93円	49,266円
三戸	167円	18,401円
八戸階上	96円	14,907円
八戸大館	1,250円	28,657円
百石	198円	18,834円
八戸下田	110円	19,029円
青森大畑	98円	40,164円
木造	117円	10,690円
大浦	169円	31,310円
弘前藤崎	124円	15,379円
大鱧	131円	15,844円
板柳	129円	16,599円
金木	272円	10,478円
六戸	127円	35,785円
上北	102円	22,660円
五戸	87円	11,407円
今別	167円	37,899円
陸奥常盤	190円	26,480円
上市川	28円	19,591円
陸奥横浜	129円	22,179円
深浦	188円	21,945円
弘前森田	62円	18,820円
田舎館	57円	33,472円
乙供	75円	38,258円
天間林	43円	18,950円
田子	292円	17,327円
福地	247円	16,618円
北金ヶ沢	187円	17,834円
弘前新和	53円	44,707円
高杉	59円	38,413円
奥内	84円	9,912円
新平賀	246円	61,386円
八戸南郷	224円	16,370円
長橋	46円	34,031円
四和	36円	24,235円
陸奥蓬田	105円	33,575円
弘前柏	181円	17,867円
車力	91円	37,151円
小阿弥	38円	19,733円
弘前中里	116円	20,396円
市浦	76円	16,394円
青森白糖	121円	39,236円
上名久井	208円	19,309円
諏訪平	303円	17,933円
倉石	70円	19,479円
青森新郷	87円	17,056円
尾上	203円	22,032円
小泊	223円	33,809円
青森大間	143円	22,372円
近川駅前	41円	18,381円
千歳平	40円	14,375円
弘前石川	268円	12,624円
弘前鶴田	130円	16,201円
弘前梅沢	36円	36,052円
稲垣	86円	36,492円
名川	183円	19,276円
青森	397円	41,026円
浅虫	198円	30,477円
温湯	70円	17,582円
浜三沢	71円	12,390円
織笠	53円	19,335円
国吉	128円	18,045円
弘前相馬	252円	36,612円
目屋	54円	46,449円
陸奥川内	215円	36,850円
佐井	103円	17,839円
石持	62円	22,475円
三厩	87円	20,010円
陸奥平館	63円	44,906円
弘前岩崎	117円	37,224円
盛岡2	831円	30,221円
盛岡仙北	209円	19,091円
盛岡上田	501円	23,530円

岩手県

青森八戸	823円	27,749円
八戸高館	592円	14,511円
八戸港	275円	16,152円
是川	239円	11,942円
新尻内	371円	25,286円
八戸NW3棟	578円	31,101円
黒石	253円	22,884円
五所川原	274円	22,235円
十和田	234円	25,108円
八戸三沢	(略)	19,329円
むつ	102円	22,204円
青森大湊	30円	19,560円
青森小湊	122円	24,048円
蟹田	80円	30,950円
鯨ヶ沢	213円	23,672円
浪岡	111円	11,516円
野辺地	142円	19,658円
七戸	104円	40,068円
六ヶ所	135円	54,661円
三戸	180円	19,494円
八戸階上	95円	15,503円
八戸大館	1,285円	31,089円
百石	212円	19,906円
八戸下田	117円	19,988円
青森大畑	86円	75,009円
木造	126円	11,549円
大浦	179円	35,633円
弘前藤崎	148円	16,690円
大鱧	133円	17,490円
板柳	138円	18,678円
金木	293円	12,496円
六戸	156円	39,011円
上北	104円	24,729円
五戸	92円	12,258円
今別	216円	42,077円
陸奥常盤	204円	29,651円
上市川	31円	20,392円
陸奥横浜	170円	95,417円
深浦	228円	23,811円
弘前森田	68円	20,339円
田舎館	73円	38,077円
乙供	89円	42,109円
天間林	53円	21,003円
田子	338円	18,294円
福地	257円	17,186円
北金ヶ沢	237円	19,386円
弘前新和	64円	50,926円
高杉	61円	43,530円
奥内	75円	10,491円
新平賀	257円	68,305円
八戸南郷	236円	16,808円
長橋	55円	37,499円
四和	49円	25,759円
陸奥蓬田	135円	36,843円
弘前柏	192円	19,484円
車力	107円	41,873円
小阿弥	50円	22,127円
弘前中里	120円	22,213円
市浦	86円	17,856円
青森白糖	147円	44,728円
上名久井	216円	20,107円
諏訪平	329円	18,785円
倉石	88円	20,272円
青森新郷	110円	17,609円
尾上	47円	25,274円
小泊	219円	37,417円
青森大間	179円	24,347円
近川駅前	51円	19,625円
千歳平	45円	15,820円
弘前石川	295円	14,596円
弘前鶴田	208円	18,145円
弘前梅沢	45円	39,794円
稲垣	108円	40,597円
名川	191円	20,338円
青森	416円	65,108円
浅虫	197円	33,535円
温湯	74円	20,081円
浜三沢	80円	13,176円
織笠	63円	20,687円
国吉	156円	20,343円
弘前相馬	277円	41,861円
目屋	69円	54,224円
陸奥川内	202円	41,149円
佐井	98円	19,177円
石持	72円	24,307円
三厩	99円	19,517円
陸奥平館	65円	44,865円
弘前岩崎	123円	37,201円
盛岡2	865円	33,482円
盛岡仙北	1,768円	23,982円
盛岡上田	515円	27,064円

岩手県

青山第二	467円	28,560円
盛岡飯岡	741円	17,890円
宮古2	385円	33,996円
大船渡	254円	47,658円
岩手水沢	227円	19,948円
花巻	222円	21,274円
新宮野目	338円	23,884円
北上	244円	19,503円
相去	317円	23,148円
久慈	251円	24,776円
遠野	196円	30,035円
一関	272円	19,354円
陸前高田	584円	129,295円
釜石	(略)	34,306円
釜石上中島	663円	29,235円
江刺	150円	19,159円
二戸	191円	25,043円
新西根	141円	54,619円
千厩	240円	25,436円
宮古大野	211円	35,692円
盛岡太田	250円	14,222円
滝沢	237円	19,836円
藤根	166円	10,731円
赤荻	654円	27,510円
紫波	380円	28,750円
矢巾	799円	27,654円
広瀬	57円	13,412円
盛岡乙部	222円	20,441円
江釣子	161円	21,334円
雫石	171円	20,432円
岩手	210円	13,030円
石鳥谷	156円	18,511円
水沢西根	244円	13,177円
新平泉	255円	59,874円
岩泉	260円	16,451円
小鳥谷	226円	36,802円
摺沢	286円	17,681円
岩手川崎	93円	29,124円
水沢東山	141円	49,647円
津軽石	185円	80,620円
萩荘	(略)	15,045円
花巻温泉	179円	14,217円
鶯住居	212円	161,961円
種市	353円	25,206円
釜石広田	213円	36,702円
金田一	218円	23,412円
洪民	224円	24,214円
好摩	399円	34,765円
水沢小山	149円	31,072円
胆沢	136円	21,436円
軽米	559円	29,800円
豊間根	478円	39,768円
住田	272円	17,571円
細浦	199円	63,350円
田老	301円	119,830円
岩手上郷	225円	9,976円
釜石平田	317円	20,605円
六原	74円	39,738円
三陸	238円	127,088円
綾里	180円	40,945円
宮古小川	99円	18,266円
菅代	331円	51,902円
宮古八木	232円	12,231円
湯口	102円	31,253円
和賀	147円	35,028円
滝沢駅前	211円	26,325円
大槌	80円	105,584円
一戸	141円	30,826円
伊手	58円	27,639円
上平沢	142円	17,661円
盛岡東和	105円	28,945円
九戸	197円	11,993円
唐丹	405円	41,727円
小本	108円	39,311円
姉体	162円	16,142円
二子	172円	27,558円
水沢飯豊	95円	30,881円
盛岡西山	54円	33,401円
葛巻	215円	71,851円
平館	128円	27,540円
東八幡平	155円	16,143円
大迫	236円	22,958円
金ヶ崎	219円	26,545円
前沢	296円	30,820円
衣川	170円	16,615円
花泉	461円	24,138円
宮守	340円	38,942円
安代	243円	34,125円
田山	(略)	18,188円
湯田	96円	56,056円
室根	97円	44,511円

青山第二	448円	30,546円
盛岡飯岡	771円	19,741円
宮古2	405円	48,488円
大船渡	309円	52,738円
岩手水沢	234円	22,070円
花巻	245円	30,450円
新宮野目	395円	26,222円
北上	254円	20,637円
相去	358円	25,413円
久慈	257円	26,458円
遠野	209円	28,160円
一関	273円	20,707円
陸前高田	83円	144,347円
釜石	(略)	37,880円
釜石上中島	691円	25,303円
江刺	152円	29,439円
二戸	213円	28,106円
新西根	153円	50,735円
千厩	165円	27,891円
宮古大野	190円	39,600円
盛岡太田	269円	21,671円
滝沢	251円	21,752円
藤根	184円	11,478円
赤荻	517円	30,186円
紫波	384円	31,673円
矢巾	854円	30,595円
広瀬	71円	14,337円
盛岡乙部	232円	22,311円
江釣子	168円	23,204円
雫石	176円	22,561円
岩手	191円	13,888円
石鳥谷	166円	20,290円
水沢西根	267円	14,199円
新平泉	248円	65,669円
岩泉	294円	23,139円
小鳥谷	228円	40,522円
摺沢	308円	19,557円
岩手川崎	116円	31,901円
水沢東山	149円	55,122円
津軽石	195円	90,046円
萩荘	(略)	15,985円
花巻温泉	199円	15,074円
鶯住居	275円	181,109円
種市	348円	27,636円
釜石広田	209円	40,544円
金田一	216円	25,462円
洪民	238円	26,221円
好摩	424円	38,546円
水沢小山	167円	34,079円
胆沢	139円	23,511円
軽米	287円	30,317円
豊間根	424円	40,749円
住田	258円	19,213円
細浦	185円	70,496円
田老	127円	133,785円
岩手上郷	233円	10,386円
釜石平田	288円	22,416円
六原	88円	43,806円
三陸	235円	143,870円
綾里	72円	45,404円
宮古小川	119円	21,781円
菅代	340円	57,536円
宮古八木	249円	13,152円
湯口	124円	34,266円
和賀	152円	38,892円
滝沢駅前	236円	28,732円
大槌	95円	118,011円
一戸	135円	34,394円
伊手	69円	30,506円
上平沢	152円	18,780円
盛岡東和	114円	31,931円
九戸	176円	12,823円
唐丹	446円	46,150円
小本	100円	53,332円
姉体	164円	18,272円
二子	178円	57,368円
水沢飯豊	102円	35,161円
盛岡西山	64円	36,435円
葛巻	175円	80,185円
平館	132円	30,171円
東八幡平	171円	17,280円
大迫	240円	25,236円
金ヶ崎	232円	29,328円
前沢	303円	34,249円
衣川	151円	17,942円
花泉	395円	28,063円
宮守	315円	42,968円
安代	244円	38,568円
田山	(略)	19,389円
湯田	102円	62,432円
室根	119円	49,140円

	宮古新里	160円	20,927円
	浄法寺	280円	19,669円
	岩手大東	201円	48,750円
	水沢藤沢	252円	17,378円
	田野畑	183円	37,522円
	宮古川井	91円	24,173円
	甲子	90円	25,560円
	野田	121円	169,246円
	盛岡谷内	98円	19,436円
	沢内	99円	50,989円
宮城県	仙台青葉通	6,852円	52,089円
	仙台長町	1,956円	24,833円
	台原	1,031円	31,743円
	愛子	767円	38,411円
	岩切	497円	101,782円
	仙台高砂	1,338円	29,297円
	鶴ヶ谷	713円	61,139円
	苦竹料金	1,467円	28,524円
	榴ヶ岡	916円	38,645円
	南小泉	1,668円	8,274円
	荒井	1,566円	42,797円
	仙台中田	961円	13,493円
	西多賀	644円	16,231円
	仙台泉	1,040円	27,043円
	野村	576円	27,010円
	泉ヶ岳	92円	34,831円
	門脇	262円	27,472円
	塩釜	234円	19,068円
	古川	356円	22,397円
	気仙沼	91円	17,507円
	仙南白石	136円	36,674円
	名取	754円	24,832円
	岩沼桜	721円	43,500円
	仙南	237円	34,749円
	村田	206円	27,435円
	仙南船岡	398円	44,445円
	利府	1,001円	39,120円
	富谷	446円	31,701円
	明石交換所	231円	52,433円
	築館源光	157円	16,255円
	追	130円	41,451円
	宮城河北	165円	24,092円
	矢本	616円	32,302円
	八木山	2,952円	18,392円
	多賀城	845円	32,395円
	仙台松島	148円	15,341円
	七ヶ浜	329円	98,083円
	栗駒	135円	9,104円
	折立	390円	21,698円
	三本木	218円	39,823円
	仙台中山	1,649円	21,801円
	大衡	149円	17,980円
	中新田	231円	24,908円
	亶理	404円	31,127円
	石越	119円	12,563円
	歌津	218円	160,944円
	角田	158円	54,178円
	鹿島台	216円	13,733円
	生出	211円	19,032円
	仙台今泉	617円	20,737円
	仙南槻木	443円	22,805円
	第2高館	318円	59,510円
	古川中田	301円	16,424円
	古川南郷	174円	23,699円
	若柳	133円	32,169円
	渡波	485円	118,380円
	西古川	176円	39,654円
	石巻階上	296円	18,890円
	関上	513円	222,868円
	丸森	166円	72,957円
	坂元	164円	20,229円
	山下	182円	16,402円
	大郷	112円	10,263円
	古川小野田	195円	33,773円
	古川松山	357円	49,915円
	岩出山	157円	12,928円
	涌谷	199円	23,963円
	寛岳	119円	39,617円
	田尻	396円	9,246円
	小牛田	149円	15,151円
	北浦駅前	108円	51,392円
	寺崎	200円	10,308円
	女川	99円	121,825円
	志津川	112円	115,646円
	本吉	430円	17,244円
	唐桑	494円	132,980円
	荒谷	165円	42,341円
	芋沢	96円	29,090円
	円田	102円	27,851円
	色麻	128円	56,676円
	古川鳴子	144円	22,828円

	宮古新里	155円	22,516円
	浄法寺	289円	21,226円
	岩手大東	210円	54,738円
	水沢藤沢	235円	19,020円
	田野畑	177円	41,376円
	宮古川井	105円	26,737円
	甲子	97円	25,652円
	野田	88円	172,758円
	盛岡谷内	92円	19,580円
	沢内	98円	51,312円
宮城県	仙台青葉通	7,308円	58,843円
	仙台長町	2,058円	26,256円
	台原	1,041円	29,483円
	愛子	867円	42,682円
	岩切	504円	110,597円
	仙台高砂	1,553円	39,679円
	鶴ヶ谷	722円	91,040円
	苦竹料金	1,577円	31,171円
	榴ヶ岡	1,160円	42,949円
	南小泉	1,735円	8,540円
	荒井	1,594円	71,279円
	仙台中田	976円	14,698円
	西多賀	663円	16,097円
	仙台泉	1,195円	28,820円
	野村	647円	29,488円
	泉ヶ岳	106円	38,426円
	門脇	311円	28,612円
	塩釜	247円	24,882円
	古川	384円	23,464円
	気仙沼	99円	20,210円
	仙南白石	158円	31,447円
	名取	879円	25,903円
	岩沼桜	845円	32,131円
	仙南	251円	33,622円
	村田	210円	29,965円
	仙南船岡	475円	48,686円
	利府	1,109円	43,286円
	富谷	386円	34,907円
	明石交換所	291円	57,623円
	築館源光	181円	17,393円
	追	135円	44,792円
	宮城河北	160円	26,363円
	矢本	684円	35,358円
	八木山	3,285円	19,501円
	多賀城	883円	35,611円
	仙台松島	156円	16,240円
	七ヶ浜	382円	109,442円
	栗駒	144円	9,581円
	折立	420円	24,620円
	三本木	213円	35,567円
	仙台中山	1,677円	22,624円
	大衡	164円	22,409円
	中新田	227円	27,626円
	亶理	450円	34,355円
	石越	130円	13,188円
	歌津	301円	179,663円
	角田	168円	60,299円
	鹿島台	198円	14,987円
	生出	220円	20,545円
	仙台今泉	626円	22,538円
	仙南槻木	453円	24,932円
	第2高館	332円	65,592円
	古川中田	309円	17,785円
	古川南郷	185円	25,777円
	若柳	147円	35,798円
	渡波	7円	132,307円
	西古川	183円	43,798円
	石巻階上	274円	20,638円
	関上	408円	249,602円
	丸森	184円	69,567円
	坂元	107円	21,750円
	山下	230円	17,831円
	大郷	123円	10,787円
	古川小野田	209円	37,117円
	古川松山	356円	55,136円
	岩出山	161円	14,117円
	涌谷	191円	26,496円
	寛岳	134円	43,552円
	田尻	356円	9,824円
	小牛田	197円	16,206円
	北浦駅前	109円	56,815円
	寺崎	186円	11,104円
	女川	26円	136,121円
	志津川	139円	129,202円
	本吉	381円	18,739円
	唐桑	356円	148,563円
	荒谷	192円	46,622円
	芋沢	122円	32,122円
	円田	112円	28,583円
	色麻	141円	62,808円
	古川鳴子	128円	24,923円

	一迫	260円	38,447円
	登米	184円	48,367円
	古川南方	221円	48,629円
	広瀬	229円	13,205円
	野蒜	360円	191,166円
	遠刈田	119円	12,148円
	高清水	334円	9,695円
	金成	117円	23,287円
	仙南北郷	106円	23,156円
	古川宮崎	164円	39,799円
	瀬峰	285円	36,828円
	鶯沢	57円	41,266円
	米谷	91円	38,983円
	宮城河南	352円	18,223円
	鳴瀬	172円	26,225円
	作並	150円	35,992円
	仙南川崎	142円	19,613円
	仙南大内	120円	22,761円
	牡鹿	137円	120,523円
	石巻津山	89円	53,925円
	古川新田	129円	16,241円
	古川米山	178円	11,315円
	石巻雄勝	112円	127,663円
	石巻大島	246円	14,617円
	宮城北上	129円	151,195円
秋田県	新棟秋田	300円	29,718円
	秋田大町	251円	24,359円
	土崎	206円	24,759円
	秋田仁井田	341円	22,878円
	能代	94円	17,418円
	東能代	133円	19,955円
	横手	161円	23,351円
	秋田大館	131円	16,200円
	十二所	45円	15,244円
	秋田本荘	187円	29,786円
	男鹿	80円	14,300円
	秋田湯沢	152円	19,605円
	大曲	103円	25,631円
	鹿角	127円	14,379円
	大館鷹巣	105円	17,871円
	五城目	126円	25,558円
	秋田追分	191円	22,607円
	天王	219円	79,407円
	秋田大潟	338円	30,968円
	仁賀保	117円	14,776円
	象潟	226円	10,956円
	横手神岡	78円	18,667円
	角館	157円	30,346円
	西馬音内	248円	11,495円
	東成瀬	72円	44,661円
	外旭川	194円	13,462円
	釈迦内	62円	15,890円
	太平	73円	18,552円
	下浜	55円	18,982円
	角間川	89円	26,638円
	内小友	57円	30,231円
	比内	176円	25,667円
	合川	24円	29,768円
	八郎潟	159円	38,423円
	横手六郷	108円	12,199円
	森岳	201円	17,963円
	由利	88円	16,200円
	稲川	228円	44,808円
	横手雄勝	245円	18,870円
	八竜	120円	15,444円
	琴丘	101円	10,455円
	刈和野	109円	23,731円
	中仙	(略)	18,759円
	小坂	125円	13,476円
	東由利	122円	13,966円
	秋田太田	135円	21,241円
	千畑	114円	19,059円
	秋田井川	220円	23,207円
	飯田川	116円	13,127円
	若美	105円	16,343円
	二ツ井	141円	15,899円
	花岡	60円	16,050円
	雄和	133円	38,006円
	上小阿仁	110円	21,013円
	八森	102円	27,944円
	沢目	70円	23,986円
	田沢湖	117円	20,496円
	米内沢	113円	12,747円
	秋田船越	121円	16,341円
	秋田河辺	204円	11,963円
	矢島	102円	23,037円
	秋田北浦	23円	73,757円
	金浦	187円	18,820円
	八幡平	71円	22,173円
	阿仁	100円	15,785円
	横手神代	180円	27,620円

	一迫	252円	42,407円
	登米	191円	170,171円
	古川南方	226円	53,679円
	広瀬	216円	13,868円
	野蒜	454円	214,059円
	遠刈田	110円	12,620円
	高清水	333円	10,228円
	金成	128円	25,365円
	仙南北郷	116円	24,959円
	古川宮崎	192円	43,932円
	瀬峰	290円	40,635円
	鶯沢	56円	45,510円
	米谷	92円	37,484円
	宮城河南	332円	13,972円
	鳴瀬	181円	30,215円
	作並	155円	39,814円
	仙南川崎	159円	21,377円
	仙南大内	113円	24,696円
	牡鹿	8円	134,607円
	石巻津山	91円	59,481円
	古川新田	136円	17,494円
	古川米山	180円	12,096円
	石巻雄勝	80円	142,654円
	石巻大島	253円	15,854円
	宮城北上	28円	154,401円
秋田県	新棟秋田	327円	23,230円
	秋田大町	253円	26,474円
	土崎	218円	24,021円
	秋田仁井田	351円	21,485円
	能代	84円	18,972円
	東能代	142円	21,417円
	横手	167円	25,131円
	秋田大館	148円	16,511円
	十二所	42円	16,503円
	秋田本荘	192円	31,378円
	男鹿	87円	15,555円
	秋田湯沢	45円	21,607円
	大曲	129円	29,408円
	鹿角	129円	14,389円
	大館鷹巣	107円	19,448円
	五城目	137円	28,940円
	秋田追分	197円	24,734円
	天王	206円	50,122円
	秋田大潟	348円	29,723円
	仁賀保	137円	15,718円
	象潟	223円	11,734円
	横手神岡	85円	20,398円
	角館	159円	33,608円
	西馬音内	201円	12,243円
	東成瀬	73円	49,928円
	外旭川	209円	13,965円
	釈迦内	61円	17,388円
	太平	81円	21,592円
	下浜	60円	20,544円
	角間川	94円	28,911円
	内小友	67円	33,101円
	比内	190円	25,214円
	合川	26円	29,667円
	八郎潟	147円	42,623円
	横手六郷	105円	13,121円
	森岳	207円	20,938円
	由利	86円	17,254円
	稲川	251円	51,005円
	横手雄勝	242円	20,515円
	八竜	127円	14,784円
	琴丘	95円	11,218円
	刈和野	122円	25,877円
	中仙	(略)	20,509円
	小坂	109円	15,576円
	東由利	126円	14,711円
	秋田太田	152円	22,936円
	千畑	110円	20,652円
	秋田井川	190円	24,930円
	飯田川	124円	14,272円
	若美	116円	17,756円
	二ツ井	145円	16,524円
	花岡	62円	17,378円
	雄和	146円	35,133円
	上小阿仁	124円	21,151円
	八森	98円	25,223円
	沢目	75円	26,179円
	田沢湖	119円	22,303円
	米内沢	121円	13,643円
	秋田船越	130円	17,532円
	秋田河辺	217円	12,496円
	矢島	114円	25,209円
	秋田北浦	55円	51,404円
	金浦	203円	20,149円
	八幡平	81円	24,265円
	阿仁	108円	16,706円
	横手神代	166円	30,838円

秋田藤本	39円	22,323円
由利院内	198円	23,319円
平鹿	88円	10,286円
雄物川	149円	14,041円
西目	315円	16,895円
増田	101円	21,999円
横手大森	180円	28,724円
秋田大内	194円	20,014円
秋田鳥海	76円	15,173円
西明寺	141円	20,036円
横手山内	175円	21,729円
須川	42円	32,790円
横手十文字	171円	8,866円
横手金沢	119円	16,976円
大館大湯	80円	21,221円
十和田南	123円	15,244円
早口	145円	14,444円
秋田道川	127円	20,742円
秋田協和	139円	32,926円
横手仙北	126円	13,074円
後三年	106円	23,172円
五里合	53円	19,479円
藤里	111円	32,236円
大雄	162円	15,563円
外小友	104円	19,906円
山形	394円	30,434円
山形金井	392円	24,732円
山形十文字	(略)	12,002円
今塚	1,217円	54,360円
あかねヶ丘	895円	39,332円
米沢	211円	22,988円
米沢窪田	176円	15,174円
八幡原	56円	54,469円
鶴岡	314円	21,862円
酒田2	314円	21,929円
酒田緑ヶ丘	266円	16,030円
酒田高砂	83円	13,766円
新庄	311円	15,202円
寒河江	289円	42,280円
山形上山	186円	17,653円
村山	134円	23,064円
長井	142円	18,777円
天童	326円	23,718円
高橋	490円	6,127円
神町	238円	13,581円
東根	277円	19,952円
尾花沢	223円	35,347円
南陽	182円	22,865円
河北	135円	15,464円
山形朝日	128円	29,053円
白鷹	162円	11,171円
余目	118円	12,709円
藤島	177円	28,338円
酒田三川	186円	85,824円
温海	131円	22,411円
山形小国	164円	28,328円
庄内朝日機械	85円	27,981円
山形川西	201円	27,997円
酒田水沢	66円	22,816円
袖浦	93円	20,119円
山形大江	228円	22,308円
山辺	327円	24,115円
山形中山	306円	39,393円
南原	75円	17,357円
宮内	205円	17,905円
高島	267円	15,914円
櫛引	130円	15,636円
白岩	245円	13,102円
山形西川	111円	20,109円
糠野目	197円	38,096円
米沢飯豊	120円	41,262円
酒田羽黒	203円	33,716円
本道寺	32円	45,910円
山形平田	263円	16,139円
酒田立川	164円	18,991円
酒田松山	(略)	22,749円
酒田三瀬	70円	18,879円
山形金山	74円	37,622円
真室川	153円	20,774円
中和田	152円	10,877円
鼠ヶ関	95円	31,374円
蔵王	146円	44,317円
酒田大山	255円	9,380円
湯野浜	150円	115,142円
本楯	98円	20,564円
泉田	(略)	19,833円
村山大久保	159円	20,465円
山形白鳥	67円	23,147円
山形東郷	89円	32,078円
福原	126円	22,296円
大石田	136円	33,627円

山形県

秋田藤本	42円	24,279円
由利院内	238円	25,242円
平鹿	83円	10,771円
雄物川	151円	15,191円
西目	320円	18,229円
増田	118円	24,143円
横手大森	185円	31,705円
秋田大内	181円	21,799円
秋田鳥海	87円	17,088円
西明寺	163円	22,117円
横手山内	219円	23,425円
須川	50円	35,875円
横手十文字	183円	9,151円
横手金沢	131円	17,998円
大館大湯	84円	23,179円
十和田南	122円	17,400円
早口	153円	15,782円
秋田道川	118円	22,314円
秋田協和	165円	37,446円
横手仙北	129円	13,946円
後三年	122円	26,333円
五里合	56円	20,750円
藤里	125円	35,331円
大雄	160円	18,583円
外小友	107円	22,273円
山形	429円	53,345円
山形金井	402円	20,791円
山形十文字	(略)	13,608円
今塚	1,232円	60,490円
あかねヶ丘	920円	40,516円
米沢	239円	24,915円
米沢窪田	187円	16,424円
八幡原	61円	60,341円
鶴岡	319円	25,518円
酒田2	320円	22,188円
酒田緑ヶ丘	296円	17,009円
酒田高砂	112円	14,525円
新庄	337円	16,893円
寒河江	311円	38,528円
山形上山	194円	20,605円
村山	142円	59,399円
長井	129円	19,166円
天童	333円	26,149円
高橋	487円	6,991円
神町	315円	15,500円
東根	257円	20,025円
尾花沢	232円	39,988円
南陽	186円	22,464円
河北	146円	14,245円
山形朝日	154円	33,280円
白鷹	167円	12,155円
余目	116円	55,534円
藤島	185円	30,774円
酒田三川	192円	61,500円
温海	368円	24,345円
山形小国	161円	33,175円
庄内朝日機械	96円	31,663円
山形川西	202円	30,878円
酒田水沢	77円	25,719円
袖浦	98円	22,830円
山形大江	256円	25,502円
山辺	354円	22,396円
山形中山	312円	42,957円
南原	86円	18,758円
宮内	209円	19,666円
高島	261円	17,331円
櫛引	132円	17,994円
白岩	244円	14,667円
山形西川	116円	22,793円
糠野目	198円	42,217円
米沢飯豊	134円	45,928円
酒田羽黒	192円	38,906円
本道寺	42円	52,208円
山形平田	264円	17,193円
酒田立川	173円	21,768円
酒田松山	(略)	26,146円
酒田三瀬	67円	21,775円
山形金山	84円	40,429円
真室川	167円	20,498円
中和田	159円	11,398円
鼠ヶ関	98円	32,704円
蔵王	145円	49,981円
酒田大山	247円	10,141円
湯野浜	182円	129,709円
本楯	101円	24,939円
泉田	(略)	22,874円
村山大久保	185円	23,593円
山形白鳥	177円	63,446円
山形東郷	105円	36,307円
福原	137円	25,294円
大石田	145円	35,394円

山形県

	鮭川	85円	22,480円
	古口	99円	21,191円
	遊佐	(略)	12,081円
	吹浦	39円	23,708円
	酒田八幡	104円	21,822円
	舟形	157円	31,284円
	須田板	139円	19,372円
	山形玉野	69円	20,224円
	清水	76円	26,674円
福島県	福島	424円	44,180円
	福島清水	620円	21,131円
	福島佐倉	141円	15,508円
	瀬上	736円	12,592円
	福島大森	728円	32,321円
	蓬萊	336円	17,292円
	飯坂	218円	21,112円
	福島花園	471円	28,301円
	会津若松	344円	23,954円
	東栄町分局	680円	17,178円
	福島郡山	1,452円	23,925円
	郡山芳賀	653円	26,803円
	笹川	761円	18,682円
	日和田	120円	25,688円
	喜久田	285円	28,177円
	大槻	804円	48,950円
	郡山守山	64円	43,524円
	磐梯熱海	106円	55,837円
	いわき	534円	23,746円
	小名浜	369円	23,925円
	勿来	312円	29,193円
	内郷	570円	13,483円
	好間	584円	29,266円
	草野	470円	11,553円
	いわき常磐	250円	16,655円
	四倉	517円	30,848円
	いわき若葉台	1,329円	42,321円
	いわき泉	733円	73,813円
	いわき玉川	606円	10,808円
	いわき窪田	427円	27,337円
	白河	289円	26,481円
	福島原町	348円	15,682円
	郡山須賀川	234円	38,252円
	喜多方	262円	16,112円
	福島相馬	472円	22,907円
	二本松	298円	21,286円
	福島藤田	286円	20,532円
	二本松本宮	211円	23,780円
	田島	286円	18,065円
	猪苗代	234円	31,415円
	会津若松坂下	367円	19,122円
	郡山西郷	273円	15,704円
	郡山石川	293円	25,846円
	三春	195円	16,082円
	磐城富岡	408円	17,864円
	浪江	255円	16,136円
	会津山口	276円	28,601円
	会津若松広田	184円	24,521円
	福島梁川	353円	23,013円
	保原	386円	14,575円
	江名	229円	22,398円
	福島川俣	203円	33,426円
	塙	458円	15,728円
	新地	392円	33,944円
	小高	190円	25,969円
	福島伊達	453円	31,834円
	桑折	375円	17,131円
	福島松川	(略)	19,187円
	鏡石	323円	10,196円
	塩川	278円	21,904円
	棚倉	249円	10,820円
	郡山浅川	114円	21,177円
	福島鹿島	287円	30,492円
	柳津	61円	24,440円
	飯野	264円	26,687円
	磐梯	151円	28,194円
	霊山	176円	53,908円
	橋本	392円	20,144円
	泉崎	173円	24,971円
	大玉	212円	22,081円
	大林	242円	18,287円
	表郷	92円	25,911円
	郡山中島	104円	28,236円
	湖南	82円	25,855円
	白沢	113円	20,582円
	多田野	90円	13,264円
	古殿	204円	18,959円
	西会津	82円	17,358円
	北会津	106円	12,924円
	新鶴	194円	24,105円
	いわき広野	231円	13,881円
	久ノ浜	223円	202,670円

	鮭川	99円	23,280円
	古口	112円	23,360円
	遊佐	(略)	12,271円
	吹浦	44円	27,186円
	酒田八幡	112円	25,360円
	舟形	163円	34,370円
	須田板	138円	23,090円
	山形玉野	80円	22,841円
	清水	86円	26,231円
福島県	福島	450円	44,629円
	福島清水	646円	21,897円
	福島佐倉	588円	16,937円
	瀬上	737円	13,713円
	福島大森	738円	35,891円
	蓬萊	352円	38,686円
	飯坂	229円	22,977円
	福島花園	542円	31,894円
	会津若松	380円	24,379円
	東栄町分局	733円	17,779円
	福島郡山	1,580円	25,897円
	郡山芳賀	677円	29,551円
	笹川	785円	21,641円
	日和田	123円	27,927円
	喜久田	303円	31,029円
	大槻	823円	32,524円
	郡山守山	67円	39,790円
	磐梯熱海	112円	62,594円
	いわき	570円	26,541円
	小名浜	391円	26,813円
	勿来	325円	30,358円
	内郷	579円	13,781円
	好間	597円	30,389円
	草野	484円	12,234円
	いわき常磐	273円	18,349円
	四倉	531円	34,322円
	いわき若葉台	1,452円	30,264円
	いわき泉	721円	51,484円
	いわき玉川	572円	17,290円
	いわき窪田	449円	30,113円
	白河	292円	27,544円
	福島原町	389円	17,913円
	郡山須賀川	270円	34,947円
	喜多方	239円	16,788円
	福島相馬	501円	23,266円
	二本松	302円	28,922円
	福島藤田	279円	22,508円
	二本松本宮	221円	24,835円
	田島	290円	19,682円
	猪苗代	218円	34,757円
	会津若松坂下	353円	20,742円
	郡山西郷	293円	16,814円
	郡山石川	300円	26,158円
	三春	205円	18,208円
	磐城富岡	443円	19,041円
	浪江	347円	17,647円
	会津山口	261円	32,150円
	会津若松広田	181円	24,256円
	福島梁川	372円	25,078円
	保原	398円	19,304円
	江名	239円	24,501円
	福島川俣	207円	37,024円
	塙	459円	15,453円
	新地	412円	31,609円
	小高	208円	28,553円
	福島伊達	473円	35,212円
	桑折	369円	18,645円
	福島松川	(略)	20,964円
	鏡石	344円	10,906円
	塩川	138円	23,564円
	棚倉	261円	11,455円
	郡山浅川	112円	132,357円
	福島鹿島	302円	33,743円
	柳津	63円	26,908円
	飯野	263円	29,397円
	磐梯	164円	31,557円
	霊山	184円	59,935円
	橋本	387円	21,969円
	泉崎	178円	26,999円
	大玉	230円	24,013円
	大林	277円	19,744円
	表郷	66円	28,384円
	郡山中島	107円	30,795円
	湖南	92円	28,381円
	白沢	120円	22,286円
	多田野	96円	14,143円
	古殿	205円	20,691円
	西会津	78円	18,882円
	北会津	116円	13,786円
	新鶴	208円	27,960円
	いわき広野	238円	14,840円
	久ノ浜	234円	226,765円

船引	323円	33,858円
鮫川	109円	22,711円
福島東和	227円	27,114円
郡山岩瀬	240円	15,133円
川桁	87円	26,069円
柳橋	149円	22,038円
岩代	98円	11,942円
郡山長沼	176円	18,148円
会津若松下郷	207円	14,664円
熱塩	95円	29,555円
山都	(略)	13,894円
郡山東	95円	15,096円
大信	159円	26,332円
都路	120円	24,321円
常葉	121円	59,298円
楡葉	189円	22,933円
庭坂	745円	19,069円
沼之内	395円	33,238円
いわき小川	292円	16,657円
上遠野	300円	16,201円
小作田	219円	16,634円
原釜	229円	22,250円
裏磐梯	845円	32,951円
会津高田	223円	33,249円
会津本郷	194円	12,572円
郡山玉川	195円	15,186円
小野新町	275円	86,548円
大熊	148円	18,466円
いわき双葉	228円	20,994円
飯館	63円	18,009円
天栄	183円	13,635円
只見	260円	22,704円
会津若松吾妻	52円	74,240円
矢祭	324円	37,009円
滝根	127円	23,377円
大越	86円	28,635円
郡山七郷	179円	14,680円
移	143円	24,507円
いわき川内	93円	16,839円
会津若松昭和	107円	21,114円
蓬田	108円	25,005円
郡山小平	68円	20,825円
水戸大町	578円	38,725円
茨城赤塚	472円	24,662円
水戸吉田	321円	19,949円
千波	568円	26,685円
多賀	353円	27,534円
久慈浜	346円	15,183円
日立別館	541円	18,668円
茨城日高	329円	28,832円
土浦	234円	45,565円
荒川沖	(略)	18,540円
神立	262円	20,169円
石岡国府	386円	23,815円
下館別館	340円	20,307円
下館川島	265円	30,477円
結城	423円	24,277円
結城南	199円	18,787円
竜ヶ崎	148円	27,439円
土浦佐貫	550円	18,533円
那珂湊	249円	21,144円
阿字ヶ浦	385円	20,098円
下妻	259円	28,367円
水海道菅生	386円	36,432円
水海道別	305円	47,531円
茨城勝田	356円	25,998円
高萩	168円	19,534円
北茨城	164円	27,482円
取手	440円	17,929円
茨城岩井	167円	23,009円
土浦牛久	760円	14,366円
つくば	1,951円	47,851円
大穂	603円	15,534円
桜	203円	16,338円
つくば北	139円	19,287円
筑波山	266円	36,241円
吉沼	71円	18,382円
筑波谷田部	337円	18,931円
土浦豊里	367円	44,556円
大洗	371円	14,711円
友部	363円	37,191円
茨城東海	523円	25,774円
那珂	352円	21,380円
常陸大宮	324円	25,269円
金砂郷	113円	36,990円
十王	337円	17,895円
常陸鹿島	356円	20,186円
神栖	317円	15,141円
茨城萩原	191円	17,072円
潮来延方	254円	18,864円
美浦	178円	23,641円

茨城県

船引	317円	37,563円
鮫川	121円	24,538円
福島東和	241円	29,531円
郡山岩瀬	236円	16,223円
川桁	92円	27,951円
柳橋	161円	23,774円
岩代	97円	12,747円
郡山長沼	190円	19,781円
会津若松下郷	226円	15,166円
熱塩	115円	33,319円
山都	(略)	14,944円
郡山東	94円	16,015円
大信	147円	28,572円
都路	127円	26,409円
常葉	123円	39,728円
楡葉	210円	98,326円
庭坂	295円	20,825円
沼之内	410円	33,103円
いわき小川	296円	17,987円
上遠野	319円	17,296円
小作田	201円	86,045円
原釜	210円	24,288円
裏磐梯	848円	36,112円
会津高田	244円	36,286円
会津本郷	203円	12,913円
郡山玉川	200円	16,323円
小野新町	284円	96,902円
大熊	310円	20,199円
いわき双葉	153円	22,805円
飯館	156円	19,334円
天栄	204円	14,321円
只見	243円	24,092円
会津若松吾妻	63円	80,191円
矢祭	287円	41,008円
滝根	125円	25,472円
大越	93円	31,521円
郡山七郷	190円	15,435円
移	148円	26,607円
いわき川内	105円	16,030円
会津若松昭和	111円	20,303円
蓬田	109円	25,164円
郡山小平	72円	21,042円
水戸大町	608円	42,831円
茨城赤塚	481円	27,001円
水戸吉田	346円	19,584円
千波	586円	28,364円
多賀	362円	30,379円
久慈浜	354円	16,493円
日立別館	416円	20,288円
茨城日高	331円	30,847円
土浦	246円	50,443円
荒川沖	(略)	20,465円
神立	270円	22,227円
石岡国府	399円	24,930円
下館別館	371円	22,293円
下館川島	286円	33,157円
結城	427円	26,192円
結城南	214円	20,844円
竜ヶ崎	166円	30,335円
土浦佐貫	570円	20,342円
那珂湊	286円	24,656円
阿字ヶ浦	423円	22,124円
下妻	291円	30,750円
水海道菅生	427円	39,527円
水海道別	399円	52,551円
茨城勝田	387円	28,475円
高萩	179円	21,327円
北茨城	192円	27,713円
取手	433円	19,556円
茨城岩井	170円	25,314円
土浦牛久	776円	16,273円
つくば	2,133円	46,165円
大穂	631円	16,938円
桜	221円	17,799円
つくば北	141円	21,063円
筑波山	309円	43,562円
吉沼	78円	20,187円
筑波谷田部	358円	18,996円
土浦豊里	388円	49,137円
大洗	394円	16,012円
友部	371円	39,091円
茨城東海	514円	28,390円
那珂	360円	9,127円
常陸大宮	336円	28,838円
金砂郷	79円	41,661円
十王	348円	19,789円
常陸鹿島	510円	36,115円
神栖	433円	16,509円
茨城萩原	236円	18,807円
潮来延方	318円	20,793円
美浦	180円	57,472円

茨城県

谷和原	435円	87,253円
守谷清水	591円	34,530円
古河2	643円	2,519円
古河旭	1,037円	10,285円
総和2	290円	25,284円
古河南	338円	28,255円
茨城境	323円	39,066円
石岡東	310円	63,580円
石岡	303円	31,485円
常陸太田別館	280円	18,289円
羽鳥	255円	30,282円
千葉若松	98円	19,318円
矢田部	221円	29,294円
阿見	352円	12,787円
高場	398円	29,284円
笠間	293円	19,980円
稲戸井	474円	35,193円
茨城	245円	31,841円
茨城岩瀬	259円	26,047円
大子	130円	23,674円
鉢田	132円	22,486円
江戸崎	112円	12,373円
伊奈	247円	40,888円
藤代蔵前	401円	26,060円
奥野	131円	39,853円
牛堀	249円	24,589円
阿見南	118円	28,800円
茨城東	58円	64,547円
総和	286円	60,109円
岡田	159円	41,419円
関城	112円	23,944円
茨城協和	438円	28,208円
利根	110円	42,987円
いばらき旭	82円	27,114円
常澄	182円	22,179円
内原	938円	39,393円
石岡大野	147円	19,617円
菱崎	168円	27,787円
新利根	97円	41,710円
岩間	258円	22,614円
八郷	(略)	13,791円
茨城鳥栖	70円	50,165円
酒沼	112円	49,417円
瓜連	452円	19,233円
茨城北浦	(略)	36,185円
茨城玉造	91円	28,274円
常北	205円	21,741円
岡郷	154円	17,708円
五霞	136円	23,616円
茨城八千代	247円	26,785円
大洋	76円	38,998円
茨城土浦	232円	35,008円
波崎	230円	32,837円
茨城出島	90円	48,335円
沖宿	100円	40,731円
潮来	201円	24,800円
明野	110円	38,581円
真壁	205円	18,497円
茨城千代田	288円	23,587円
茨城大津	256円	21,106円
茨城稲田	143円	44,746円
七郷	146円	36,687円
桂	(略)	42,192円
土浦河内	111円	51,400円
美野里	149円	33,686円
新治	134円	15,949円
茨城麻生	166円	28,178円
飯富	158円	20,794円
国田	140円	34,922円
菅原	127円	40,119円
行方	62円	44,812円
蔵川	70円	47,973円
出島東	106円	36,555円
小幡	64円	50,801円
雨引	185円	44,880円
八俣	89円	26,402円
猿島	98円	45,315円
御前山	100円	42,913円
茨城三和	738円	26,659円
香掛	117円	39,088円
いばらき小川	167円	38,857円
山方	137円	40,704円
水府	48円	32,834円
茨城桜川	(略)	32,722円
石下	187円	48,400円
茨城美和	171円	47,278円
栃木県		
宇都宮	758円	44,732円
宇都宮平出	215円	31,966円
道場宿	319円	29,932円
瑞穂野	225円	14,338円
徳次郎	499円	25,134円

谷和原	453円	94,790円
守谷清水	670円	36,214円
古河2	650円	5,868円
古河旭	1,154円	11,165円
総和2	302円	27,071円
古河南	357円	40,706円
茨城境	359円	42,050円
石岡東	355円	71,023円
石岡	440円	35,075円
常陸太田別館	294円	19,480円
羽鳥	267円	33,523円
千葉若松	118円	21,093円
矢田部	242円	32,191円
阿見	372円	13,993円
高場	414円	32,268円
笠間	314円	24,322円
稲戸井	506円	27,008円
茨城	253円	37,305円
茨城岩瀬	256円	26,724円
大子	184円	25,172円
鉢田	148円	22,636円
江戸崎	124円	13,305円
伊奈	284円	44,722円
藤代蔵前	443円	26,729円
奥野	141円	44,234円
牛堀	313円	28,585円
阿見南	122円	31,981円
茨城東	65円	759,778円
総和	302円	66,212円
岡田	152円	45,955円
関城	113円	25,739円
茨城協和	442円	30,539円
利根	122円	42,481円
いばらき旭	91円	29,527円
常澄	205円	24,501円
内原	948円	43,838円
石岡大野	162円	21,579円
菱崎	183円	30,463円
新利根	101円	45,357円
岩間	265円	24,991円
八郷	(略)	15,371円
茨城鳥栖	82円	54,780円
酒沼	129円	54,996円
瓜連	478円	21,025円
茨城北浦	(略)	40,060円
茨城玉造	93円	30,601円
常北	219円	23,896円
岡郷	166円	27,083円
五霞	102円	33,701円
茨城八千代	251円	28,994円
大洋	81円	43,271円
茨城土浦	238円	36,885円
波崎	239円	36,169円
茨城出島	105円	52,719円
沖宿	112円	44,121円
潮来	214円	28,756円
明野	117円	41,870円
真壁	213円	19,262円
茨城千代田	303円	27,463円
茨城大津	244円	27,283円
茨城稲田	141円	49,847円
七郷	168円	40,563円
桂	(略)	44,181円
土浦河内	113円	51,655円
美野里	157円	39,199円
新治	152円	17,725円
茨城麻生	175円	31,041円
飯富	176円	22,899円
国田	145円	38,563円
菅原	158円	43,461円
行方	76円	49,534円
蔵川	86円	55,721円
出島東	112円	40,419円
小幡	73円	57,698円
雨引	194円	48,798円
八俣	96円	28,873円
猿島	111円	49,570円
御前山	88円	47,615円
茨城三和	764円	29,522円
香掛	129円	46,743円
いばらき小川	174円	43,209円
山方	161円	45,060円
水府	61円	37,246円
茨城桜川	(略)	36,092円
石下	198円	56,418円
茨城美和	203円	107,582円
栃木県		
宇都宮	763円	50,194円
宇都宮平出	426円	34,947円
道場宿	329円	33,202円
瑞穂野	230円	15,490円
徳次郎	515円	27,898円

砥上	510円	23,377円
江曾島	853円	12,168円
雀宮	798円	34,948円
足利	308円	35,896円
足利相生	444円	33,971円
足利西	287円	19,920円
足利南	487円	18,760円
栃木	273円	31,025円
栃木北	240円	20,166円
佐野	240円	27,392円
鹿沼	263円	22,413円
北犬飼	222円	31,888円
日光	328円	32,057円
今市	195円	19,139円
栃木小山	781円	29,057円
雨ヶ谷	348円	13,809円
延島	170円	13,201円
真岡	235円	35,001円
大田原 2	210円	24,911円
矢板	385円	27,055円
黒磯	327円	22,562円
上三川	509円	33,694円
栃木河内	548円	29,251円
栃木芳賀	284円	27,911円
栃木壬生 2	1,727円	14,867円
石橋	464円	17,943円
栃木小金井	570円	24,307円
新野木	406円	71,578円
栃木大平	351円	34,284円
岩舟	245円	14,898円
鬼怒川川治	178円	20,236円
宝積寺	520円	13,450円
栃木烏山	147円	9,860円
西那須野 2	377円	27,204円
田沼	328円	14,047円
益子	285円	28,495円
間々田	553円	31,141円
栃木城山	238円	9,788円
南犬飼 (略)		12,554円
氏家別	420円	26,596円
葛生 2	219円	26,142円
赤見	215円	27,279円
薬師寺	160円	13,822円
小山西	143円	15,418円
卒島	234円	18,078円
栃木富田	248円	16,675円
栃木藤岡 2	258円	14,955円
栃木田原	172円	22,658円
栃木西方	137円	24,018円
上河内	185円	27,578円
野崎	205円	54,058円
佐久山	121円	24,030円
片岡	197円	28,183円
東那須野	242円	12,347円
栃木梅沢	106円	32,032円
榑木	137円	36,423円
栃木大沢	161円	14,312円
伊王野 2	110円	28,720円
喜連川	212円	33,770円
馬頭	160円	20,739円
黒羽	57円	35,261円
黒田原	191円	49,427円
栃木二宮	242円	15,225円
市貝	225円	19,006円
南那須	163円	29,081円
文挾	100円	38,941円
栃木栗野	196円	32,250円
玉生	192円	14,826円
熱田	104円	22,155円
栃木小川	263円	18,501円
塩原 2	184円	11,605円
関谷	159円	66,460円
栃木茂木	208円	75,435円
湯津上	229円	13,078円
足尾交換局 2	238円	23,092円
栃木水橋	133円	27,683円
船生	113円	15,870円
栃木大宮	112円	42,734円
川治	125円	34,997円
栃木 2	279円	22,311円
那須横沢	65円	13,286円
那須	79円	35,864円
那須大沢	50円	18,904円
南摩	312円	21,863円
前橋	675円	38,656円
野中別	834円	15,967円
前橋元総社	472円	31,591円
佐烏	369円	17,645円
前橋芳賀	210円	32,544円
国領	502円	30,965円
群馬高崎	(略)	36,497円

群馬県

砥上	551円	29,230円
江曾島	865円	13,266円
雀宮	834円	38,898円
足利	312円	37,504円
足利相生	459円	37,921円
足利西	292円	21,915円
足利南	483円	20,515円
栃木	316円	34,064円
栃木北	256円	21,574円
佐野	268円	26,891円
鹿沼	287円	27,630円
北犬飼	230円	35,352円
日光	362円	45,458円
今市	210円	26,226円
栃木小山	823円	32,605円
雨ヶ谷	384円	19,536円
延島	179円	20,659円
真岡	244円	31,150円
大田原 2	211円	26,777円
矢板	453円	32,584円
黒磯	348円	35,596円
上三川	527円	43,769円
栃木河内	573円	32,447円
栃木芳賀	298円	42,793円
栃木壬生 2	1,739円	16,224円
石橋	525円	20,002円
栃木小金井	630円	39,374円
新野木	482円	98,904円
栃木大平	361円	48,089円
岩舟	253円	15,962円
鬼怒川川治	188円	22,516円
宝積寺	530円	14,680円
栃木烏山	163円	10,430円
西那須野 2	356円	30,223円
田沼	331円	68,853円
益子	295円	39,642円
間々田	414円	34,123円
栃木城山	250円	18,590円
南犬飼 (略)		22,204円
氏家別	416円	15,008円
葛生 2	204円	37,842円
赤見	202円	61,021円
薬師寺	169円	22,382円
小山西	152円	22,625円
卒島	253円	27,385円
栃木富田	238円	26,739円
栃木藤岡 2	178円	16,309円
栃木田原	182円	34,283円
栃木西方	133円	26,399円
上河内	195円	57,783円
野崎	218円	59,828円
佐久山	125円	26,343円
片岡	210円	39,577円
東那須野	257円	20,828円
栃木梅沢	113円	35,479円
榑木	149円	48,520円
栃木大沢	176円	21,845円
伊王野 2	107円	40,403円
喜連川	217円	54,333円
馬頭	170円	58,029円
黒羽	61円	39,200円
黒田原	200円	54,833円
栃木二宮	248円	24,304円
市貝	234円	27,042円
南那須	148円	32,020円
文挾	109円	43,275円
栃木栗野	208円	34,540円
玉生	206円	15,991円
熱田	113円	32,641円
栃木小川	260円	55,074円
塩原 2	183円	42,465円
関谷	163円	47,534円
栃木茂木	202円	81,756円
湯津上	235円	23,531円
足尾交換局 2	215円	33,910円
栃木水橋	141円	30,176円
船生	91円	17,149円
栃木大宮	125円	47,158円
川治	130円	38,549円
栃木 2	316円	24,805円
那須横沢	58円	21,717円
那須	67円	39,843円
那須大沢	45円	20,334円
南摩	297円	59,776円
前橋	686円	42,644円
野中別	825円	17,279円
前橋元総社	475円	34,942円
佐烏	375円	26,026円
前橋芳賀	232円	35,825円
国領	515円	34,350円
群馬高崎	(略)	39,645円

群馬県

高崎支店別 1	506円	17,333円
高崎問屋町	504円	26,806円
倉賀野	767円	23,758円
大類	859円	19,483円
群馬長野	773円	29,599円
桐生錦町	187円	19,476円
桐生相生	440円	30,301円
伊勢崎	358円	32,648円
豊受	319円	30,375円
群馬太田	858円	31,045円
太田九合	777円	19,313円
宝泉	385円	25,882円
群馬沼田	747円	28,018円
館林支別 1	263円	19,967円
群馬渋川	295円	15,366円
群馬藤岡	417円	22,225円
群馬富岡	285円	16,354円
群馬安中	381円	28,212円
新群馬町	343円	20,025円
群馬新町	402円	37,028円
群馬長野原	328円	26,128円
草津温泉	246円	27,666円
玉村	465円	38,300円
笠懸	157円	14,393円
大間々	692円	20,445円
群馬大泉	227円	29,783円
中之条	163円	26,649円
高林	432円	8,890円
毛里田	192円	28,944円
群馬川内	(略)	10,376円
赤城	123円	24,606円
群馬富士見	294円	12,613円
群馬原町	81円	47,787円
北軽井沢	37円	17,014円
采女	228円	40,044円
敷塚本町	104円	11,352円
群馬板倉	569円	19,488円
群馬川俣	279円	24,521円
赤岩	226円	11,698円
吉井	316円	15,950円
大胡	267円	13,373円
粕川	251円	21,463円
榛名	491円	23,865円
箕郷	341円	19,582円
鬼石	135円	21,446円
下仁田交換セ	119円	20,154円
甘楽	181円	16,827円
松井田	361円	16,777円
月夜野	298円	51,417円
群馬水上	95円	30,498円
群馬布施	320円	29,710円
原市	266円	19,233円
浅間高原	20円	36,090円
子持	148円	32,576円
群馬吉岡	373円	26,325円
色楽	225円	16,672円
群馬城南	328円	13,389円
駒形	644円	19,742円
梅田	163円	21,416円
群馬新里	55円	38,202円
新国定	500円	68,046円
群馬境交換セ	333円	11,215円
尾島	298円	15,720円
群馬新田	212円	8,062円
新田金井	185円	25,408円
新南蛇井	323円	42,183円
北橋	143円	35,627円
洪川伊香保	260円	25,327円
群馬岩崎	81円	21,779円
館林東	316円	21,112円
倉瀬	302円	41,446円
盤戸	115円	32,367円
嬭恋	365円	14,620円
追貝	317円	32,529円
片品	292円	39,975円
伊勢崎支別 1	366円	19,168円
猿ヶ京	408円	24,090円
川越	1,674円	44,728円
川越新宿	2,472円	21,945円
南古谷	2,303円	32,001円
川越霞ヶ関	2,749円	18,840円
熊谷末広	594円	31,148円
三ヶ尻	1,166円	20,610円
埼玉川口	6,146円	34,938円
川口青木	4,135円	35,136円
川口芝	2,156円	27,094円
安行	3,043円	30,268円
浦和東	4,646円	34,729円
浦和白幡	4,355円	26,474円
浦和常盤	2,380円	28,680円
中尾	1,884円	18,341円

埼玉県

高崎支店別 1	502円	19,093円
高崎問屋町	537円	28,896円
倉賀野	776円	26,309円
大類	880円	21,356円
群馬長野	779円	33,004円
桐生錦町	178円	21,451円
桐生相生	477円	33,248円
伊勢崎	382円	35,828円
豊受	321円	32,929円
群馬太田	876円	33,788円
太田九合	808円	35,373円
宝泉	406円	28,239円
群馬沼田	793円	30,736円
館林支別 1	266円	21,941円
群馬渋川	305円	36,726円
群馬藤岡	428円	24,273円
群馬富岡	280円	17,637円
群馬安中	396円	30,869円
新群馬町	383円	21,711円
群馬新町	416円	38,979円
群馬長野原	314円	28,753円
草津温泉	264円	30,449円
玉村	468円	42,044円
笠懸	162円	22,746円
大間々	694円	22,452円
群馬大泉	226円	32,925円
中之条	161円	69,214円
高林	424円	16,820円
毛里田	198円	32,013円
群馬川内	(略)	17,956円
赤城	100円	22,982円
群馬富士見	280円	14,031円
群馬原町	82円	47,206円
北軽井沢	41円	26,398円
采女	231円	50,749円
敷塚本町	109円	19,124円
群馬板倉	612円	28,290円
群馬川俣	292円	86,770円
赤岩	233円	19,497円
吉井	289円	13,919円
大胡	285円	21,385円
粕川	260円	99,661円
榛名	455円	21,105円
箕郷	350円	16,790円
鬼石	114円	18,895円
下仁田交換セ	113円	17,236円
甘楽	177円	14,261円
松井田	336円	13,614円
月夜野	269円	53,064円
群馬水上	101円	31,541円
群馬布施	312円	26,963円
原市	270円	16,311円
浅間高原	54円	45,409円
子持	163円	29,935円
群馬吉岡	365円	24,178円
色楽	217円	26,498円
群馬城南	322円	21,758円
駒形	649円	29,211円
梅田	170円	31,953円
群馬新里	64円	50,007円
新国定	565円	86,734円
群馬境交換セ	317円	19,091円
尾島	306円	23,265円
群馬新田	210円	15,809円
新田金井	205円	88,656円
新南蛇井	368円	46,329円
北橋	144円	101,840円
洪川伊香保	266円	21,110円
群馬岩崎	87円	19,641円
館林東	169円	43,364円
倉瀬	298円	108,485円
盤戸	145円	29,422円
嬭恋	407円	27,599円
追貝	315円	30,254円
片品	293円	38,856円
伊勢崎支別 1	382円	20,751円
猿ヶ京	377円	19,643円
川越	1,841円	49,510円
川越新宿	2,815円	23,650円
南古谷	2,531円	35,169円
川越霞ヶ関	2,788円	23,062円
熊谷末広	615円	34,092円
三ヶ尻	1,278円	22,613円
埼玉川口	6,691円	39,093円
川口青木	4,603円	38,797円
川口芝	2,345円	29,774円
安行	1,466円	33,740円
浦和東	4,354円	38,734円
浦和白幡	4,707円	30,006円
浦和常盤	2,649円	36,283円
中尾	2,085円	19,916円

埼玉県

浦和美園	1,464円	62,080円
埼玉大宮	4,899円	34,759円
大宮東大成	1,967円	36,896円
大宮大和田	1,386円	19,367円
大宮指扇	1,414円	20,219円
行田別館	426円	21,290円
秩父	608円	17,797円
所沢	2,593円	21,073円
所沢元町	3,442円	28,024円
所沢北野	995円	25,808円
所沢東	2,121円	19,562円
所沢下富	1,309円	15,716円
飯能緑町	1,397円	17,423円
原市場	485円	23,237円
吾野	521円	46,912円
加須	394円	21,827円
加須花崎	399円	24,192円
埼玉本庄	534円	20,020円
東松山2	999円	12,077円
岩槻	1,232円	30,945円
和土	798円	10,444円
春日部武里	1,393円	26,681円
春日部八木崎	1,166円	37,751円
狭山2	1,738円	25,067円
狭山入曽	3,736円	35,475円
埼玉羽生	251円	21,107円
鴻巣	1,011円	16,235円
埼玉深谷2	490円	18,557円
上尾	1,580円	20,125円
新平方	1,928円	15,932円
浦和与野	3,372円	22,631円
草加局舎1	1,225円	28,790円
草加弁天	1,249円	12,687円
草加清門	1,562円	23,603円
越谷	1,982円	35,083円
越谷大里	1,212円	20,968円
越谷蒲生	2,031円	43,371円
蕨戸田	3,044円	38,033円
西戸田	2,642円	26,849円
入間	3,654円	29,401円
入間西武	1,014円	38,141円
入間宮寺	416円	15,892円
入間金子	860円	21,862円
鳩ヶ谷	2,509円	22,791円
朝霞	1,524円	23,136円
志木	2,998円	19,580円
新座	2,101円	15,254円
埼玉加納	244円	12,376円
桶川	1,331円	29,621円
久喜2	1,358円	30,749円
鴻巣北本	2,617円	18,439円
草加八潮	1,755円	24,038円
埼玉富士見	1,927円	19,203円
埼玉三郷	1,757円	25,779円
三郷鹿野	1,175円	15,740円
三郷小谷郷	1,112円	23,761円
蓮田	1,006円	21,649円
坂戸本町	1,229円	18,077円
幸手	411円	20,807円
鶴ヶ島	1,053円	18,476円
武蔵日高電2	1,839円	15,232円
埼玉吉川	1,535円	36,014円
上尾伊奈	653円	38,666円
埼玉吹上2	802円	25,492円
大井	2,899円	23,631円
川越三芳	899円	22,992円
毛呂山2	385円	14,817円
嵐山	570円	36,215円
埼玉小川別	(略)	23,268円
川越川島	340円	28,715円
埼玉吉見	419円	30,886円
皆野	355円	28,749円
熊谷吉田	227円	34,426円
埼玉江南	378円	34,347円
妻沼	350円	14,959円
埼玉岡部	456円	29,251円
寄居	461円	27,464円
川里	202円	27,844円
大利根	310円	31,247円
白岡	1,452円	25,147円
菖蒲	406円	24,212円
埼玉栗橋	561円	36,916円
鷺宮	609円	19,152円
杉戸別館	854円	22,716円
第二松伏	737円	16,089円
新庄和	1,266円	42,643円
箕田	450円	11,722円
埼玉滑川	535円	37,674円
児玉	252円	26,224円
慈恩寺	300円	18,756円
神川	193円	37,875円

浦和美園	1,504円	69,324円
埼玉大宮	4,340円	38,149円
大宮東大成	2,138円	61,652円
大宮大和田	1,472円	20,366円
大宮指扇	1,507円	24,715円
行田別館	457円	22,847円
秩父	645円	19,695円
所沢	2,896円	22,837円
所沢元町	3,731円	29,984円
所沢北野	1,109円	28,308円
所沢東	2,290円	21,489円
所沢下富	1,360円	21,461円
飯能緑町	1,540円	20,047円
原市場	600円	25,444円
吾野	567円	52,161円
加須	423円	23,273円
加須花崎	448円	27,612円
埼玉本庄	564円	21,799円
東松山2	1,104円	12,887円
岩槻	1,280円	31,339円
和土	852円	11,711円
春日部武里	1,405円	29,236円
春日部八木崎	1,219円	44,348円
狭山2	1,817円	27,820円
狭山入曽	3,999円	54,559円
埼玉羽生	305円	23,038円
鴻巣	1,034円	28,318円
埼玉深谷2	494円	19,635円
上尾	1,646円	21,621円
新平方	2,127円	17,223円
浦和与野	3,605円	24,703円
草加局舎1	1,311円	32,248円
草加弁天	1,361円	13,801円
草加清門	1,733円	25,777円
越谷	2,040円	38,925円
越谷大里	1,269円	22,912円
越谷蒲生	2,302円	40,040円
蕨戸田	3,291円	42,179円
西戸田	2,874円	29,483円
入間	3,852円	30,192円
入間西武	1,016円	44,885円
入間宮寺	419円	17,089円
入間金子	891円	24,059円
鳩ヶ谷	2,877円	33,436円
朝霞	1,626円	25,791円
志木	3,244円	21,473円
新座	2,278円	16,388円
埼玉加納	249円	13,449円
桶川	1,428円	32,620円
久喜2	1,430円	32,667円
鴻巣北本	2,753円	20,413円
草加八潮	1,842円	26,341円
埼玉富士見	2,083円	19,752円
埼玉三郷	1,818円	28,135円
三郷鹿野	1,219円	22,058円
三郷小谷郷	1,166円	25,572円
蓮田	1,038円	24,092円
坂戸本町	1,246円	19,610円
幸手	428円	22,602円
鶴ヶ島	1,098円	25,996円
武蔵日高電2	1,910円	17,296円
埼玉吉川	1,561円	40,961円
上尾伊奈	669円	43,024円
埼玉吹上2	849円	30,444円
大井	3,144円	26,900円
川越三芳	934円	25,237円
毛呂山2	421円	15,927円
嵐山	580円	40,120円
埼玉小川別	(略)	24,897円
川越川島	333円	31,663円
埼玉吉見	427円	34,257円
皆野	334円	31,041円
熊谷吉田	257円	38,120円
埼玉江南	388円	34,671円
妻沼	354円	16,478円
埼玉岡部	472円	32,277円
寄居	477円	22,624円
川里	215円	30,621円
大利根	323円	34,623円
白岡	1,526円	26,295円
菖蒲	415円	26,525円
埼玉栗橋	576円	36,692円
鷺宮	633円	21,071円
杉戸別館	913円	24,018円
第二松伏	856円	17,374円
新庄和	1,461円	47,163円
箕田	487円	12,708円
埼玉滑川	549円	41,716円
児玉	266円	28,965円
慈恩寺	322円	20,607円
神川	203円	41,862円

上里	399円	13,564円
熊谷豊里	122円	39,721円
北川辺	170円	13,514円
行田北河原	128円	43,298円
行田埼玉	188円	35,149円
加須樋邊川	128円	40,670円
高坂	1,273円	13,380円
青山	296円	31,164円
川通	362円	30,030円
みろく	119円	19,563円
埼玉平野	280円	59,939円
幸手八代	376円	37,013円
越生	396円	24,605円
埼玉玉川	257円	19,524円
長瀬	428円	24,377円
上吉田	179円	34,742円
小鹿野	204円	23,025円
両神	222円	34,858円
埼玉荒川	327円	17,656円
埼玉美里	217円	34,668円
埼玉川本	220円	26,393円
寄居男衾	230円	29,584円
騎西	417円	29,422円
高麗	444円	31,274円
鳩山	273円	26,518円
埼玉花園	192円	35,481円
杉戸椿	399円	31,130円
内間木	1,011円	20,651円
名栗	109円	34,317円
東秩父	258円	37,865円
宝珠花	542円	40,632円
さいたま新都	7,737円	129,469円
久喜	1,358円	43,591円
千葉	1,443円	30,341円
千葉南	1,630円	54,392円
幕張	2,194円	54,414円
横橋	603円	26,924円
千葉轟	2,221円	23,957円
桜木	1,747円	26,109円
菅田	730円	36,272円
新土気	1,022円	30,263円
高洲	2,089円	66,244円
稲毛	1,957円	21,488円
銚子	432円	38,626円
市川	3,976円	31,338円
鬼高	2,849円	19,022円
浦安行徳	4,188円	36,492円
市川中山	2,732円	61,387円
市川曾谷	3,077円	13,789円
市川原木	2,818円	20,562円
市川大野	1,213円	18,422円
船橋	2,052円	37,951円
薬園台	2,110円	26,761円
船橋本町	5,035円	67,856円
千葉上山	990円	29,465円
千葉豊富	697円	53,736円
二和	1,550円	32,369円
館山	492円	27,249円
木更津富士見	278円	18,393円
下烏田	287円	19,113円
矢那	268円	31,760円
松戸	3,466円	52,733円
五香	1,288円	31,370円
松戸小金	1,680円	13,865円
松戸高塚	1,365円	20,744円
上花輪	675円	17,163円
川間交換セン	536円	37,751円
佐原	810円	31,807円
茂原別館	490円	26,565円
成田	826円	27,201円
成田赤坂	535円	24,196円
千葉佐倉	616円	26,703円
志津	545円	13,023円
馬渡	(略)	17,848円
東金別館	425円	21,990円
八日市場	323円	23,844円
千葉旭	467円	28,980円
習志野	2,660円	27,242円
津田沼	2,854円	20,915円
千葉柏	3,797円	38,730円
逆井	1,838円	24,258円
田中	1,177円	23,829円
豊四季	1,776円	13,863円
市原	898円	42,671円
千葉八幡	802円	21,708円
辰己	772円	19,817円
瀬又	369円	14,897円
流山	1,137円	21,016円
南流山	2,305円	22,883円
千葉八千代	1,055円	18,934円
吉橋	767円	19,155円

千葉県

上里	440円	14,599円
熊谷豊里	127円	44,291円
北川辺	160円	21,885円
行田北河原	110円	48,001円
行田埼玉	215円	41,485円
加須樋邊川	141円	44,664円
高坂	1,335円	15,266円
青山	293円	34,789円
川通	394円	33,069円
みろく	120円	21,262円
埼玉平野	349円	66,316円
幸手八代	397円	40,754円
越生	404円	27,167円
埼玉玉川	279円	22,396円
長瀬	414円	27,933円
上吉田	203円	38,346円
小鹿野	220円	25,441円
両神	246円	38,372円
埼玉荒川	322円	21,392円
埼玉美里	227円	38,466円
埼玉川本	236円	30,477円
寄居男衾	222円	31,998円
騎西	436円	32,564円
高麗	542円	34,488円
鳩山	269円	29,484円
埼玉花園	202円	39,174円
杉戸椿	453円	34,288円
内間木	1,041円	22,705円
名栗	116円	37,910円
東秩父	287円	41,650円
宝珠花	544円	62,451円
さいたま新都	7,860円	146,916円
久喜	1,430円	49,813円
千葉	1,515円	32,667円
千葉南	1,761円	52,807円
幕張	2,208円	62,218円
横橋	669円	29,338円
千葉轟	2,271円	26,694円
桜木	1,943円	32,320円
菅田	822円	43,011円
新土気	1,135円	32,966円
高洲	2,268円	56,990円
稲毛	2,084円	28,243円
銚子	430円	42,420円
市川	4,681円	44,553円
鬼高	3,893円	22,914円
浦安行徳	5,138円	43,981円
市川中山	2,942円	62,152円
市川曾谷	3,645円	15,140円
市川原木	3,737円	26,182円
市川大野	1,362円	24,895円
船橋	2,471円	34,122円
薬園台	2,283円	30,127円
船橋本町	5,606円	64,658円
千葉上山	1,187円	30,965円
千葉豊富	782円	57,669円
二和	1,617円	36,099円
館山	580円	29,774円
木更津富士見	290円	20,072円
下烏田	338円	22,812円
矢那	296円	32,452円
松戸	3,796円	56,125円
五香	1,392円	34,268円
松戸小金	1,738円	18,477円
松戸高塚	1,610円	22,629円
上花輪	704円	18,844円
川間交換セン	548円	41,750円
佐原	860円	34,292円
茂原別館	527円	26,405円
成田	860円	29,838円
成田赤坂	561円	26,757円
千葉佐倉	626円	31,001円
志津	550円	14,150円
馬渡	(略)	15,575円
東金別館	482円	18,846円
八日市場	360円	26,113円
千葉旭	474円	31,905円
習志野	2,890円	32,825円
津田沼	3,065円	28,514円
千葉柏	4,149円	42,639円
逆井	2,051円	33,895円
田中	1,226円	29,962円
豊四季	1,958円	15,864円
市原	978円	49,408円
千葉八幡	848円	23,761円
辰己	829円	21,522円
瀬又	431円	19,527円
流山	837円	25,813円
南流山	2,389円	25,582円
千葉八千代	1,074円	23,716円
吉橋	849円	24,920円

千葉県

米本	781円	33,210円
我孫子	1,059円	14,512円
鴨川	773円	26,708円
鎌ヶ谷	1,060円	29,551円
君津	689円	20,753円
千葉富津	305円	27,596円
浦安	4,037円	16,644円
四街道	1,073円	28,673円
袖ヶ浦	763円	20,260円
八街	266円	23,061円
千葉船穂	854円	19,241円
関宿	231円	26,087円
沼南	538円	22,877円
白井	628円	17,432円
千葉大網	1,361円	43,213円
九十九里	119円	26,794円
成東	243円	43,219円
睦沢	272円	24,378円
長生	(略)	15,869円
長柄	235円	30,393円
千葉御宿	484円	12,990円
坂月	3,522円	26,678円
木更津	291円	38,057円
茂原	507円	50,371円
勝浦	244円	42,682円
姉崎	466円	38,586円
富里	1,755円	27,414円
千葉大原	139円	17,506円
野呂	695円	22,194円
千葉清川	279円	31,496円
三ツ堀	235円	24,466円
成毛	81円	11,575円
千葉三和	448円	27,217円
湖北	476円	24,654円
小名木	632円	12,129円
東高野	104円	19,568円
酒々井	719円	19,847円
小見川	234円	18,415円
十倉	230円	43,265円
千葉野尻	136円	18,803円
四木	122円	34,119円
下総	91円	9,166円
印旛	218円	20,756円
本笠	143円	18,252円
千葉山田	36円	29,096円
東庄	169円	21,066円
横芝	292円	14,174円
野栄	(略)	10,009円
多古	174円	22,196円
芝山	100円	13,686円
船形	259円	20,799円
千葉一宮	348円	21,076円
本納	245円	31,042円
千葉白子	146円	21,061円
長南	110円	34,199円
夷隅	200円	18,167円
大多喜	220円	11,573円
白里	136円	21,811円
山武北	98円	29,772円
第二成東	113円	14,738円
有秋	414円	19,370円
千倉	177円	15,561円
三里塚	272円	17,454円
千葉岩根	202円	19,401円
塚原	377円	46,038円
天羽	461円	33,657円
大佐和	154円	9,047円
安食	167円	15,579円
千葉飯岡	135円	12,534円
岬	121円	19,913円
鉅南	754円	9,082円
扇島	59円	23,775円
香取	200円	34,586円
千葉末吉	234円	22,819円
久留里	340円	15,671円
千葉清和	179円	21,591円
広岡	188円	27,340円
千葉平川	146円	15,722円
千潟	209円	14,088円
蓮沼	126円	75,793円
給田	130円	26,384円
印西	474円	18,651円
丸山	(略)	21,698円
岩戸	183円	34,759円
千葉茅野	227円	21,938円
千葉岩井	82円	30,816円
千葉光	103円	23,130円
千葉和田	440円	50,278円
天津小湊	222円	20,901円
八日市場北	143円	44,508円
富浦	389円	26,663円

米本	633円	36,628円
我孫子	1,091円	15,840円
鴨川	836円	31,737円
鎌ヶ谷	1,161円	35,045円
君津	741円	21,965円
千葉富津	320円	30,706円
浦安	4,809円	17,722円
四街道	1,099円	31,705円
袖ヶ浦	786円	22,169円
八街	274円	28,882円
千葉船穂	946円	18,138円
関宿	330円	28,582円
沼南	559円	25,291円
白井	697円	21,264円
千葉大網	1,398円	52,232円
九十九里	128円	38,484円
成東	257円	45,179円
睦沢	295円	26,738円
長生	(略)	17,324円
長柄	250円	29,489円
千葉御宿	522円	13,902円
坂月	1,832円	29,398円
木更津	373円	37,260円
茂原	618円	32,847円
勝浦	248円	46,163円
姉崎	515円	42,939円
富里	1,788円	34,419円
千葉大原	172円	18,828円
野呂	841円	20,446円
千葉清川	321円	34,891円
三ツ堀	262円	26,702円
成毛	74円	12,449円
千葉三和	436円	29,599円
湖北	494円	27,284円
小名木	818円	17,977円
東高野	157円	21,057円
酒々井	794円	29,310円
小見川	245円	19,980円
十倉	236円	47,756円
千葉野尻	132円	20,550円
四木	126円	37,638円
下総	113円	9,767円
印旛	228円	24,201円
本笠	154円	19,936円
千葉山田	35円	32,059円
東庄	176円	19,519円
横芝	302円	15,144円
野栄	(略)	10,198円
多古	183円	21,885円
芝山	107円	14,721円
船形	276円	22,890円
千葉一宮	365円	23,241円
本納	251円	34,110円
千葉白子	161円	18,829円
長南	114円	38,613円
夷隅	205円	19,852円
大多喜	225円	12,183円
白里	144円	23,453円
山武北	103円	32,617円
第二成東	120円	15,911円
有秋	465円	21,761円
千倉	174円	22,272円
三里塚	282円	19,324円
千葉岩根	203円	21,098円
塚原	421円	50,763円
天羽	489円	32,011円
大佐和	150円	9,538円
安食	168円	16,678円
千葉飯岡	146円	19,351円
岬	126円	21,928円
鉅南	762円	9,444円
扇島	74円	25,869円
香取	236円	37,691円
千葉末吉	285円	16,419円
久留里	421円	17,029円
千葉清和	195円	23,632円
広岡	220円	30,007円
千葉平川	153円	17,145円
千潟	222円	15,211円
蓮沼	136円	46,479円
給田	137円	46,533円
印西	486円	7,312円
丸山	(略)	23,361円
岩戸	208円	38,632円
千葉茅野	250円	24,169円
千葉岩井	81円	35,262円
千葉光	117円	24,732円
千葉和田	468円	57,033円
天津小湊	240円	23,774円
八日市場北	176円	49,204円
富浦	399円	28,983円

北多古	66円	30,604円
木更津佐貴	395円	40,747円
木更津三芳	(略)	20,214円
千葉白浜	240円	25,511円
千葉七浦	140円	45,870円
犬石	107円	29,245円
西岬	115円	34,835円
千葉亀山	102円	42,911円
千葉興津	303円	13,638円
布佐	257円	27,061円
千葉牛久	294円	13,988円
千葉戸田	306円	29,212円
江見	181円	42,107円
千葉金谷	404円	46,437円
峰上	229円	35,705円
海上	361円	28,868円
北光	60円	14,583円
大原山田	251円	28,839円
千葉小湊	162円	27,911円
鶴舞	223円	26,349円
高滝	177円	32,535円
月崎	132円	29,154円
九美上	71円	35,732円
殿廻	102円	96,482円
平三	122円	26,112円
大栄	86円	20,848円
栗源	208円	41,007円
千葉松尾	(略)	12,126円
北芝山	133円	15,697円
南羽鳥	179円	15,070円
鴨川仲	149円	20,105円
古畑	188円	38,774円
山武南	143円	18,899円
神崎	233円	63,248円
庄司	87円	33,730円
東庄南	150円	45,569円
大手町 F S	53,973円	96,949円
霞ヶ関	57,496円	31,018円
神田	16,604円	24,123円
駿河台	11,045円	26,242円
九段	10,585円	13,360円
丸の内	28,580円	25,118円
京橋	12,105円	89,367円
銀座	37,628円	34,221円
東銀座	32,850円	18,992円
東京築地	7,865円	44,601円
茅場兜	8,046円	25,495円
晴海	8,446円	31,965円
東京浜町	5,592円	32,648円
芝	20,682円	32,603円
東京赤坂	19,601円	14,732円
東京青山	36,568円	41,566円
白金	24,362円	31,110円
東京三田	12,355円	29,055円
新宿	18,725円	36,638円
東京大久保	13,284円	32,613円
四谷	8,218円	31,670円
牛込	7,052円	28,877円
西新宿	32,390円	28,468円
小石川	7,552円	36,142円
東京大塚	7,905円	76,737円
駒込第2	8,484円	15,750円
東京上野	17,414円	43,720円
浅草	4,254円	33,776円
吉原	3,020円	35,378円
墨田	4,469円	52,617円
本所	4,679円	38,106円
向島	4,518円	32,039円
江東	5,145円	59,989円
東京深川	4,061円	29,684円
東京城東	4,422円	44,220円
江東辰巳	3,829円	20,613円
東京新有明	7,146円	54,241円
東京大崎	13,521円	50,337円
荏原	7,474円	28,850円
品川	7,528円	31,390円
大田支店埠頭	4,009円	23,496円
自由ヶ丘	10,355円	23,583円
目黒本館	6,981円	34,910円
蒲田	5,508円	23,338円
東京大森	7,257円	41,002円
馬込	5,524円	22,320円
池上	6,280円	29,113円
羽田	5,100円	74,664円
田園調布	20,732円	30,402円
雪ヶ谷	6,516円	23,914円
矢口	4,562円	32,500円
世田谷	9,406円	44,216円
成城	8,189円	19,703円
砧	8,559円	28,835円
弦巻	10,176円	35,864円

東京都

北多古	79円	33,662円
木更津佐貴	337円	44,953円
木更津三芳	(略)	27,243円
千葉白浜	258円	23,810円
千葉七浦	157円	50,302円
犬石	116円	31,513円
西岬	123円	37,866円
千葉亀山	134円	47,382円
千葉興津	335円	14,507円
布佐	225円	26,130円
千葉牛久	304円	15,172円
千葉戸田	330円	31,874円
江見	195円	46,963円
千葉金谷	491円	50,865円
峰上	248円	38,909円
海上	382円	31,868円
北光	74円	14,867円
大原山田	304円	31,349円
千葉小湊	177円	31,985円
鶴舞	243円	38,120円
高滝	202円	35,767円
月崎	153円	31,376円
九美上	86円	39,515円
殿廻	128円	108,606円
平三	169円	28,105円
大栄	91円	22,903円
栗源	215円	44,771円
千葉松尾	(略)	12,601円
北芝山	144円	16,566円
南羽鳥	186円	16,299円
鴨川仲	175円	21,829円
古畑	205円	42,885円
山武南	158円	20,403円
神崎	263円	52,845円
庄司	100円	36,684円
東庄南	164円	51,863円
大手町 F S	53,830円	113,521円
霞ヶ関	58,115円	34,407円
神田	17,510円	25,853円
駿河台	12,306円	30,635円
九段	11,347円	14,530円
丸の内	28,960円	28,899円
京橋	13,132円	92,771円
銀座	43,550円	46,233円
東銀座	35,737円	26,655円
東京築地	8,610円	49,013円
茅場兜	8,970円	28,283円
晴海	8,622円	39,109円
東京浜町	5,321円	29,194円
芝	22,742円	50,468円
東京赤坂	19,918円	16,863円
東京青山	39,076円	41,734円
白金	26,823円	31,170円
東京三田	13,418円	41,996円
新宿	20,557円	32,430円
東京大久保	14,545円	39,158円
四谷	9,419円	34,654円
牛込	7,775円	26,705円
西新宿	33,797円	31,103円
小石川	9,645円	32,554円
東京大塚	9,199円	82,323円
駒込第2	9,679円	21,661円
東京上野	20,696円	43,000円
浅草	4,972円	41,190円
吉原	3,251円	38,455円
墨田	4,988円	58,005円
本所	5,047円	38,606円
向島	5,219円	43,757円
江東	6,146円	51,915円
東京深川	4,680円	27,777円
東京城東	5,089円	69,958円
江東辰巳	4,254円	22,553円
東京新有明	8,305円	39,751円
東京大崎	15,198円	58,926円
荏原	8,142円	26,107円
品川	8,052円	36,214円
大田支店埠頭	4,051円	25,697円
自由ヶ丘	11,099円	25,988円
目黒本館	7,696円	38,897円
蒲田	7,794円	25,284円
東京大森	8,021円	39,296円
馬込	6,263円	24,159円
池上	6,637円	32,371円
羽田	5,772円	60,087円
田園調布	22,465円	34,303円
雪ヶ谷	6,861円	26,866円
矢口	5,051円	36,134円
世田谷	11,057円	42,410円
成城	8,479円	21,438円
砧	8,738円	32,658円
弦巻	10,820円	32,140円

東京都

東京烏山	6,521円	18,580円
東京玉川	16,274円	10,860円
東京瀬田	4,982円	21,735円
上北沢	7,211円	35,830円
松沢ビル2	5,325円	29,320円
東渋谷	34,348円	36,751円
代々木	9,024円	17,541円
渋谷	30,404円	23,462円
東京野方	8,725円	47,670円
東京中野	14,615円	44,808円
高円寺	7,372円	46,430円
杉並	6,204円	35,539円
井草	13,272円	55,922円
荻窪	5,044円	21,155円
久我山	7,035円	38,239円
池袋	7,861円	56,894円
巣鴨	4,101円	44,285円
落合別館	6,765円	47,026円
十条	5,684円	31,072円
王子	3,257円	48,381円
田端尾久	5,068円	41,891円
赤羽営業別館	4,839円	22,637円
東京荒川	2,488円	62,568円
板橋	4,316円	46,739円
成増	4,865円	29,429円
志村	4,615円	31,339円
南板橋別館	6,536円	15,180円
北町	4,278円	41,089円
練馬	5,445円	42,781円
東京大泉	5,640円	26,034円
関町	4,466円	18,473円
西練馬	5,341円	37,624円
石神井	4,066円	28,258円
梅島	3,431円	57,626円
千住	4,110円	40,798円
西新井	3,032円	33,451円
竹の塚	3,572円	45,738円
東京綾瀬	2,597円	39,416円
葛飾	4,104円	44,213円
亀有	3,870円	33,303円
金町	3,499円	27,444円
江戸川別館	3,326円	53,096円
小岩	4,015円	34,574円
葛西	3,100円	43,951円
東江戸川	3,047円	44,312円
八王子元横山	1,937円	18,313円
八王子浅川	1,934円	39,495円
八王子明神	2,460円	34,299円
八王子由木	2,265円	31,453円
八王子片倉	3,600円	25,001円
八王子滝山	1,705円	13,658円
八王子新明神	2,502円	29,624円
立川砂川	3,521円	26,207円
新立川	5,137円	17,712円
武蔵野	15,829円	36,102円
吉祥寺	8,394円	42,252円
武蔵境	5,070円	24,675円
三鷹	5,440円	31,193円
青梅	800円	19,331円
青梅東	1,410円	13,212円
武蔵府中	5,095円	28,298円
昭島	4,956円	35,443円
調布	4,300円	30,450円
町田	3,378円	25,025円
鶴川	3,367円	25,041円
町田忠生	1,836円	20,062円
町田北忠生	3,179円	26,508円
町田鶴間	1,924円	13,764円
小金井	8,602円	37,371円
東京小平	2,768円	24,896円
東京日野	6,753円	16,292円
日野高幡	3,344円	31,087円
東村山	2,253円	42,027円
東京国分寺	4,763円	37,787円
国立	4,089円	16,323円
田無	3,649円	28,970円
保谷	3,777円	19,337円
福生	2,267円	17,412円
狛江	2,793円	19,873円
村山大和	2,414円	30,500円
清瀬	2,923円	18,149円
東久留米	2,607円	32,199円
武蔵村山	2,745円	47,081円
多摩	2,048円	37,676円
稲城長沼	4,804円	25,028円
稲城坂浜	2,574円	22,282円
福生秋川	2,882円	22,342円
福生羽村	5,117円	27,695円
福生瑞穂	2,296円	19,237円
福生日の出	1,361円	25,637円
八王子恩方	2,671円	30,307円

東京烏山	8,076円	20,169円
東京玉川	16,932円	14,005円
東京瀬田	5,732円	24,076円
上北沢	8,112円	29,685円
松沢ビル2	5,771円	27,994円
東渋谷	36,513円	40,300円
代々木	11,461円	45,048円
渋谷	34,411円	25,740円
東京野方	9,643円	52,497円
東京中野	14,004円	49,525円
高円寺	7,933円	48,902円
杉並	7,691円	39,268円
井草	14,321円	47,185円
荻窪	5,820円	43,004円
久我山	8,424円	41,961円
池袋	7,435円	60,264円
巣鴨	4,667円	43,923円
落合別館	7,589円	38,405円
十条	6,123円	28,607円
王子	3,807円	56,187円
田端尾久	5,730円	41,991円
赤羽営業別館	5,745円	28,055円
東京荒川	2,817円	69,512円
板橋	5,302円	52,929円
成増	5,727円	30,108円
志村	4,905円	34,427円
南板橋別館	7,148円	16,456円
北町	4,475円	45,714円
練馬	6,589円	52,212円
東京大泉	5,385円	26,539円
関町	5,945円	20,072円
西練馬	5,854円	33,712円
石神井	5,598円	30,765円
梅島	3,730円	57,843円
千住	4,475円	64,105円
西新井	3,382円	36,500円
竹の塚	3,770円	38,257円
東京綾瀬	3,397円	35,374円
葛飾	4,151円	48,542円
亀有	4,237円	36,598円
金町	4,685円	29,944円
江戸川別館	3,918円	52,885円
小岩	4,386円	38,078円
葛西	4,375円	46,237円
東江戸川	3,728円	41,066円
八王子元横山	2,120円	19,960円
八王子浅川	2,154円	33,516円
八王子明神	2,806円	34,375円
八王子由木	2,260円	34,710円
八王子片倉	4,245円	28,938円
八王子滝山	2,085円	15,333円
八王子新明神	3,040円	28,233円
立川砂川	3,334円	29,032円
新立川	5,545円	19,152円
武蔵野	17,514円	36,069円
吉祥寺	9,758円	46,610円
武蔵境	5,385円	27,049円
三鷹	6,051円	30,914円
青梅	988円	20,909円
青梅東	1,603円	14,418円
武蔵府中	5,779円	30,070円
昭島	5,552円	38,746円
調布	4,671円	32,238円
町田	3,383円	27,237円
鶴川	3,719円	27,618円
町田忠生	1,594円	21,822円
町田北忠生	3,400円	29,248円
町田鶴間	2,093円	15,283円
小金井	10,750円	37,533円
東京小平	3,193円	30,637円
東京日野	6,434円	17,729円
日野高幡	3,418円	34,428円
東村山	2,076円	46,548円
東京国分寺	5,730円	34,405円
国立	4,454円	17,991円
田無	3,802円	31,656円
保谷	4,080円	21,101円
福生	2,216円	18,793円
狛江	3,930円	21,787円
村山大和	2,744円	33,006円
清瀬	2,803円	21,688円
東久留米	2,891円	35,954円
武蔵村山	2,965円	53,453円
多摩	2,629円	28,889円
稲城長沼	5,261円	29,177円
稲城坂浜	2,716円	24,412円
福生秋川	2,959円	24,493円
福生羽村	4,654円	30,592円
福生瑞穂	2,462円	20,853円
福生日の出	1,461円	37,735円
八王子恩方	2,758円	31,829円

伊豆大島	236円	96,296円
三宅島	122円	77,343円
八丈島	367円	56,200円
九段別棟	10,551円	88,832円
五日市	1,627円	39,431円
東京大崎2	13,521円	29,188円
蔵前	3,301円	96,429円
八王子下川口	1,419円	17,987円
青梅吉野	1,523円	23,812円
中ノ郷	80円	178,936円
青梅小曾木	445円	116,218円
青梅沢井	560円	68,689円
福生松原	339円	19,545円
青梅奥多摩	682円	15,933円
青梅古里	547円	32,510円
東江戸川別館	3,373円	65,601円
津久井青野原	564円	13,535円
新島	84円	69,214円
神津島	75円	277,446円
小笠原父島	440円	55,555円
相模原	1,291円	33,209円
相模大野	3,347円	14,465円
神奈川橋本	6,025円	25,151円
相模原田名	1,154円	17,967円
相模原麻溝	1,523円	48,204円
新相模原	2,158円	86,872円
津久井城山	1,461円	19,269円
津久井	744円	41,601円
鶴見営業所2	4,189円	44,384円
東寺尾	5,748円	34,989円
松見	4,148円	31,558円
横浜北	8,456円	31,381円
神奈川新町	2,834円	25,243円
横浜中	2,714円	44,233円
本牧	3,871円	63,070円
横浜長者町	2,279円	40,890円
横浜港	2,924円	42,741円
横浜南	2,302円	31,418円
保土ヶ谷	2,330円	44,908円
希望が丘西谷	2,918円	21,464円
横浜今井	2,723円	30,880円
磯子	2,007円	53,893円
杉田	8,553円	33,469円
横浜金沢	1,727円	23,906円
港北NT	4,170円	44,102円
綱島	3,515円	35,436円
日吉	15,658円	33,044円
小机	4,957円	33,893円
東山田	4,755円	35,963円
戸塚	2,705円	45,304円
神奈川平戸	3,250円	25,418円
小雀	2,487円	27,394円
港南	3,073円	30,610円
港洋	5,798円	31,367円
希望が丘	2,757円	24,260円
神奈川若葉台	2,472円	28,367円
都岡	2,080円	22,947円
神奈川中山	4,730円	74,185円
美しが丘	5,526円	27,956円
長津田	5,330円	51,058円
谷本	6,438円	24,752円
荏田	7,540円	13,399円
すみよし台	6,480円	35,111円
瀬谷	2,386円	29,718円
戸塚本郷	1,805円	21,674円
神奈川泉	5,296円	38,523円
岡津	2,604円	53,524円
渡田	2,920円	44,826円
川崎臨港	3,070円	47,900円
川崎別館	3,299円	40,459円
幸	5,117円	20,359円
幸加瀬	3,547円	27,386円
川崎北	11,902円	40,500円
川崎北木月	5,611円	52,800円
清ノ口	6,298円	50,381円
神奈川大塚	3,447円	24,575円
川崎北子母口	3,844円	25,334円
登戸	10,711円	36,131円
菅	2,779円	28,923円
川崎北菅生	2,162円	34,361円
登戸百合ヶ丘	3,636円	40,323円
柿生	4,047円	28,324円
横須賀南	474円	38,366円
衣笠	1,676円	28,371円
横須賀別館	1,288円	35,117円
追浜	1,454円	40,793円
南久里浜	1,188円	25,823円
武山	657円	34,497円
野比	1,753円	20,107円
平塚	2,958円	24,128円
平塚中里	2,001円	30,695円

神奈川県

伊豆大島	247円	106,787円
三宅島	131円	73,335円
八丈島	384円	61,726円
九段別棟	11,103円	135,167円
五日市	1,708円	30,917円
東京大崎2	15,097円	23,382円
蔵前	4,770円	97,613円
八王子下川口	1,468円	19,448円
青梅吉野	1,970円	25,762円
中ノ郷	111円	200,280円
青梅小曾木	421円	97,094円
青梅沢井	1,263円	89,891円
福生松原	146円	21,005円
青梅奥多摩	732円	17,228円
青梅古里	658円	35,350円
東江戸川別館	3,228円	54,156円
津久井青野原	597円	14,123円
新島	94円	130,199円
神津島	89円	311,088円
小笠原父島	415円	61,235円
相模原	1,333円	33,296円
相模大野	3,481円	15,673円
神奈川橋本	7,045円	27,498円
相模原田名	1,190円	19,684円
相模原麻溝	1,603円	53,418円
新相模原	2,465円	74,573円
津久井城山	1,605円	20,815円
津久井	751円	46,361円
鶴見営業所2	4,556円	42,828円
東寺尾	6,059円	31,931円
松見	4,199円	34,013円
横浜北	9,004円	35,036円
神奈川新町	2,919円	27,456円
横浜中	3,098円	49,745円
本牧	4,150円	47,857円
横浜長者町	2,641円	46,890円
横浜港	3,098円	50,024円
横浜南	2,398円	35,865円
保土ヶ谷	2,582円	46,374円
希望が丘西谷	3,182円	23,382円
横浜今井	2,885円	33,542円
磯子	2,045円	59,925円
杉田	9,036円	36,269円
横浜金沢	1,786円	29,391円
港北NT	4,527円	48,823円
綱島	3,607円	39,578円
日吉	16,000円	36,183円
小机	5,017円	37,515円
東山田	4,916円	39,719円
戸塚	2,976円	49,801円
神奈川平戸	3,434円	31,021円
小雀	2,574円	36,965円
港南	3,226円	33,723円
港洋	5,979円	36,079円
希望が丘	2,895円	26,253円
神奈川若葉台	2,733円	31,070円
都岡	2,159円	24,371円
神奈川中山	5,028円	64,551円
美しが丘	5,916円	30,621円
長津田	5,697円	39,283円
谷本	6,698円	27,321円
荏田	7,853円	21,838円
すみよし台	6,920円	52,012円
瀬谷	2,520円	31,986円
戸塚本郷	1,877円	30,194円
神奈川泉	5,473円	45,148円
岡津	2,666円	59,790円
渡田	3,011円	40,091円
川崎臨港	3,183円	53,414円
川崎別館	3,530円	45,003円
幸	5,416円	22,718円
幸加瀬	3,577円	30,170円
川崎北	12,764円	44,233円
川崎北木月	6,019円	60,020円
清ノ口	7,005円	56,087円
神奈川大塚	3,655円	27,071円
川崎北子母口	3,985円	27,838円
登戸	11,724円	40,644円
菅	2,994円	31,802円
川崎北菅生	2,275円	100,003円
登戸百合ヶ丘	3,770円	47,280円
柿生	4,530円	30,847円
横須賀南	217円	42,768円
衣笠	1,694円	31,423円
横須賀別館	1,382円	41,963円
追浜	1,556円	45,471円
南久里浜	1,258円	28,056円
武山	719円	38,280円
野比	1,784円	23,402円
平塚	2,989円	26,307円
平塚中里	2,139円	33,780円

神奈川県

田村	1,741円	17,441円
新金目	863円	23,692円
神奈川鎌倉	4,668円	28,480円
大船	4,321円	38,048円
鎌倉腰越	1,862円	34,350円
神奈川藤沢	2,039円	109,971円
藤沢支別棟C	2,063円	29,749円
長後宮別棟	1,643円	18,529円
藤沢新辻堂	6,879円	23,064円
善行	3,214円	31,960円
御所見	725円	22,018円
大庭	1,828円	25,778円
小田原	1,043円	62,615円
国府津	2,125円	32,770円
小田原谷津	2,148円	21,802円
小田原橋	702円	40,429円
富水	661円	28,075円
茅ヶ崎	3,548円	25,133円
茅ヶ崎松林	2,521円	39,301円
逗子	3,903円	43,291円
神奈川三浦	549円	31,256円
南下浦3	948円	33,338円
秦野	795円	31,325円
西秦野	1,269円	37,360円
鶴巻	2,571円	24,294円
北秦野	941円	38,470円
厚木支別棟	1,816円	41,506円
厚木岡田	1,466円	26,124円
荻野	1,197円	30,321円
依知	1,017円	16,618円
愛名	834円	20,280円
神奈川大和	1,437円	26,671円
大和下鶴間	1,939円	35,540円
桜ヶ丘	1,936円	36,952円
伊勢原	2,137円	27,814円
海老名	3,258円	38,264円
中河内	1,510円	27,095円
座間	1,472円	33,812円
南足柄別館	895円	20,387円
神奈川綾瀬	1,344円	24,499円
神奈川葉山	2,299円	33,672円
東葉山	1,831円	35,960円
寒川	1,387円	27,517円
大磯	2,072円	35,418円
二宮	2,067円	26,200円
神奈川中井	343円	40,000円
松田	1,025円	33,869円
神奈川山北	477円	48,881円
箱根	475円	30,115円
湯河原別館	717円	21,993円
神奈川中津	857円	39,253円
神奈川田浦	934円	34,530円
愛川	369円	41,024円
下曽我	844円	40,908円
箱根町	803円	101,821円
湯本	815円	64,302円
真鶴	684円	60,467円
八王子内郷	397円	23,881円
八王子藤野	675円	52,235円
松輪	636円	43,599円
日吉営業所B	12,643円	41,621円
仙石原	678円	131,122円
関屋	952円	23,710円
坂井輪	818円	13,365円
新潟東	512円	42,724円
小金	714円	23,501円
山二ツ	867円	21,467円
新潟	603円	50,098円
長岡	362円	40,104円
関原	282円	14,315円
南長岡	262円	29,322円
西長岡	620円	26,609円
北長岡	331円	20,903円
三条	477円	23,608円
柏崎別	345円	23,487円
新発田	290円	22,779円
新津	319円	16,910円
小千谷	396円	16,808円
越後加茂	238円	24,291円
十日町	422円	16,206円
見附	255円	20,532円
村上	438円	24,031円
廿六木	417円	15,004円
糸魚川別	451円	14,692円
新井	197円	14,667円
五泉西	314円	20,443円
越後白根	518円	25,635円
上越	274円	29,867円
高田	321円	33,533円
聖籠	89円	15,355円
越後亀田	441円	16,608円

新潟県

田村	1,820円	18,979円
新金目	967円	27,402円
神奈川鎌倉	5,144円	35,034円
大船	4,627円	48,653円
鎌倉腰越	2,052円	37,950円
神奈川藤沢	2,193円	169,152円
藤沢支別棟C	2,193円	33,426円
長後宮別棟	1,701円	20,768円
藤沢新辻堂	8,237円	31,768円
善行	3,358円	36,354円
御所見	751円	24,166円
大庭	2,007円	39,183円
小田原	1,100円	57,612円
国府津	2,120円	36,188円
小田原谷津	2,174円	23,923円
小田原橋	637円	44,736円
富水	687円	31,085円
茅ヶ崎	4,095円	28,103円
茅ヶ崎松林	2,730円	36,295円
逗子	4,098円	44,271円
神奈川三浦	559円	34,309円
南下浦3	791円	37,784円
秦野	807円	34,711円
西秦野	1,295円	41,405円
鶴巻	2,666円	26,701円
北秦野	977円	42,697円
厚木支別棟	2,050円	43,656円
厚木岡田	1,608円	28,552円
荻野	1,128円	32,814円
依知	1,073円	17,998円
愛名	902円	22,550円
神奈川大和	1,495円	28,937円
大和下鶴間	1,980円	40,360円
桜ヶ丘	2,029円	41,069円
伊勢原	1,919円	31,947円
海老名	3,413円	44,334円
中河内	1,640円	29,823円
座間	1,563円	39,510円
南足柄別館	950円	23,650円
神奈川綾瀬	1,402円	27,011円
神奈川葉山	2,509円	37,253円
東葉山	1,887円	39,919円
寒川	1,449円	29,719円
大磯	2,113円	39,270円
二宮	2,095円	28,971円
神奈川中井	355円	44,135円
松田	1,044円	37,483円
神奈川山北	501円	54,233円
箱根	427円	32,809円
湯河原別館	696円	23,332円
神奈川中津	878円	43,532円
神奈川田浦	949円	38,171円
愛川	390円	45,150円
下曽我	909円	45,327円
箱根町	868円	113,451円
湯本	790円	73,520円
真鶴	702円	133,684円
八王子内郷	375円	25,686円
八王子藤野	672円	58,079円
松輪	593円	48,294円
日吉営業所B	13,333円	46,240円
仙石原	637円	158,246円
関屋	957円	26,107円
坂井輪	898円	14,053円
新潟東	543円	47,649円
小金	738円	24,176円
山二ツ	967円	23,530円
新潟	622円	42,972円
長岡	363円	46,531円
関原	227円	15,445円
南長岡	292円	32,242円
西長岡	646円	28,977円
北長岡	351円	22,748円
三条	510円	24,644円
柏崎別	355円	25,983円
新発田	311円	25,558円
新津	348円	18,431円
小千谷	364円	31,790円
越後加茂	232円	26,809円
十日町	431円	18,408円
見附	267円	22,399円
村上	425円	24,933円
廿六木	432円	16,567円
糸魚川別	416円	15,601円
新井	192円	15,946円
五泉西	347円	22,188円
越後白根	509円	28,686円
上越	309円	32,874円
高田	317円	37,743円
聖籠	106円	17,854円
越後亀田	451円	18,089円

新潟県

越後吉田	210円	21,517円
巻	410円	13,007円
南三条	192円	15,779円
越後湯沢	255円	33,008円
塩沢	292円	21,464円
六日町	455円	34,310円
越後大崎	108円	36,325円
安塚	34円	21,431円
佐和田南	300円	14,914円
両津	151円	14,826円
小出	375円	22,370円
内野交換所 2	954円	39,029円
南新潟	155円	14,672円
与板	177円	15,041円
和島	84円	24,240円
第二三条	315円	14,021円
川東	48円	20,618円
紫雲寺	75円	12,414円
中条	231円	16,272円
大野町	469円	21,854円
松浜東	286円	27,809円
越後豊栄	501円	13,641円
石山東	776円	20,672円
下田第一	399円	16,210円
今町	374円	15,784円
水原	344円	42,973円
横越	338円	11,565円
分水	279円	18,953円
田上	(略)	13,089円
寺泊	122円	19,260円
堀之内	278円	23,076円
村松	242円	15,668円
越後安田	220円	22,923円
小須戸	291円	22,274円
弥彦	277円	50,534円
岩室	(略)	7,776円
越後荒川	238円	23,554円
津川	173円	15,439円
月岡	193円	31,318円
刈羽	379円	20,640円
千手	125円	23,149円
栃尾	252円	20,247円
越後曾根	190円	18,549円
月潟	79円	40,969円
越後三川	91円	24,753円
出雲崎	(略)	19,355円
石打	229円	21,403円
津南	323円	25,133円
越後板倉	47円	18,678円
関川	197円	24,798円
新潟朝日	27円	15,604円
岩船	199円	11,088円
土市	167円	16,029円
京ヶ瀬	156円	37,833円
鷲野町	173円	27,824円
越後川口	131円	16,274円
広神	111円	41,433円
土樽	112円	23,339円
越後大和	162円	15,291円
越後大潟	282円	14,684円
頸城	96円	25,142円
神林	71円	24,052円
菅谷	83円	13,194円
鯖石	(略)	18,785円
太郎代	134円	17,604円
越路	317円	8,973円
能生	288円	21,973円
青海	(略)	21,048円
妙高高原	135円	31,515円
越後三和	96円	46,486円
越後小国	285円	15,440円
楡島	69円	21,264円
越後三国	32円	18,496円
越後松代	154円	16,237円
松之山	106円	24,863円
越後山北	379円	17,260円
越後片貝	243円	16,833円
乙	52円	55,787円
越後黒川	292円	13,581円
守門	80円	22,163円
城内	123円	18,466円
五日町	125円	41,753円
高柳	72円	21,003円
越後西山	89円	21,334円
越後中郷	(略)	31,664円
妙高	153円	26,600円
榎屋敷	153円	26,108円
佐渡小木	297円	18,845円
佐渡相川	197円	11,095円
赤泊	61円	11,543円
佐渡金井	351円	26,778円

越後吉田	212円	23,697円
巻	374円	14,109円
南三条	186円	40,444円
越後湯沢	263円	36,551円
塩沢	299円	24,289円
六日町	543円	37,694円
越後大崎	129円	40,278円
安塚	36円	23,456円
佐和田南	66円	8,533円
両津	171円	16,807円
小出	377円	24,531円
内野交換所 2	956円	29,066円
南新潟	156円	15,931円
与板	178円	16,545円
和島	78円	36,853円
第二三条	328円	14,229円
川東	50円	22,201円
紫雲寺	77円	20,565円
中条	247円	17,698円
大野町	474円	23,938円
松浜東	302円	30,904円
越後豊栄	506円	15,263円
石山東	844円	22,611円
下田第一	371円	38,711円
今町	356円	17,077円
水原	346円	46,774円
横越	345円	15,059円
分水	284円	20,732円
田上	(略)	14,134円
寺泊	115円	21,338円
堀之内	283円	21,905円
村松	229円	17,154円
越後安田	237円	25,205円
小須戸	301円	24,336円
弥彦	272円	56,505円
岩室	(略)	19,676円
越後荒川	241円	27,132円
津川	185円	16,705円
月岡	192円	35,821円
刈羽	380円	22,673円
千手	121円	25,296円
栃尾	313円	22,267円
越後曾根	187円	20,289円
月潟	80円	45,508円
越後三川	100円	27,287円
出雲崎	(略)	21,027円
石打	206円	23,368円
津南	293円	27,582円
越後板倉	49円	20,167円
関川	213円	26,842円
新潟朝日	33円	16,638円
岩船	188円	11,952円
土市	157円	17,504円
京ヶ瀬	165円	41,709円
鷲野町	123円	29,945円
越後川口	138円	18,004円
広神	110円	45,945円
土樽	124円	44,503円
越後大和	154円	16,665円
越後大潟	255円	16,011円
頸城	98円	23,497円
神林	76円	41,220円
菅谷	112円	15,092円
鯖石	(略)	20,330円
太郎代	144円	19,385円
越路	315円	9,884円
能生	286円	24,306円
青海	(略)	26,814円
妙高高原	146円	35,018円
越後三和	106円	66,097円
越後小国	273円	16,457円
楡島	85円	23,064円
越後三国	48円	19,997円
越後松代	144円	17,439円
松之山	109円	27,199円
越後山北	415円	18,503円
越後片貝	228円	18,407円
乙	58円	61,877円
越後黒川	289円	14,828円
守門	77円	24,175円
城内	126円	20,757円
五日町	124円	46,448円
高柳	77円	22,855円
越後西山	94円	40,486円
越後中郷	(略)	35,138円
妙高	155円	29,754円
榎屋敷	145円	43,101円
佐渡小木	312円	21,512円
佐渡相川	198円	12,157円
赤泊	80円	11,980円
佐渡金井	347円	29,843円

	真野	147円	29,700円
	名柄	97円	52,747円
	栃尾南	29円	24,960円
	越後野田	75円	18,201円
	高士	74円	15,448円
	越後築地	119円	19,583円
	湯東	155円	12,942円
	牧村	45円	17,014円
	柿崎	(略)	22,494円
	越後吉川	126円	19,530円
	赤倉	696円	62,533円
	岩沢	273円	17,269円
	秋山郷	14円	48,506円
	佐渡畑野	179円	13,474円
	羽茂	205円	19,625円
	越後田沢	390円	25,953円
	塩野町	144円	29,202円
	新穂	218円	24,244円
	東長岡	120円	10,872円
	飛渡	22円	72,986円
	五十沢	82円	60,689円
山梨県	甲府	254円	35,150円
	甲府北	779円	37,128円
	甲府南	674円	39,841円
	山梨吉田	610円	32,758円
	都留	254円	27,100円
	東山梨	355円	23,524円
	大月局舎2	728円	22,245円
	韭崎	(略)	22,464円
	勝沼	400円	61,810円
	石和	129円	23,765円
	飯沢青柳	330円	19,973円
	身延	258円	14,894円
	新竜王	477円	88,658円
	山梨昭和	405円	31,981円
	田富	441円	37,379円
	小笠原	358円	22,284円
	忍野	356円	38,825円
	山中湖	416円	31,311円
	上野原局舎	420円	20,352円
	敷島	543円	43,258円
	塩山	399円	19,813円
	春日居	225円	48,367円
	市川大門	335円	52,282円
	山梨白根	227円	48,972円
	山梨双葉	370円	47,112円
	山梨高根	252円	55,001円
	長坂	117円	36,332円
	山梨大泉	223円	61,167円
	山梨曾根	244円	25,795円
	小淵沢	132円	35,136円
	河口湖	469円	30,933円
	山梨八代	235円	43,751円
	甲斐明野	242円	15,072円
	山梨一宮	229円	38,492円
	中富	250円	18,139円
	南部	398円	19,457円
	須玉	368円	20,324円
	白州	222円	11,571円
	下部	240円	28,307円
	大月東	506円	8,969円
	山梨六郷	343円	28,180円
	山梨清里	342円	18,711円
	鳴沢	77円	52,587円
	大目	183円	13,218円
	小沼	408円	38,308円
	田富局舎2	435円	47,120円
	牧丘	217円	61,200円
山梨平野	180円	14,789円	
早川	90円	10,963円	
長野県	信濃吉田	736円	33,034円
	後町	588円	29,643円
	南長野	506円	25,332円
	信濃古里	201円	19,300円
	大豆島	344円	14,386円
	村井	845円	24,087円
	西松本	247円	22,639円
	南松本	859円	24,344円
	信濃上田	447円	23,840円
	信濃大屋	432円	18,243円
	信濃塩田	561円	27,596円
	岡谷	275円	27,514円
	飯田	359円	22,167円
	信濃山本	309円	15,227円
	諏訪	301円	13,630円
	須坂	531円	18,483円
	小諸	225円	19,610円
	伊那	318円	24,376円
	駒ヶ根	311円	16,269円
	信濃中野	386円	33,917円
	信濃大町	228円	19,141円

	真野	152円	42,116円
	名柄	104円	57,278円
	栃尾南	39円	27,318円
	越後野田	79円	19,731円
	高士	94円	16,581円
	越後築地	120円	21,458円
	湯東	175円	13,635円
	牧村	55円	18,395円
	柿崎	(略)	24,803円
	越後吉川	127円	21,095円
	赤倉	740円	70,005円
	岩沢	263円	18,622円
	秋山郷	21円	53,506円
	佐渡畑野	158円	14,497円
	羽茂	214円	25,602円
	越後田沢	371円	29,009円
	塩野町	158円	32,084円
	新穂	191円	27,845円
	東長岡	117円	10,727円
	飛渡	27円	73,198円
	五十沢	84円	72,220円
山梨県	甲府	271円	38,167円
	甲府北	857円	34,951円
	甲府南	692円	43,787円
	山梨吉田	631円	37,990円
	都留	290円	28,887円
	東山梨	368円	23,280円
	大月局舎2	716円	47,712円
	韭崎	(略)	35,811円
	勝沼	407円	68,789円
	石和	322円	24,049円
	飯沢青柳	336円	21,790円
	身延	265円	16,052円
	新竜王	538円	98,812円
	山梨昭和	415円	35,351円
	田富	460円	38,989円
	小笠原	375円	25,168円
	忍野	380円	43,162円
	山中湖	438円	34,568円
	上野原局舎	432円	24,280円
	敷島	555円	47,793円
	塩山	402円	21,453円
	春日居	244円	53,765円
	市川大門	346円	56,235円
	山梨白根	229円	54,608円
	山梨双葉	396円	52,374円
	山梨高根	242円	61,273円
	長坂	114円	38,025円
	山梨大泉	244円	68,019円
	山梨曾根	247円	28,146円
	小淵沢	102円	38,827円
	河口湖	477円	34,226円
	山梨八代	255円	48,706円
	甲斐明野	253円	16,095円
	山梨一宮	223円	42,453円
	中富	226円	17,550円
	南部	466円	18,727円
	須玉	361円	22,204円
	白州	239円	12,036円
	下部	205円	30,937円
	大月東	440円	9,392円
	山梨六郷	345円	30,923円
	山梨清里	334円	19,725円
	鳴沢	81円	58,610円
	大目	196円	14,299円
	小沼	418円	42,692円
	田富局舎2	460円	49,593円
	牧丘	177円	68,039円
山梨平野	222円	15,835円	
早川	109円	11,375円	
長野県	信濃吉田	753円	35,725円
	後町	602円	33,175円
	南長野	525円	27,545円
	信濃古里	216円	22,193円
	大豆島	384円	15,614円
	村井	868円	26,690円
	西松本	261円	22,325円
	南松本	944円	26,953円
	信濃上田	463円	26,077円
	信濃大屋	464円	20,057円
	信濃塩田	567円	23,805円
	岡谷	286円	30,158円
	飯田	374円	24,517円
	信濃山本	315円	16,607円
	諏訪	349円	14,793円
	須坂	537円	21,398円
	小諸	242円	21,496円
	伊那	302円	27,118円
	駒ヶ根	364円	18,135円
	信濃中野	380円	37,587円
	信濃大町	232円	21,099円

信濃茅野	309円	13,350円
塩尻	743円	12,116円
更埴	391円	8,750円
信濃佐久	377円	30,618円
岩村田	362円	17,915円
軽井沢	2,061円	16,627円
中軽井沢	279円	13,287円
丸子	125円	16,406円
東部	292円	13,854円
下諏訪	467円	25,208円
辰野	257円	12,139円
箕輪	287円	18,783円
豊科	493円	19,643円
穂高	532円	9,300円
白馬	162円	11,499円
坂城	254円	13,518円
戸倉上山田	374円	12,516円
野沢温泉	118円	10,780円
松本東館	712円	19,868円
浅間	1,638円	31,933円
信濃飯山	196円	12,235円
御代田	242円	14,518円
信濃富士見	432円	7,632円
信濃原	197円	11,713円
信濃阿南	101円	18,534円
木曾	195円	18,887円
明科	354円	8,789円
生坂	87円	30,060円
波田	558円	10,839円
信濃三郷	497円	7,471円
信濃池田	187円	16,315円
神城	208円	13,599円
小布施	438円	16,101円
湯田中	281円	14,600円
信濃豊野	427円	25,860円
飯綱	209円	13,008円
平岡	130円	21,228円
上松	180円	12,264円
木曾檜川	247円	23,133円
四賀	209円	32,345円
梓川	193円	18,639円
小谷話交換	222円	17,602円
七二会	32円	10,592円
若穂	173円	24,190円
信濃松代	276円	15,282円
浦里	(略)	26,458円
信濃常盤	58円	30,866円
臼田	210円	13,155円
高野町	113円	24,009円
野辺山	35円	20,879円
南軽井沢	135円	11,122円
望月	131円	20,048円
信濃芦田	63円	13,043円
信濃長門	71円	30,570円
真田	48円	15,448円
武石	66円	14,028円
青木	88円	27,194円
高遠	213円	10,645円
信濃小野	60円	21,159円
飯島	179円	17,077円
信濃宮田	192円	41,031円
信濃松川	212円	16,751円
市田	276円	12,078円
阿智	86円	13,433円
麻績	99円	11,715円
信濃山形	105円	10,905円
信濃朝日	93円	13,579円
信濃有明	271円	13,323円
木島平	23円	16,212円
信濃町	136円	10,749円
信濃牟礼	97円	15,001円
信濃栄	11円	27,505円
狐島	373円	18,723円
蓼科	283円	17,177円
竜丘	528円	11,331円
梅池高原	143円	16,760円
南蓼科	298円	32,451円
浅科	345円	12,254円
三岳	132円	33,128円
遠山	104円	20,148円
鬼無里	141円	14,783円
喬木	242円	28,772円
戸隠	108円	23,297円
高府	82円	10,269円
信州新町	424円	16,692円
信濃下条	134円	28,437円
信濃西条	290円	10,128円
信濃大桑	129円	9,868円
信濃中川	62円	19,426円
信濃豊田	304円	27,074円
信濃和田	174円	13,440円

信濃茅野	319円	14,426円
塩尻	756円	13,112円
更埴	392円	9,422円
信濃佐久	404円	24,945円
岩村田	356円	19,429円
軽井沢	2,273円	18,285円
中軽井沢	290円	14,543円
丸子	99円	17,555円
東部	314円	14,979円
下諏訪	470円	26,016円
辰野	270円	13,087円
箕輪	288円	20,572円
豊科	503円	21,764円
穂高	541円	9,941円
白馬	130円	12,376円
坂城	257円	14,711円
戸倉上山田	371円	13,578円
野沢温泉	119円	11,808円
松本東館	717円	21,939円
浅間	1,671円	41,043円
信濃飯山	201円	13,275円
御代田	246円	15,861円
信濃富士見	450円	9,258円
信濃原	214円	12,350円
信濃阿南	107円	20,162円
木曾	292円	20,438円
明科	365円	10,344円
生坂	101円	33,120円
波田	573円	11,610円
信濃三郷	516円	7,780円
信濃池田	197円	18,831円
神城	224円	14,567円
小布施	445円	17,631円
湯田中	282円	16,010円
信濃豊野	414円	28,592円
飯綱	272円	13,807円
平岡	133円	23,487円
上松	163円	13,338円
木曾檜川	178円	25,736円
四賀	207円	35,704円
梓川	207円	20,497円
小谷話交換	234円	19,026円
七二会	34円	11,180円
若穂	172円	26,664円
信濃松代	261円	16,696円
浦里	(略)	29,169円
信濃常盤	56円	33,851円
臼田	214円	14,432円
高野町	121円	22,709円
野辺山	41円	24,182円
南軽井沢	158円	11,795円
望月	118円	22,034円
信濃芦田	66円	13,702円
信濃長門	76円	32,170円
真田	51円	16,918円
武石	69円	15,015円
青木	82円	29,833円
高遠	219円	11,437円
信濃小野	57円	23,323円
飯島	174円	18,677円
信濃宮田	195円	45,652円
信濃松川	168円	18,238円
市田	261円	13,097円
阿智	95円	14,254円
麻績	103円	12,616円
信濃山形	110円	11,463円
信濃朝日	98円	14,387円
信濃有明	288円	14,325円
木島平	28円	17,445円
信濃町	149円	11,771円
信濃牟礼	85円	16,178円
信濃栄	16円	28,045円
狐島	440円	20,288円
蓼科	320円	18,688円
竜丘	529円	11,848円
梅池高原	176円	19,631円
南蓼科	406円	35,680円
浅科	326円	12,846円
三岳	87円	36,408円
遠山	115円	21,567円
鬼無里	156円	17,213円
喬木	289円	30,140円
戸隠	111円	26,040円
高府	85円	10,910円
信州新町	406円	18,056円
信濃下条	137円	31,291円
信濃西条	311円	10,645円
信濃大桑	132円	11,110円
信濃中川	67円	21,934円
信濃豊田	311円	30,069円
信濃和田	181円	14,718円

音平	181円	15,421円
南木曾	192円	15,690円
八千穂	236円	26,589円
北御牧	332円	10,210円
野尻湖	270円	22,676円
藪原	191円	29,449円

音平	193円	17,181円
南木曾	203円	17,357円
八千穂	255円	30,148円
北御牧	334円	11,026円
野尻湖	326円	26,045円
藪原	209円	32,800円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	金額
北海道		44,191円
青森県		29,366円
岩手県		129,241円
宮城県		71,391円
秋田県		37,290円
山形県		64,296円
福島県		49,905円
茨城県		40,997円
栃木県		55,715円
群馬県		31,701円
埼玉県		47,090円
千葉県		41,968円
東京都		73,740円
神奈川県		81,867円
新潟県		46,826円
山梨県		31,166円
長野県		39,128円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	金額
北海道		194円
青森県		187円
岩手県		366円
宮城県		371円
秋田県		219円
山形県		203円
福島県		265円
茨城県		236円
栃木県		280円
群馬県		271円
埼玉県		273円
千葉県		250円
東京都		514円
神奈川県		391円
新潟県		279円
山梨県		321円
長野県		218円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額905円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	246円	
(4) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	251円	
	1 光信号引込等設備ごとに月額	246円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	39円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = [(光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,814円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額] × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。
耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (20年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

イ (略)

(2) (略)

区分	内容	金額
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	8,636円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	273円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	金額
北海道		39,865円
青森県		30,869円
岩手県		116,217円
宮城県		63,116円
秋田県		37,652円
山形県		59,721円
福島県		45,345円
茨城県		36,537円
栃木県		47,833円
群馬県		32,965円
埼玉県		40,787円
千葉県		37,836円
東京都		64,021円
神奈川県		73,474円
新潟県		43,735円
山梨県		29,079円
長野県		38,093円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	金額
北海道		178円
青森県		187円
岩手県		331円
宮城県		324円
秋田県		223円
山形県		188円
福島県		242円
茨城県		203円
栃木県		234円
群馬県		244円
埼玉県		231円
千葉県		212円
東京都		445円
神奈川県		337円
新潟県		242円
山梨県		299円
長野県		202円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額1,113円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	243円	
(4) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	248円	
	1 光信号引込等設備ごとに月額	243円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	41円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = [(光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,887円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額] × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。
耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (25年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

イ (略)

(2) (略)

区分	内容	金額
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	9,210円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	292円

様式第8（第11条第2項関係）

事前調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第11条（事前調査の申込み）第2項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。

接続（変更）の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続（変更）希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所		
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第 欄とする。	
接続約款記載以外の接続箇所	別紙1 接続約款適用以外の技術的条件のとおり。	
2. 電気通信設備の分界点		
(1) 相互接続点設置希望場所		
3. 接続対象地域		
(14) 弊社接続対象地域	(N T T 東日本 / N T T 西日本網との新規の接続の場合に記入。) 弊社網接続エリア :	
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域	N T T 東日本 / N T T 西日本網接続エリア :	
4. 接続の技術的条件（物理的、電氣的、論理的条件）		
新たな技術的条件の有無	有 無	
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。	
	信号網構成	対応網 準対応網
	信号速度	4.8kb/s 48kb/s
	回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能 有 無
	両方向留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1 接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。	
5. 電気通信設備の建設に係る事項		

様式第8（第11条第2項関係）

事前調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第11条（事前調査の申込み）第2項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。

接続（変更）の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続（変更）希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所		
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第 欄とする。	
接続約款記載以外の接続箇所	別紙1 接続約款適用以外の技術的条件のとおり。	
2. 電気通信設備の分界点		
(1) 相互接続点設置希望場所		
3. 接続対象地域		
(1) 弊社接続対象地域	(N T T 東日本 / N T T 西日本網との新規の接続の場合に記入。) 弊社網接続エリア :	
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域	N T T 東日本 / N T T 西日本網接続エリア :	
4. 接続の技術的条件（物理的、電氣的、論理的条件）		
新たな技術的条件の有無	有 無	
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。	
	信号網構成	対応網 準対応網
	信号速度	4.8kb/s 48kb/s
	回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能 有 無
	両方向留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1 接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。	
5. 電気通信設備の建設に係る事項		

(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等		(2.電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)	
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態 別表2の2第号～第号とする。	
	任意約款	第6章接続形態 別表2の2第号～第号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙2接続形態のとおり。	
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第号とする。	
網改造料の対象となる機能以外を利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			
10. 優先接続機能			
優先接続機能の利用 有 無			
通話区分	市内通話	県内市外通話	県間市外通話
優先接続番号			
提供区域			
11. その他			

(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等		(2.電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)	
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態 別表2の2第号～第号とする。	
	任意約款	第6章接続形態 別表2の2第号～第号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙2接続形態のとおり。	
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第号とする。	
網改造料の対象となる機能以外を利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			
10. その他			

別表4 違約金
第1～第5 (略)

第6 複数段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	(1) 協定事業者が、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.69%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,055円	

別表4 違約金
第1～第5 (略)

第6 複数段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	(1) 協定事業者が、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.48%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	933円	

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用しているルーティング伝送機能（2-13第3欄工欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェ ースにより符号伝 送が可能なもの	1ポート ごとに月 額	49,506円	—

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用しているルーティング伝送機能（2-13第1欄才欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ISDN一次群速 度ユーザ・網インタ フェースにより符 号伝送が可能なも の	1ポート ごとに月 額	3,379円	—

附 則（令和3年6月2日東相制第20-00078号）

1～2 （略）

（光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置）

3 平成31年3月31日までに設置された光信号引込等設備を撤去する場合は、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額の算定における光信号引込等設備の未償却残高は、料金表第4表第2第1号の算出式に替えて、次の算出式により算定するものとします。ただし、その算定結果が負の数となる場合は、光信号引込等設備の未償却残高を零とします。また、平成20年4月1日から平成31年3月31日までに設置されたものであって、令和2年4月1日以降に撤去する光信号引込等設備については、次の算出式における平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額を零とし、平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額の算出式において「平成20年4月1日」とあるのは「当該光信号引込等設備の利用を開始した日」と読み替えるものとします。

未償却残高＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成31年度以降における光信号引込等設備の償却累計額）×（1＋貸倒率）

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

附 則（令和3年6月2日東相制第20-00078号）

1～2 （略）

ア 光信号引込等設備の償却累計額は、次の算出式により算定します。

(ア) 平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

$$= (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{平成19年度以前の光信号引込等設備の残存価額}) \times \text{当該光信号引込等設備の利用を開始した日から平成20年3月31日までの日数} / (\text{平成19年度以前の光信号引込等設備の耐用年数 (10年)} \times 365 \text{ (閏年にあつては366とします。)})$$

(イ) 平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

$$= (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{平成20年度以降平成30年度の光信号引込等設備の残存価額}) \times \text{平成20年4月1日から平成31年3月31日までの日数} / (\text{平成30年度以前の光信号引込等設備の耐用年数 (15年)} \times 365 \text{ (閏年にあつては366とします。)})$$

(ウ) 平成31年度以降における光信号引込等設備の償却累計額

$$= (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{光信号引込等設備の残存価額}) \times \text{平成31年4月1日から当該光信号引込等設備を撤去した日の前日までの日数} / (\text{光信号引込等設備の耐用年数 (20年)} \times 365 \text{ (閏年にあつては366とします。)})$$

イ 光信号引込等設備の取得固定資産価額については、料金表第4表第2第1号に規定する算出式中の金額とします。

ウ 貸倒率については、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)によります。

附 則 (令和5年3月24日東相制第22-00065号)

1~2 (略)

(特定光信号端末回線管理機能に関する実績に基づく精算に関する特例措置)

3 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-11第26欄について、令和3年度に適用した網使用料と次に掲げる令和3年度の実績によって算定した精算用料金との差額に、令和3年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区 分		単 位	料金額	備考
特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	281円	—

4 (略)

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

5 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う令和3年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに	31.20円	—
優先接続受付手続費		1変更ごとに	120円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1,242円	—
		(4) 加算額 ①		

附 則 (令和5年3月24日東相制第22-00065号)

1~2 (略)

(特定光信号端末回線管理機能に関する実績に基づく精算に関する特例措置)

3 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-11第26欄について、令和4年度に適用した網使用料と次に掲げる令和4年度の実績によって算定した精算用料金との差額に、令和4年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区 分		単 位	料金額	備考
特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	243円	—

4 (略)

			②	索 ご と に	246 円	—
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに			38,108 円	—
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(イ)欄	1 件ごとに			59 円	—
	イ欄	1 件ごとに			168 円	—
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに			661 円	—
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに			311 円	—

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、この改正規定のうち、料金表に定める接続料、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則(令和3年6月2日東相制第20-00078号)第3項並びに本附則第3項及び第4項については、令和6年4月1日から実施します。ただし、第65条(定額制の網使用料の支払義務)第1項、第68条(手続費の支払義務)第1項第18号、第74条の2(網使用料の実績に基づく精算)、第75条(工事費及び手続費等の遡及適用)、第98条の2(工事費及び手続費等の遡及適用)、料金表第1表第1(網使用料)1(適用)(8)-3欄、2(料金額)2-2(端末系交換機能)第3欄、料金表第1表第2(手続費)1(適用)第4欄及び2(手続費の額)2-1(手続費)第14欄については、令和6年3月1日以降当社の準備が整い次第、実施することとし、当社の準備が整った日を超えて認可を受けた場合は当社の準備が整った日に遡及して実施します。また、料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第2欄ア(7)欄のうち区分の規定に係る変更については、認可を受けた後、令和6年1月1日に遡って適用することとし、当該手続費に係る令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間における原価の実績値については、令和7年度に適用する当該手続費に係る調整額の算定に含めるものとします。また、料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-4第4欄イ(7)②欄にかかわる規定については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

2 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う令和4年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに	19.03 円	—
優先接続受付手続費		1 変更ごとに	110 円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	8,009 円

		(イ)		1,088 円	—
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに		16,545 円	—
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(イ)欄	1 件ごとに		61 円	—
	イ欄	1 件ごとに		179 円	—
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		664 円	—
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		323 円	—

(優先接続受付手続費に係る経過措置)

3 令和5年度に協定事業者が利用した料金表第2表第2(手続費)に規定する優先接続受付手続費については、第75条(工事費及び手続費等の遡及適用)の規定にかかわらず、令和5年4月1日に遡及して以下の料金額を適用します。

区分		単位	手続費の額	備考
優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1 変更ごとに	159 円	—

(光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置)

4 令和5年3月31日までに設置された光信号引込等設備を撤去する場合は、料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額の算定における光信号引込等設備の未償却残高は、料金表第4表第2第1号の算出式にかかわらず、次の算出式により算定するものとします。ただし、その算定結果が負の数となる場合は、光信号引込等設備の未償却残高を零とします。また、平成20年4月1日から平成31年3月31日までに設置された光信号引込等設備であって、令和5年4月1日以降に撤去するものについては、次の算出式におけるア(ア)の値を零とし、ア(イ)の算出式において「平成20年4月1日」とあるのを「当該光信号引込等設備の利用を開始した日」と読み替えるものとし、平成31年4月1日から令和5年3月31日までに設置された光信号引込等設備であって、令和5年4月1日以降に撤去するものについては、次の算出式におけるア(ア)及び(イ)の値を零とし、ア(ウ)の算出式において「平成31年4月1日」とあるのは「当該光信号引込等設備の利用を開始した日」と読み替えるものとします。

未償却残高＝(光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成31年度以降令和4年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－令和5年度以降における光信号引込等設備の償却累計額)×(1＋貸倒率)

ア 光信号引込等設備の償却累計額は、次の算出式により算定します。

(ア) 平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

＝(光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成19年度以前の光信号引込等設備の残存価額)×当該光信号引込等設備の利用を開始した日から平成20年3月31日までの日数／(平成19年度以前の光信号引込等設

備の耐用年数（10年）×365（閏年にあつては366とします。））

（イ）平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成20年度以降平成30年度の光信号引込等設備の残存価額）×
平成20年4月1日から平成31年3月31日までの日数／（平成30年度以前の光信号引込等設備の耐用年数
（15年）×365（閏年にあつては366とします。））

（ウ）平成31年度以降令和4年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成31年度以降令和4年度の光信号引込等設備の残存価額）×
平成31年4月1日から令和5年3月31日までの日数／（令和4年度以前の光信号引込等設備の耐用年数（20
年）×365（閏年にあつては366とします。））

（エ）令和5年度以降における光信号引込等設備の償却累計額

＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－光信号引込等設備の残存価額）×令和5年4月1日から当該光信
号引込等設備を撤去した日の前日までの日数／（光信号引込等設備の耐用年数（25年）×365（閏年にあつ
ては366とします。））

イ 光信号引込等設備の取得固定資産価額については、料金表第4表第2第1号に規定する算出式の中の金額と
します。

ウ 貸倒率については、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比
率）によります。

技術的条件集	
通則	
第1章 通則 (用語の定義)	
第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。	
用語	意味
(1) ～ (106) (略)	(略)
(107) <u>き線点近傍の電柱等の端子盤接続</u>	<u>下部端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所</u> <u>に定める他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の</u> <u>当社側端子において接続する形態</u>
(108) <u>き線点近傍の電柱等の端子盤接続</u> <u>インタフェース</u>	<u>協定事業者がき線点近傍の電柱等に設置される端子盤におい</u> <u>て接続する時に適用するインタフェース種別</u>
(略)	
(標準的な接続箇所と技術的条件)	
第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。	
標準的な接続箇所	技術的条件
(1) ～ (1) - 3 (略)	(略)
(1) - 4 <u>き線点近傍の電柱等の端子盤</u>	<u>技術的条件集第2章第4節の5に規定するところによります。</u>
(2) ～ (2) - 2 (略)	(略)
(2) - 3 <u>I S M交換機の端末回線側</u>	<u>技術的条件集第2章第22節に規定するところによります。</u>
(略)	(略)
(略)	
第4節の5 形態1 - 8 <u>(網構成)</u>	

技術的条件集	
通則	
第1章 通則 (用語の定義)	
第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。	
用語	意味
(1) ～ (106) (略)	(略)
(107) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(108) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	
(標準的な接続箇所と技術的条件)	
第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。	
標準的な接続箇所	技術的条件
(1) ～ (1) - 3 (略)	(略)
(1) - 4 <u>削除</u>	<u>削除</u>
(2) ～ (2) - 2 (略)	(略)
(2) - 3 <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	(略)
(略)	
第4節の5 形態1 - 8 <u>削除</u>	

第 16 条の 11 当社の端末回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第 16 条の 12 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 24.10 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 16 条の 13 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 22 節 形態 1 0

(網構成)

第 98 条 I S M 交換機と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(接続方式)

第 99 条 分類 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 9 条 (接続方式) 第 2 項 (1) の規定を準用します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は当社の総合デジタル通信サービス契約約款 (第 1 種総合デジタル通信サービス又は第 2 種総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。) に規定されているものと同等とします。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関する試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は当社と当社の総合デジタル通信サービス契約約款により契約している契約者間で実施するものと同等とします。

(その他接続に必要な事項)

第 100 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 27 節 形態 1 5

(網構成)

第 22 節 形態 1 0 削除

第 27 節 形態 1 5

(網構成)

(略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27.1 又は 27.3 のいずれか 1 つのとおりとします。

(略)

別表 2

1. 電話サービスの利用条件

(略)

(2) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
<u>優先接続機能 [電話会社選択(マライン)、電話会社固定(マラインプラス)]</u>	<u>1. 発信種別 2、発信種別 3 への発信時に本機能を利用可能とする。</u>

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

(略)

(3) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
<u>優先接続機能 [電話会社選択(マライン)、電話会社固定(マラインプラス)]</u>	<u>1. 発信種別 2、発信種別 3 への発信時に本機能を利用可能とする。</u>

(略)

技術的条件別表 24.10

DSL インタフェース仕様 (FTTR インタフェース)

(略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27.1 のとおりとします。

(略)

別表 2

1. 電話サービスの利用条件

(略)

(2) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

(略)

(3) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)

(略)

技術的条件別表 24.10 削除

1 インタフェース条件

1.1 物理的条件

本インタフェースに適用する物理的条件の主要諸元を表 1.1 に示す。

表 1.1 主要諸元

項番	項目	規格
1	ケーブル	平衡対ケーブル
2	コネクタ	当社と直接協定事業者の間で別途協議の上、決定する

技術的条件集別表 2 6 . 5

I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv6 IPoE 方式)

[参照規格一覧]

- JIS C5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ 1998.5.20)
- JIS C6835 (石英系シングルモード光ファイバ素線 1991)
- IETF RFC2460 (Internet Protocol,Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)
- IETF RFC2461 (Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6) 1998.12)
- IETF RFC2463 (Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)
- IETF RFC2545 (Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing 1999.3)
- IETF RFC2858 (Multiprotocol Extensions for BGP-4 2000.6)
- IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layerspecifications 1998 Edition)
- IEEEstd 802.3ae-2002 (IEEE Standard for Information technology--Telecommunications and information exchange between systems--Local and metropolitan area networks-Specific requirements--Part 3: Carrier Sense Multiple Access with Collision Detection (CSMA/CD)Access Method and Physical Layer Specifications--Amendment:Media Access Control (MAC)Parameters,Physical Layer and Management Parameters for 10

技術的条件集別表 2 6 . 5

I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv6 IPoE 方式)

[参照規格一覧]

- JIS C5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ 1998.5.20)
- JIS C6835 (石英系シングルモード光ファイバ素線 1991)
- IETF RFC2460 (Internet Protocol,Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)
- IETF RFC2461 (Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6) 1998.12)
- IETF RFC2463 (Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)
- IETF RFC2545 (Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing 1999.3)
- IETF RFC2858 (Multiprotocol Extensions for BGP-4 2000.6)
- IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layerspecifications 1998 Edition)
- IEC 61754-20(Fibre optic interconnecting devices and passive components - Fibre optic connector interfaces - Part 20: Type LC connector family)
- IEEE Std 802.3ba-2010 (IEEE Standard for Information technology-- Local and metropolitan area networks-- Specific requirements-- Part 3: CSMA/CD Access Method and Physical Layer Specifications Amendment 4: Media Access Control Parameters, Physical Layers, and Management Parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s Operation)

Gb/s Operation

IEC 61754-20 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Fibre optic connector interfaces - Part 20: Type LC connector family)
IEEE Std 802.3ba-2010 (IEEE Standard for Information technology-- Local and metropolitan area networks-- Specific requirements-- Part 3: CSMA/CD Access Method and Physical Layer Specifications Amendment 4: Media Access Control Parameters, Physical Layers, and Management Parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s Operation)
IETF RFC2474 (Definition of the Differentiated Services Field (DS Field) in the IPv4 and IPv6 Headers 1998.12)

1. インタフェース規定点
(略)

2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様

2. 1 10GBASE-LRインタフェースにて接続する場合

2. 1. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20、JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

2. 1. 2 データリンク層 (レイヤ2) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause4 準拠

2. 1. 2. 1 論理的条件フレーム構成

IEEE Std 802.3 Clause3 準拠

ただし、タイプ/フレーム長フィールドにフレーム長を指定した場合は、転送を保証できない場合があります。

2. 1. 2. 2 物理アドレス解決方法

IETF RFC2461 準拠

2. 2 100GBASE-LR4インタフェースにて接続する場合
(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様
(略)

IETF RFC2474 (Definition of the Differentiated Services Field (DS Field) in the IPv4 and IPv6 Headers 1998.12)

1. インタフェース規定点
(略)

2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様

2. 1 削除

2. 2 100GBASE-LR4インタフェースにて接続する場合
(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様
(略)

技術的条件集別表 27.3

I P通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様
(I S D N一次群速度ユーザ・網インタフェース)

[参照規格一覧]

ISO/IEC 10173 (Information technology - Telecommunications and information exchange between systems - Interface connector and contact assignments for ISDN primary rate access connector located at reference points S and T Second edition 1998.12.15)

TTC JT-I411 (ISDN ユーザ網インタフェース規定点及びインタフェース構造 1990.11.28)

TTC JT-I431 (I S D N一次群速度ユーザ・網インタフェース レイヤ1仕様 1997.4.23)

TTC JT-Q921 (I S D Nユーザ・網インタフェース レイヤ2仕様 第5版 1998.11.26)

TTC JT-Q931 (I S D Nユーザ・網インタフェース レイヤ3仕様 第8版 1998.11.26)

IETF RFC791 (Internet Protocol 1981.9)

1. インタフェース規定点

TTC JT-I411で定義される一次群速度ユーザ・網インタフェース構造における、T参照点とする。

2. プロトコルスタック

プロトコル構成は、I S D N呼制御フェーズと I P制御フェーズに分かれており、以下のような階層構成となる。

レイヤ		プロトコル	
3	ネットワーク	<u>I S D N一次群速度ユーザ網インタフェースレイヤ3仕様</u>	<u>I P</u>
2	データリンク	<u>I S D N一次群速度ユーザ網インタフェースレイヤ2仕様</u>	<u>P P P</u>
1	物理	<u>I S D N一次群速度ユーザ網インタフェースレイヤ1仕様</u>	
		<u>I S D N呼制御フェーズ</u>	<u>I P制御フェーズ</u>

3. I S D N呼制御フェーズ

3.1 物理層 (レイヤ1)仕様

TTC JT-I431 準拠

技術的条件集別表 27.3 削除

接続コネクタ等 ISO/IEC 10173 準拠
適応ケーブル 平衡対ケーブル
接続構成 ポイント・ポイント

3. 2 データリンク層 (レイヤ2) 仕様
TTC JT-Q921 準拠

3. 3 ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様
TTC JT-Q931 準拠

伝達能力 回線交換モード 64 kbit/s 非制限デジタル
なお、IP通信網の収容局ルータは、発呼動作は行わない。

4. IP制御フェーズ

4. 1 データリンク層 (レイヤ2) 仕様
技術的条件集 別表 27. 1 2. 4を参照する。

4. 2 ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様
IP IETF RFC791 準拠

5. IP通信網収容装置の1ポートへ同時に収容可能なPPPセッション数の上限値
について
IP通信網収容装置の1ポートへ同時に収容可能なPPPセッション数の上限値につい
ては23とする。

技術的条件集別表 38

中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース仕様

【参照規格一覧】
(略)

5. 保守運用
(略)

5. 4 QoS
LAN型通信網内では、PCP フィールドに基づいた4クラス (SH, H, M, L) の優先制御を行
う。表5-3にPCP フィールドとクラスを対応させた一例を示す。

技技術的条件集別表 38

中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース仕様

【参照規格一覧】
(略)

5. 保守運用
(略)

5. 4 QoS
LAN型通信網内では、PCP およびVID フィールドに基づいた優先制御を行う。表5-3に
PCP フィールドとクラスを対応させた一例を示す。

表5-3 TCIのPCP値と優先度(SH, H, M, L)の変換例

当社のLAN型通信網 → 直接協定事業者の網	直接協定事業者の網 → 当社のLAN型通信網
[優先クラス] → [PCP値] SH → 7 H → 4 M → 2 L → 0	[PCP値] → [優先クラス] 7, 6, 5 → SH 4, 3 → H 2, 1 → M 0 → L

なお、本別表では、VLANタグ内のDEIフィールドの利用方法に関して規定しない。

【付属資料a】
(略)

表5-3 TCIのPCP値と優先度(SH, H, M, L)の変換例

当社のLAN型通信網 → 直接協定事業者の網	直接協定事業者の網 → 当社のLAN型通信網
[優先クラス] → [PCP値] SH → 7 H → 4 M → 2 L → 0	[PCP値] → [優先クラス] 7, 6, 5 → SH 4, 3 → H 2, 1 → M 0 → L

なお、本別表では、VLANタグ内のDEIフィールドの利用方法に関して規定しない。

【付属資料a】
(略)